

令和6年度 第1回 大野市環境保全対策審議会 次第

日 時 令和6年11月14日（木）午後7時～

場 所 結とぴあ 3階 302号室

1 開会

2 くらし環境部長あいさつ

3 会長、副会長の選任について

4 会長あいさつ

5 審議会の趣旨説明について 資料1

6 議事

(1) 環境基本計画令和5年度年次報告書（案）について 資料2

(2) 脱炭素関連施策の令和5年度取組状況について 資料3

(3) 環境基本計画の中間見直しについて 資料4

(4) その他

7 閉会

大野市環境保全対策審議会 名簿

(委員) 任期: 令和6年5月1日～令和8年4月30日 (2年間)

(敬称略)

選任区分	No.	所属	役職	氏名	備考
学識 経験者	1	大野市医師会	医師	鳥山 恭央	
	2	大野商工会議所	専務理事	飯田 俊市郎	
	3	福井工業大学 環境食品応用化学科	教授	小松 節子	
	4	大野地球科学研究会	会員	黒瀬 博徳	
	5	ノーム自然環境教育事務所	代表	坂本 均	
関係行政 機関代表	6	福井県自然保護センター	主査	佐野 沙樹	【代理出席】 主事 服部 耕平
	7	福井県奥越健康福祉センター	次長	松永 浩美	
	8	大野警察署 生活安全係	係長	栗原 和成	
住民代表	9	大野市区長連合会	理事	萩原 勢子	
	10	大野生活学校	委員	嶋田 よし子	
	11	大野市消費者グループ連絡協議会	会長	齋藤 博子	

(大野市)

No.	所属	役職	氏名	備考
1	くらし環境部	部長	乾川 和則	幹事
2	くらし環境部 環境・水循環課	課長	加藤 洋美	事務局
3	くらし環境部 環境・水循環課	課長補佐	村中 宏美	事務局
4	くらし環境部 環境・水循環課	企画主査	小野田 陽	事務局
5	くらし環境部 環境・水循環課	主査	松浦 悦子	事務局
6	くらし環境部 環境・水循環課	主査	久保 桐子	事務局
7	くらし環境部 環境・水循環課	主事	竹内 淳汰郎	事務局

○大野市環境保全条例（抜粋）

昭和 4 9 年 4 月 1 日 条例第 1 6 号

第 2 章 環境保全に関する施策

（環境基準の設定）

第 6 条 市長は、市民の健康を保護し、良好な生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境上の基準を定めるものとする。

2 市長は、前項の基準を定めるに当たっては、大野市環境保全対策審議会の意見を聞かなければならない。これを変更し、又は廃止する場合も同様とする。

第 4 章 大野市環境保全対策審議会

（設置）

第 3 5 条 大野市の環境保全対策に関する基本的事項を調査審議するため、大野市環境保全対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 3 6 条 審議会は、委員 1 3 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）住民代表

（3）関係行政機関代表

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 3 7 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 8 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、会議の議長となる。

- 3 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、議事に関係ある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。
(専門部会)

第39条 会長は、必要に応じ、特定事項を調査審議するため、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
(幹事)

第40条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員の中から、市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の指揮を受け、審議会の事務を処理する。
(庶務)

第41条 審議会の庶務は、くらし環境部環境・水循環課において行う。

(委任)

第42条 第35条から前条までに定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

- 役 割**
- ・環境保全対策に関する基本的事項を調査審議する。(環境保全条例第35条)
 - ・環境上の基準を定める(変更、廃止する)場合に意見をする。(環境保全条例第6条)
 - ・市環境基本計画に基づく施策(区域の地球温暖化対策を含む)の進捗状況(年次報告書)に対し、意見・提言をする。(市環境基本計画)

- 委 員**
- 次に掲げる者から13人以内を市長が委嘱
- ・学識経験者
 - ・住民代表
 - ・関係行政代表機関

任 期 2年間 ※現行委員の任期は、令和6年5月1日～令和8年4月30日

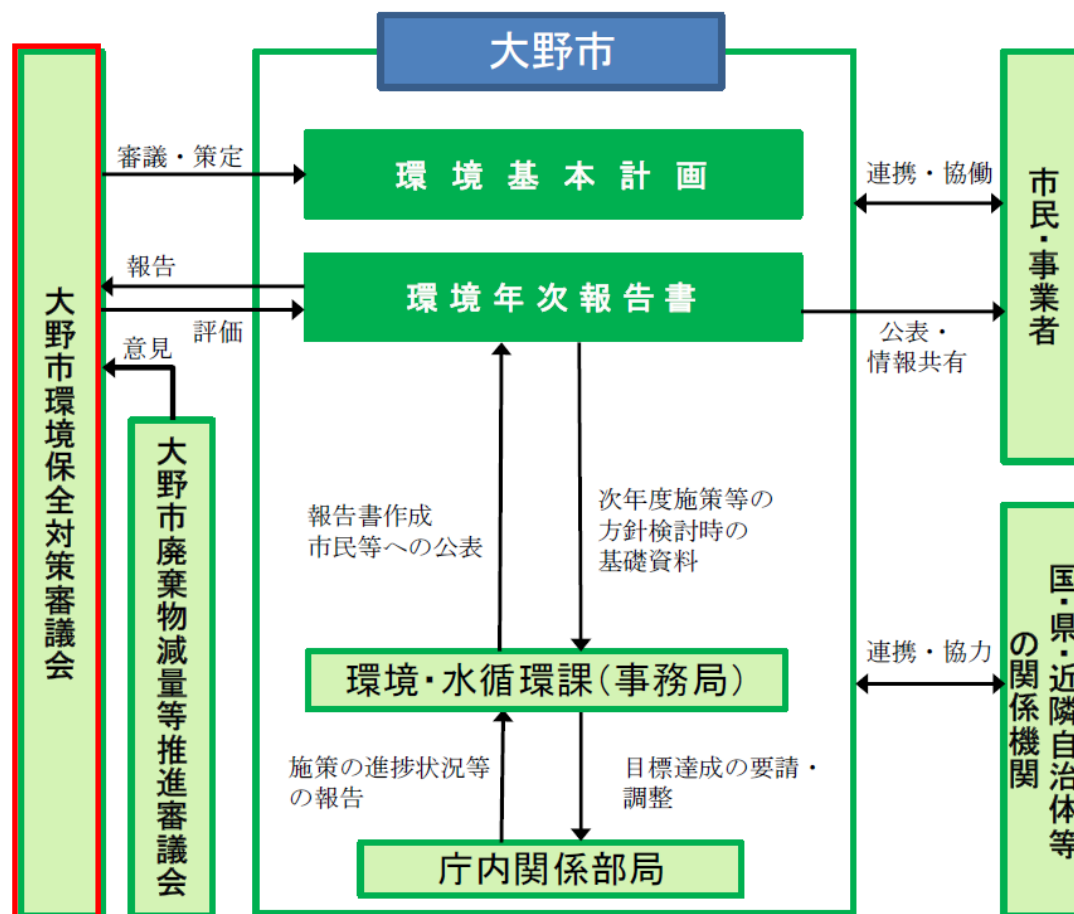
【開催実績】※直近2か年

年度	開催日	内容
令和5年度	令和6年2月21日	1 環境基本計画の一部改訂について 2 環境基本計画の年次報告について 3 令和6年度の主な取組みについて
	令和5年12月19日	1 環境基本計画の一部改訂について
令和4年度	令和5年3月23日	1 環境基本計画の年次報告について 2 大野市脱炭素ビジョンの策定について 3 環境基本計画の一部改訂について

環境基本計画における審議会の役割

大野市環境基本計画（抜粋）

本計画について審議などを行う母体としての役割は、「大野市環境保全対策審議会」が担っています。この大野市環境保全対策審議会に対し、毎年、年次報告書を基に進捗状況を報告し、意見や提言をいただきながら、それらを踏まえた取り組みを進めます。（以下省略）



大野市環境基本計画 令和5年度 年次報告書

大 野 市



目 次

第一部 大野市内における環境の概要

第1章	市勢の概要	1
1.	市勢の概況	1
第2章	大野市環境基本計画の概要	6
1.	目的	6
2.	計画の位置付け	7
3.	対象とする環境の範囲	8
4.	目標年次	10
5.	推進主体	10
6.	施策の体系	11
第3章	環境保全行政の概況	13
1.	環境保全行政の歩み	13
2.	環境保全行政機構	15
3.	環境保全対策予算の推移	16
4.	公害関係法令の概要	17
5.	公害苦情処理件数	19
6.	公害防止協定締結状況	20

第二部 重点施策の推進状況

基本目標 1	自然との共生社会の形成	21
基本目標 2	低炭素社会の実現	27
基本目標 3	資源循環型社会の構築	32
基本目標 4	快適な生活環境の保全	36
基本目標 5	総合的な取り組みの推進	44

第三部 公害に係る環境基準と現況

1.	大気汚染	48
2.	水質汚濁	55
3.	地盤沈下	80
4.	土壌汚染	81
5.	騒音	87
6.	振動	96
7.	悪臭	100
8.	典型 7 公害以外の公害	107

大野市内における 環境の概要

大野市内における基本的な環境の現状を明らかにします。

第1章 市勢の概要

1. 市勢の概況

(1) 概況

面積…872.43k m²

人口…30,580人（令和5年10月1日現在 外国人を含む）

世帯数…11,627世帯（〃）

市制施行…昭和29年7月1日

(2) 沿革

大野市のあけぼのは縄文中期（約4,000年前）であることが右近次郎遺跡等から出土する多数の石器、土器によって明らかにされました。また、古い文献では、和良比夫（蕨生）・佐比良気（佐開）・佐加戸（坂戸）・若子（若生子）の地名が出ています。

平安時代には加美・資母・大沼の庄名が見えており、そのころ大野盆地は牛ヶ原荘園、平泉寺荘園が支配していました。しかし、平安時代の終わりごろ武士の興起によって荘園は圧迫され、室町時代には全く滅び去り、代わって斯波氏、朝倉氏など武士の統領が支配するところとなりました。

天正元年（1573年）朝倉氏の滅亡後一時は一向一揆の支配下となりましたが、一揆は間もなく織田信長に平定され、織田の武将金森長近が大野の大部分を統治しました。長近はまず亀山に越前大野城を構築するとともに京都に模して短冊状の城下町を建設し、栄えてきました。天和2年（1682年）土井利房が大野に封ぜられましたが、勝山・郡上・鯖江・福井の藩料、公料など複雑に分割され、明治維新まで約150年間続きました。

明治4年（1871年）廃藩、同6年（1873年）区長・権長が置かれ、戸制など多少の変遷を経て、明治22年（1889年）町村制が実施され、大野・下庄・乾側・小山・上庄・富田・阪谷・五箇の1町7か村となり、昭和26年（1951年）11月に下庄村は町制を施行しました。

そして、昭和29年（1954年）7月1日に2町6か村が合併して大野市が誕生しました。その後、昭和45年（1970年）7月1日に西谷村、平成17年（2005年）11月7日に和泉村を編入合併し、令和5年（2023年）10月1日現在の人口は30,580人、世帯数は11,627世帯となっています。

市制施行以来、これまで幾多の災害を克服し、恵まれた自然環境を生かしながら、「人がつながり地域がつながる 住み続けたい結のまち」の実現を目指して力強く歩み続けてきました。

市域の変遷

年 月 日	事 項	編入面積(km ²)	総面積(km ²)
昭和29年7月1日	市制施行（2町6か村合併）	—	343.56
昭和45年7月1日	西谷村編入合併	198.10	541.66
昭和63年10月1日	国土地理院による再計測	—	539.92
平成17年11月7日	和泉村編入合併	332.38	872.30
平成26年10月1日	国土地理院による再計測	—	872.43

(3) 位置と地勢

大野市は福井県の東部にあり、北は石川県と勝山市、東と南は岐阜県、西は福井市と今立郡池田町と接しています。

面積は 872.43 ㎢で、このうち森林が 758.38 ㎢を占めています。

四囲は霊峰白山の支脈に囲まれ、大野富士とも呼ばれる荒島岳をはじめ、赤兎山、願教寺山、能郷白山、経ヶ岳などの秀峰がそびえています。

岐阜県境に源を発する九頭竜川、その支流の真名川・清滝川・赤根川は、大野盆地を南から北へ貫流しています。これらの河川は上流で九頭竜峡・真名峡の渓谷美をつくり、流れて 4,000ha (40 ㎢) の野を潤しています。

【大野市位置図】



(4) 気象

大野市の気候は典型的な日本海北陸型気候区に属し、冬季に強い北よりの季節風が吹き荒れ曇天が続くのが特徴です。また、美濃越前山地の北側に上昇気流が発生して、多くの雪や雨を降らせています。

大野市の最近 10 年間の年間平均気温は 13.8 度で、内陸盆地であることから寒暖の差が大きく、日本海側を発達した低気圧が通過するときにフェーン現象がしばしば発生します。

気象

年度	平均 気温	最高 気温	最低 気温	平均 風速	最大 風速	降水量	日照 時間	最深 積雪
平成	℃	℃	℃	m/s	m / s	mm	h	cm
3 年	13.3	34.9	- 10.2	1.1	SSE 10	2,683	1,049.6	157
4	13.0	35.5	- 9.9	1.1	SSE 11	1,990	1,206.6	50
5	12.4	32.5	- 8.6	1.4	SE 11	2,584	1,152.8	65
6	13.6	36.5	- 11.3	1.4	SSE 9	1,365	1,524.7	75
7	12.3	35.2	- 12.1	1.3	SSE 8	2,629	1,267.1	97
8	12.6	34.9	- 9.3	1.4	SSW 7	1,790	1,381.1	100
9	13.2	33.4	- 11.4	1.2	SSE 11	2,166	1,492.6	47
10	14.4	33.0	- 8.8	1.2	S 8	2,579	1,191.9	67
11	13.7	33.6	- 11.5	1.3	SSE 9	2,274	1,331.4	97
12	13.9	36.8	- 7.1	2.4	S 16	1,517	1,476.2	55
13	13.6	36.3	- 9.5	2.3	NW 11	1,541	1,542.1	128
14	13.7	36.3	- 7.2	2.4	S 15	2,387	1,446.8	59
15	13.7	35.2	- 8.5	2.5	WNW13	1,979	1,264.8	83
16	14.6	36.2	- 8.9	2.5	S 18	2,253	1,474.2	112
17	13.5	35.2	- 7.8	2.4	S 16	2,440	1,255.8	157
18	14.2	35.5	- 7.2	2.4	NW 14	2,106	1,371.9	32
19	13.7	38.0	- 7.8	2.5	W 13	1,753	1,424.7	66
20	14.0	37.0	- 9.9	1.6	SSE10	1,820	1,571.0	52
21	13.4	34.6	- 6.6	1.6	WNW11	1,856	1,405.8	133
22	13.5	37.0	- 7.7	1.6	SE 10	1,886	1,561.6	193
23	13.4	38.2	- 10.8	1.5	SSE 10	2,070	1,442.5	130
24	13.6	38.6	- 10.4	1.7	S 16	1,666	1,644.7	67
25	13.4	36.1	- 7.5	1.7	SE 11	2,212	1,672.2	28
26	13.1	35.6	- 9.5	1.4	ESE 10	2,504	1,580.7	115
27	14.0	35.2	- 7.4	1.4	ESE 9	2,079	1,573.6	57
28	13.9	34.8	- 9.2	1.4	SE 14	2,108	1,548.7	62
29	12.8	34.8	- 10.2	1.3	SSE 11	2,986	1,580.4	177
30	14.3	36.0	- 6.7	1.3	SE 14	2,152	1,654.4	24
令和元	14.6	36.2	- 6.7	1.3	SSE 10	1,880	1,621.9	15
2	13.7	35.4	- 9.8	1.4	SSE 11	2,473	1,562.5	166
3	13.7	35.2	- 8.8	1.4	SE 11	2,627	1,590.5	128
4	14.2	35.8	-7.9	1.3	SE 10	2,020	1,689.1	93
5	14.4	36.4	-9.2	1.3	SSE 11	2,398	1,733.5	55

(資料：気象庁)

(5) 人口・世帯数の推移

人口・世帯数

年 次	世帯数	人 口			一世帯 当たり の人員	人口密度 (1 km ² 当たり)	摘 要
		総数	男	女			
大正 9 年	7,309	36,507	17,862	18,645	4.99	67.4	第 1 回国勢調査
14	7,391	36,552	17,885	18,667	4.95	67.5	第 2 回 //
昭和 5 年	—	37,320	18,325	18,995	—	68.9	第 3 回 //
10	—	37,274	18,168	19,106	—	68.8	第 4 回 //
15	7,413	38,409	18,652	19,757	5.18	70.9	第 5 回 //
22	—	47,549	23,276	24,273	—	87.8	第 6 回 //
25	9,136	47,412	23,056	24,356	5.19	87.5	第 7 回 //
30	9,243	47,621	23,281	24,340	5.15	87.9	第 8 回 //
35	9,620	46,271	22,013	24,258	4.81	85.4	第 9 回 //
40	9,975	44,873	21,321	23,552	4.50	82.8	第 10 回 //
45	10,090	42,241	20,152	22,089	4.19	78.0	第 11 回 //
50	10,306	41,918	20,074	21,844	4.07	77.4	第 12 回 //
55	10,476	41,901	20,051	21,850	4.00	77.4	第 13 回 //
60	10,485	41,926	20,089	21,837	4.00	77.4	第 14 回 //
平成 2 年	10,463	40,991	19,538	21,453	3.92	75.9	第 15 回 //
7	10,567	40,245	19,147	21,098	3.81	74.5	第 16 回 //
12	10,867	38,880	18,573	20,307	3.58	72.0	第 17 回 //
17	11,229	37,843	17,956	19,887	3.37	43.4	第 18 回 //
22	10,847	35,291	16,705	18,586	3.25	40.5	第 19 回 //
27	10,698	33,109	15,683	17,426	3.09	38.0	第 20 回 //
令和 2 年	10,868	31,286	14,997	16,289	2.88	35.9	第 21 回 //

※ 平成 17 年次から旧和泉村分を含みます。

(6) 産業別就業者数

産業分類別就業者数

(人)

産業分類	平成 22 年	平成 27 年	令和 3 年
総数	18,212	17,733	16,964
第 1 次産業	1,772	1,557	1,250
農業	1,671	1,462	1,174
林業	98	93	71
漁業	3	2	5
第 2 次産業	5,615	5,566	5,502
鉱業、採石業、砂利採取業	8	6	6
建設業	2,384	2,161	2,229
製造業	3,223	3,399	3,267
第 3 次産業	10,808	10,553	9,929
電気・ガス・熱供給・水道業	160	152	147
情報通信業	132	139	151
運輸業、郵便業	633	530	470
卸売業、小売業	2,624	2,359	2,159
金融業、保険業	357	333	315
不動産業、物品賃貸業	103	118	105
学術研究、専門・技術サービス業	372	380	395
宿泊業、飲食サービス業	732	693	614
生活関連サービス業、娯楽業	664	613	534
教育、学習支援業	825	758	761
医療、福祉	2,323	2,635	2,554
複合サービス事業	296	324	283
サービス業			
(他に分類されないもの)	890	916	859
公務			
(他に分類されるものを除く)	697	603	582
分類不能の産業	17	57	283

第2章 大野市環境基本計画の概要

1. 目的

大野市環境基本計画は、平成10年3月に制定された大野市環境基本条例の基本理念を実現するため、良好な環境を保全することはもとより、より良い環境の創造を目指し、平成12年3月に策定され、平成22年4月から第二期、令和3年4月から第三期の計画期間が始まりました。

この計画は、市、市民、事業者がそれぞれの責務を果たすとともに、互いに協力し合い、総合的かつ計画的に施策を推進していくことを目的としており、具体的には次の三つの事項について定めています。

大野市環境基本計画に定める具体的事項

環 境 像	長期的視点に立って大野市の理想とする環境像を明らかにする ○大野市の将来の姿、基本目標、数値目標など
取 り 組 み	環 境 の 保 全 及 び 創 造 に 向 け た 取 り 組 み を 明 ら か に す る ○施策の基本方針、重点施策など
役 割	市 、 市 民 、 事 業 者 の 役 割 を 明 ら か に す る ○主体別行動指針、推進体制など

なお、大野市環境基本条例は、今日の多様化する環境問題に対し幅広い視点で環境をとらえ、大野市における環境の保全及び創造についての基本的な事項を定めています。この条例は、水と緑に恵まれた大野市の環境の保全及び創造について、基本理念を次のようにとらえています。

大野市環境基本条例に定める基本理念

私たち市民は、この恵まれた環境のもとで暮らしを楽しみ、この環境を将来の子どもたちに残していきます。

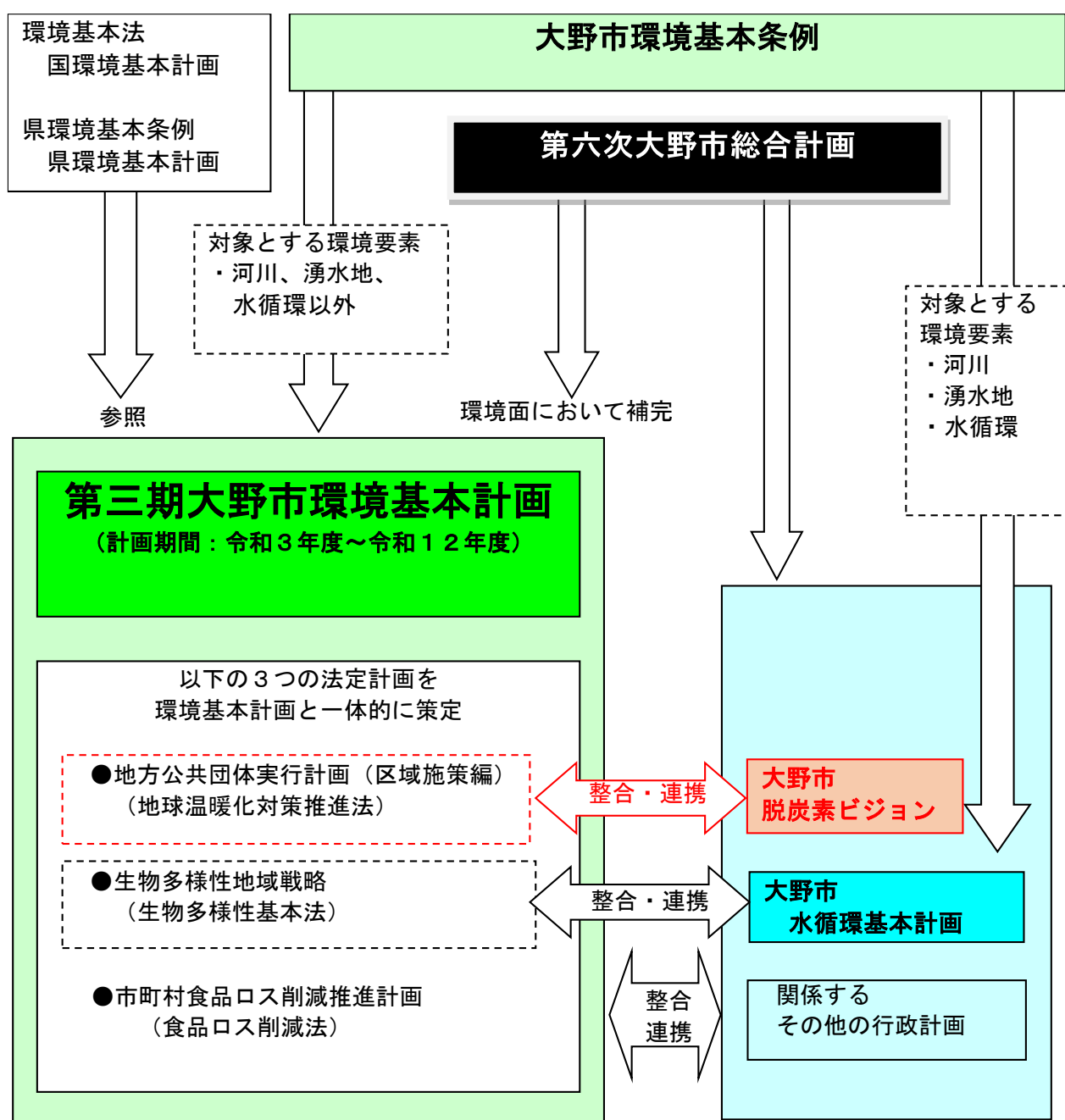
環境に対する負担を少なくし、このすばらしい環境を守りはぐくみながら豊かな社会づくりを進めていきます。

すべての事業活動や私たちの日常生活において、地球環境を守るための活動を積極的に進めていきます。

2. 計画の位置付け

第三期大野市環境基本計画は、大野市環境基本条例第9条に基づき、同条例第3条に定める基本理念を踏まえ、大野市の環境の保全と創造に関する施策などを定めるものです。市政各分野の計画に基づき実施される環境関連施策についても、本計画に基づく施策と整合するよう実施します。

なお、本計画は、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条に基づく生物多様性地域戦略、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第13条に基づく市町村食品ロス削減推進計画としても位置付けます。



3. 対象とする環境の範囲

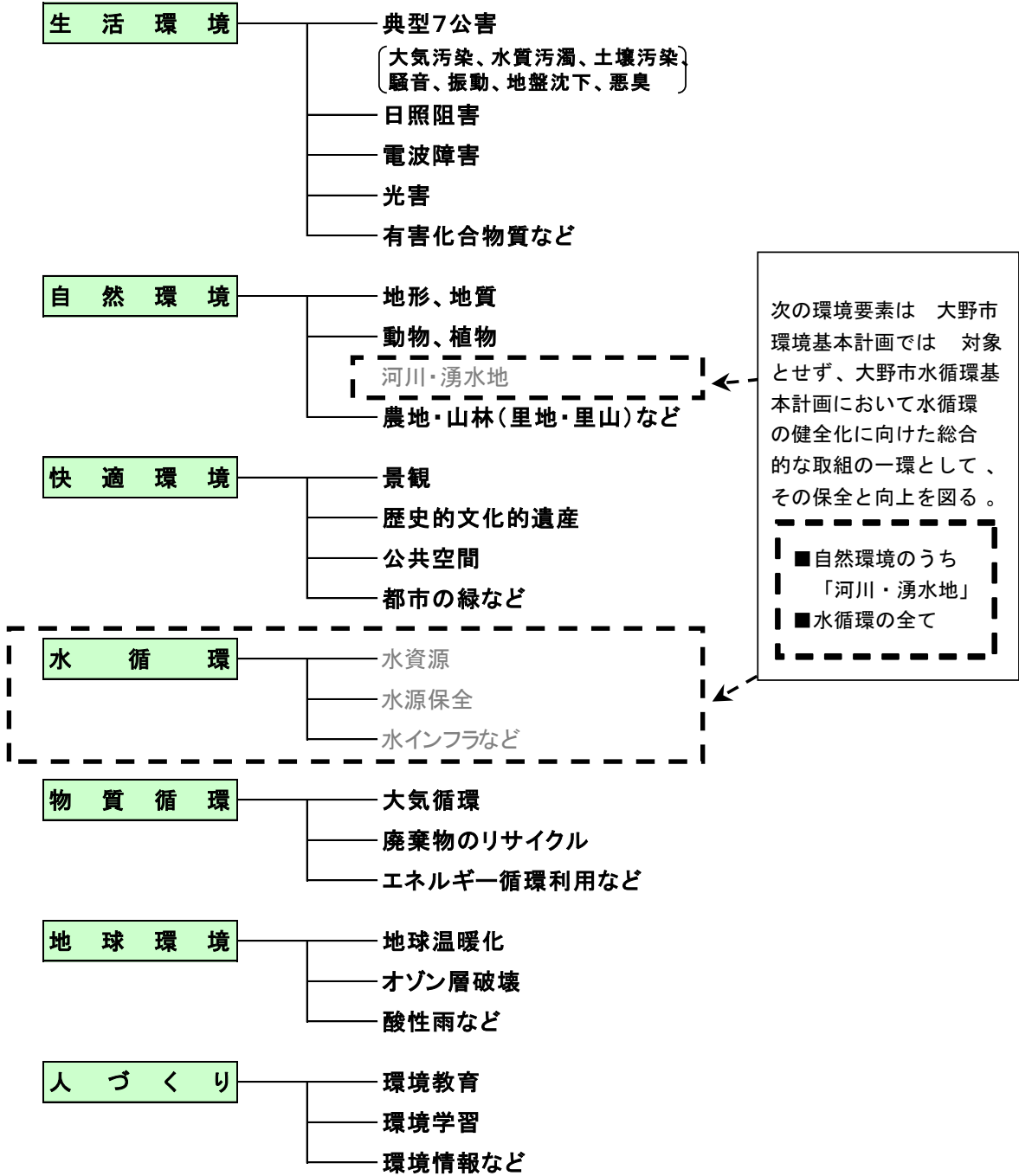
大野市環境基本計画が対象とする範囲は、大野市環境基本条例第8条に掲げる施策の基本方針を推進していく上で必要な範囲とします。

大野市環境基本条例第8条に掲げる施策の基本方針

- (1) 公害の防止に関すること
- (2) 水、大気、土壌その他の自然の構成要素の保全に関すること
- (3) 河川、水辺、農地、山林その他の自然環境の体系的な保全に関すること
- (4) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること
- (5) 良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保存に関すること
- (6) 地下水の合理的利用及びかん養対策に関すること
- (7) 資源及びエネルギーの有効利用に関すること
- (8) 廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関すること
- (9) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に関すること
- (10) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること

大野市環境基本計画で対象とする環境の範囲は、施策の基本方針を踏まえて、次の環境要素を対象としています。

大野市環境基本計画で対象とする環境の範囲



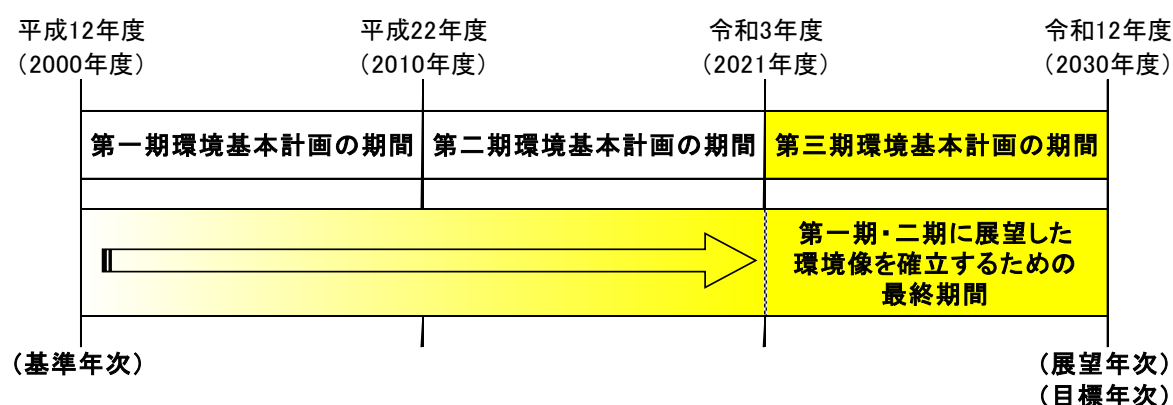
4. 目標年次

大野市環境基本計画は、第四次大野市総合計画と連携することを意図して、30年後の令和12年度（2030年度）における都市像を展望しながら、平成21年度（2009年度）までの10年間を第一期計画期間として策定されました。

第二期環境基本計画は、まちづくりの基本目標の一つである「環境保全と美しい景観づくりのまち」を実現するため、平成22年度（2010年度）から平成31年度（2019年度）までの10年間を計画期間として策定されました。（平成27年度（2015年度）の中間見直しの際に、第五次大野市総合計画後期基本計画との整合を図るため、計画期間を1年延長）

そして、第三期環境基本計画は、第二期環境基本計画までの取り組みと成果を引き継ぎつつ、新たな課題に対応することにより、第六次大野市総合計画の基本目標の一つである「豊かな自然の中で快適に暮らせるまち」を実現するため、これまでの目標達成状況を検証するとともに、新しい課題に的確に対応し、施策を着実に推進することで、より良い環境の創造を目指しています。

なお、第六次大野市総合計画後期基本計画の策定が見込まれる令和7年度（2025年度）に中間評価を行い、総合計画との整合性を図るなど必要に応じ、計画の見直しを行います。



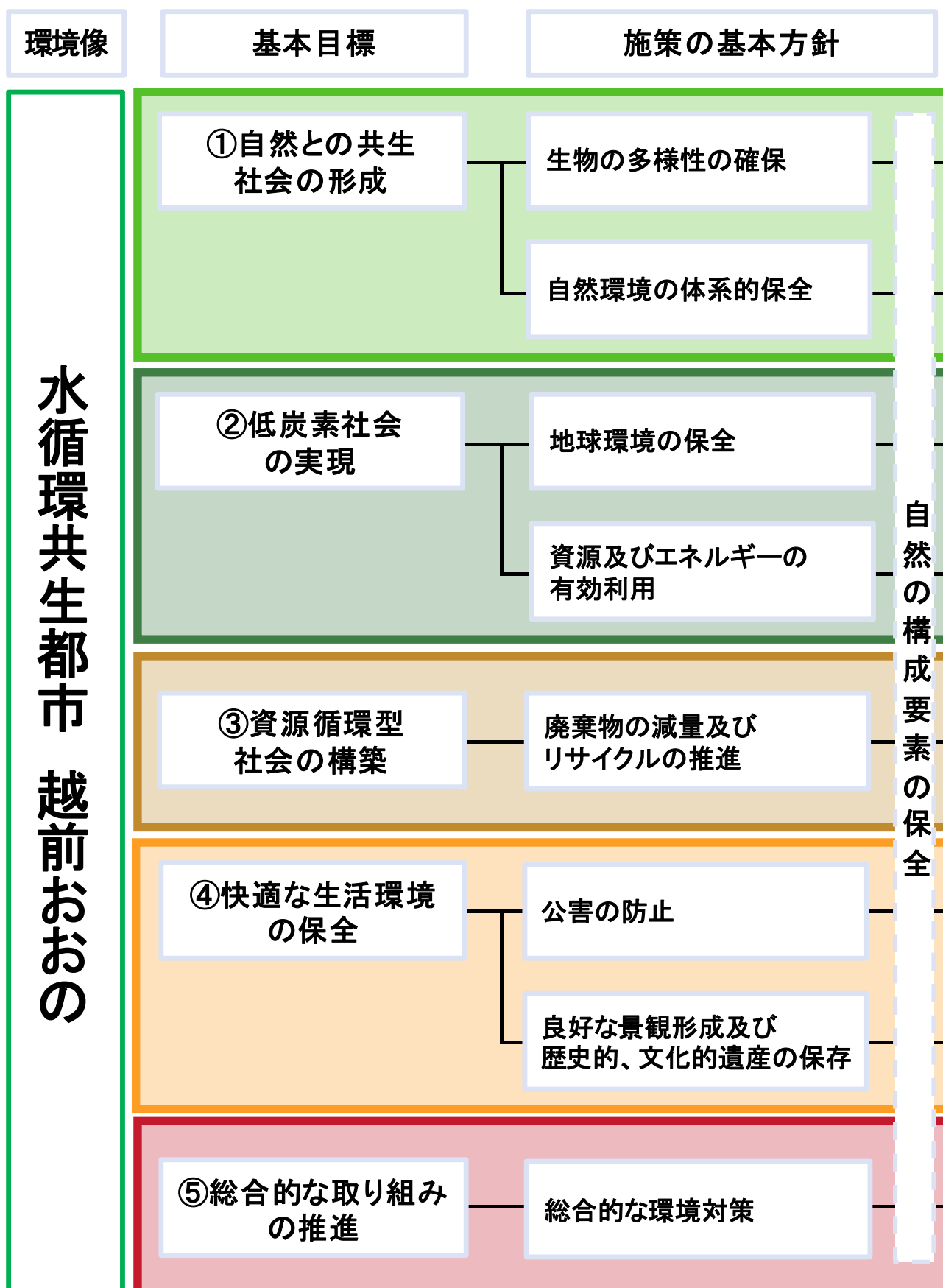
5. 推進主体

大野市環境基本計画を推進していく主体は、次のとおりです。

大野市環境基本計画の推進主体

市	計画全般の進行管理、近隣自治体などとの連携、環境普及活動の推進など
市民	環境に配慮した生活の実践、地域活動の推進など
事業者	環境保全型事業の展開、地域環境の向上につながる活動の推進など

6. 施策の体系 (令和6年3月の一部改訂前)



重点施策

- ①身近な自然とふれあう活動の推進
- ②野生動植物の保全
- ③地域資源の活用

- ①農地(里地)の保全と活用
- ②山林(里山)の保全と活用

- ①脱炭素に向けた行動の促進
- ②脱炭素型のまちづくりの推進
- ③気候変動適応策の推進

- ①省エネルギーの推進
- ②再生可能エネルギーの利用促進

- ①3Rによるごみ排出量削減の推進
- ②食品ロス削減の推進
- ③プラスチックごみ削減の推進

- ①公害発生の防止
- ②環境美化活動の促進
- ③野外焼却、不法投棄の防止

- ①良好な景観形成
- ②歴史的、文化的遺産の保存
- ③公園や空き家、空き地の適正管理の促進

- ①持続可能な社会の担い手を育む教育の推進
- ②市民協働の取り組みの推進
- ③環境情報の収集と共有化

第3章 環境保全行政の概況

1. 環境保全行政の歩み

環境保全行政年表

S 4 9 . 4 . 1	大野市環境保全条例の公布
4 9 . 9 . 3 0	大野市環境保全条例施行規則の施行
5 2 . 1 2 . 1	大野市地下水保全条例の公布、同条例施行規則の施行
5 8 . 1 0 . 1	大野市役所課室設置条例の一部改正
5 9 . 9 . 1 0	名水百選調査報告
5 9 . 1 0 . 6	大野市地下水保全条例施行規則の一部改正（融雪装置の使用制限）
6 0 . 5 . 1	大野市地下水保全条例施行規則の一部改正（抑制地域の変更）
6 0 . 7 . 2 2	御清水が名水百選に認定される。
6 1 . 4 . 1	大野市行政改革に伴う関係条例の整備に関する条例で審議会委員17人以内を15人以内に改める。
6 2 . 4 . 1	行政機構の改善に伴う関係条例の整備に関する条例で生活保健課を生活環境課に改める。
6 3 . 1 . 3 0	「星空の街・あおぞらの街」の認定を受ける。
H 元 . 1 1 . 2 7	県の地下水調査において1地点でテトラクロロエチレンが環境基準を超えて検出される。
2 . 1 . 2 2	地下水調査
2 . 2 . 1	仮設水道による給水開始
2 . 8 . 1 0	発生源とみられる事業場敷地内の土壌の試掘・分析を行う。
2 . 9 . 1 7	汚染土壌の除去（25日まで）
2 . 9 . 2 4	汚染地下水の汲み上げ開始（3か所）
2 . 1 1 . 1 2	汚染地下水の汲み上げ開始（2か所）
3 . 9 . 4	大野市環境保全条例施行規則の一部改正（騒音規制基準の改正）
5 . 4 . 1	大野市環境保全条例施行規則の一部改正（排水・大気規制基準の改正）
8 . 4 . 1	機構改革により市民福祉部生活環境課となる。
1 0 . 3 . 2 6	大野市環境基本条例の公布及び施行
1 2 . 3 . 1 5	大野市環境基本計画の策定
1 2 . 6 . 2 9	大野市環境美化推進条例の公布
1 2 . 7 . 2 0	大野市環境美化推進条例及び同条例施行規則の施行
1 2 . 1 2 . 2 2	大野市区域内郵便局と大野市の間で「使用済郵便はがき再生における郵便局と大野市との協定書」締結（※平成17年3月31日にて終了）
1 2 . 1 2 . 2 5	大野市地下水保全基金設置
1 3 . 2 . 1 9	大野砂利採取販売協同組合と大野市との間で「砂利採取に係る協定書」締結
1 3 . 5 . 1 1	大野市区域内郵便局と大野市との間で「廃棄物等の不法投棄及び道路情報等に係る郵便局と大野市間の協力に関する協定書」締結
1 3 . 7 . 1 4	「本願清水イトヨ生息地」に、「本願清水イトヨの里」がオープン。

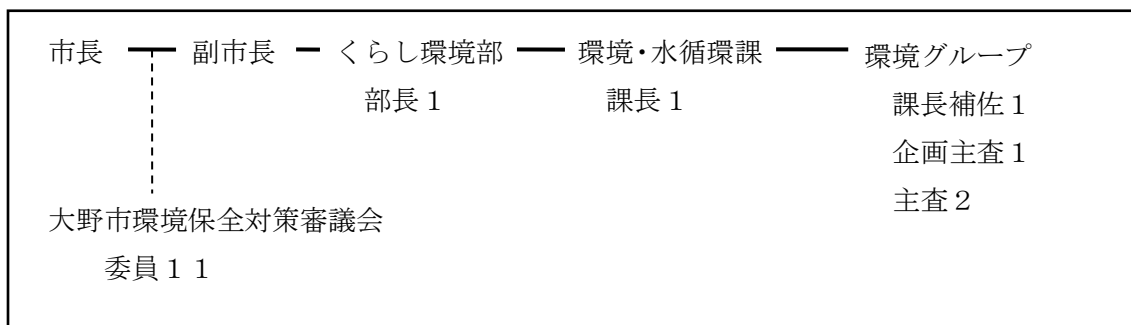
1 6 . 2 . 1 2	大野市森林組合及び大野市漁業協同組合と大野市の間で「廃棄物の不法投棄等に係る協力に関する協定書」締結
1 7 . 1 1 . 4	大野市環境基本条例の一部改正（開発行為に関する届出の準用等） 大野市環境保全条例施行規則の一部改正（開発行為に関する届出の準用）
1 7 . 1 2 . 1 3	大野地下水保全管理計画の策定
1 8 . 1 . 1 9	市内 5 か所（御清水、篠座神社の御霊泉、本願清水、七間清水、石灯籠会館清水）でふくいのおいしい水に認定される。
1 8 . 8 . 1 0	大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全文改正
1 9 . 3 . 2 6	大野市環境保全条例の一部改正（機構改革に伴う名称の変更等） 大野市環境保全条例施行規則の一部改正（排水の規制基準等） 大野市地下水対策審議会設置条例の一部改正
1 9 . 4 . 1	機構改革により市民福祉部環境衛生課となる。
1 9 . 9 . 1 4	水舟清水がふくいのおいしい水に認定される。
1 9 . 1 0 . 2 9	湧水保全フォーラム全国大会が開催される。
2 0 . 6 . 4	本願清水が「平成の名水百選」に選定される。
2 2 . 3	越前おおの環境基本計画の策定（第二期大野市環境基本計画）
2 2 . 8 . 3	清水広場と五番名水庵清水がふくいのおいしい水に認定される。
2 4 . 4 . 1	機構改革により市民福祉部くらし環境課となる。
2 5 . 4 . 1	機構改革により民生環境部市民生活課となる。
2 5 . 4 . 5	第 1 5 回日本水大賞において本市の地下水保全活動が環境大臣賞を受賞する。
2 5 . 9 . 5	新掘清水と芹川清水がふくいのおいしい水に認定される。
2 7 . 6 . 2 2	㈱リクルートホールディングスが発行するフリーペーパー「R 2 5」において、『水道水がおいしい市町村 B E S T 5』に、本市の水道水が 1 位に選ばれる。（水ジャーナリスト 橋本淳司氏選定）
2 8 . 1 . 2 6	「Carrying Water Project（キャリング ウォーター プロジェクト）」の一環として、日本ユニセフ協会とパートナーシップを締結し自治体初の「地域と用途を明確にした支援」を開始。支援先はアジアで最も水環境に恵まれない国・東ティモールに決定。
3 0 . 3 . 1 8	ブラジルで開催された第 8 回世界水フォーラムのエキスポで大野市の取り組みを紹介。
	9 . 5 義景清水がふくいのおいしい水に認定
R 2 . 3 . 2 3	大野市の地下水や湧水文化を切り口に「水」について総合的に学ぶことのできる拠点施設として、「越前おおの水のがっこう」が明倫町にオープン。
3 . 2	大野市水循環基本計画の策定
3 . 3 . 2 5	大野市ゼロカーボンシティ宣言
3 . 3	第三期大野市環境基本計画の策定
3 . 4	機構改革によりくらし環境部環境・水循環課となる。
3 . 9 . 3 0	全国トゲウオ保全シンポジウム in 結の故郷 越前おおのが開催される。
3 . 1 1 . 9	渇水対策連絡室を設置（※同年 1 2 月 9 日にて閉鎖）

5. 3	大野市脱炭素ビジョンの策定
5. 3. 1 0	「本願清水イトヨの里」展示リニューアルオープン
5. 6. 2 2	大野市脱炭素推進会議の設置
6. 3	第三期大野市環境基本計画の一部改訂
	大野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定

2. 環境保全行政機構

（1）機構図（R 5. 4. 1 現在）

環境保全行政機構図



（2）環境・水循環課（環境担当）の事務分掌

環境グループ 事務分掌

公害対策に関すること
 環境基本計画の推進に関すること
 一般廃棄物の収集、運搬等に関すること
 広域ごみ処理施設との連絡調整に関すること
 環境美化に関すること
 環境保全対策審議会に関すること
 環境マネジメントシステムに関すること
 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること
 清掃事業の計画、調査及び普及活動に関すること
 廃棄物の減量及び資源有効利用促進に関すること
 廃棄物減量審議会に関すること
 脱炭素の推進に関すること

3. 環境保全対策予算の推移

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(目) 5 環境保全対策費

環境保全対策予算

(単位：千円)

年度 節	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
報酬	212	149	141	99	141	99	282	141	141	141
給料	7,581	6,739	7,387	7,472	7,628	7,746	6,961	8,539	13,535	17,445
職員手当等	3,811	3,706	3,702	3,814	3,858	3,754	3,383	5,079	8,348	10,988
共済費	2,080	2,046	2,045	2,073	2,143	2,287	1,911	2,553	4,256	5,831
報償費	1,039	1,039	1,039	1,114	1,050	1,125	1,119	993	1,405	1,497
旅費	28	20	20	6	6	21	21	18	4	4
需用費	887	1,040	1,057	906	926	672	1,600	520	804	1,037
役務費	3,353	2,941	2,911	2,750	2,664	3,602	2,033	1,741	1,975	1,904
委託料	1,787	1,571	1,988	1,992	1,089	1,112	984	6,214	18,306	5,291
使用料及び 賃借料	174	264	196	206	191	179	86	94	94	94
原材料費										
備品購入費									1,178	
工事請負費					1,000					
負担金補助 及び交付金	1,000	118	118	100	100	118	118	118	202	250
公課費			9		9		9		16	
合計	21,952	19,633	20,613	20,532	20,805	20,715	18,507	26,010	50,264	44,482

4. 公害関係法令の概要

(1) 法律

環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日公布）	
—	(大気汚染) 大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日公布） ダイオキシン類対策特別措置法 （平成 11 年 7 月 16 日公布）
—	(水質汚濁) 水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日公布）
—	(騒音) 騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日公布）
—	(振動) 振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日公布）
—	(悪臭) 悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日公布）
—	(土壌汚染) 土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日公布） 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 （昭和 45 年 12 月 25 日公布）
—	(その他) 環境影響評価法（平成 9 年 6 月 13 日公布） 公害紛争処理法（昭和 45 年 6 月 1 日公布） 自然環境保全法（昭和 47 年 6 月 22 日公布） 生物多様性基本法（平成 20 年 6 月 6 日公布） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （昭和 45 年 12 月 25 日公布）
—	(環境基準) 大気・水質・騒音・土壌

(2) 県条例・要綱

福井県公害防止条例	（平成 9 年 3 月 20 日施行）
福井県自然環境保全条例	（昭和 48 年 6 月 30 日施行）
水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準 を定める条例	（昭和 48 年 1 月 1 日施行）
福井県光化学スモッグ緊急時対策実施要綱	（昭和 51 年 7 月 7 日施行）
福井県大気汚染（硫黄酸化物）緊急時対策実施要綱	（昭和 53 年 6 月 9 日施行）
福井県地盤沈下対策要綱	（昭和 50 年 10 月 27 日施行）
福井県環境影響評価条例	（平成 11 年 6 月 12 日施行）
福井県環境基本条例	（平成 7 年 3 月 16 日施行）

(3) 市条例・要綱

大野市環境基本条例	(平成 10 年 3 月 26 日施行)
大野市環境保全条例	(昭和 49 年 4 月 1 日施行)
大野市地下水保全条例	(昭和 52 年 12 月 1 日施行)
大野市地下水対策審議会設置条例	(昭和 48 年 10 月 1 日施行)
大野市地下水保全基金設置条例	(平成 12 年 12 月 25 日施行)
大野市環境美化推進条例	(平成 12 年 7 月 19 日施行)
大野市環境監視員設置要綱	(平成 13 年 4 月 1 日告示)
大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	(平成 18 年 8 月 10 日施行)
大野市脱炭素推進本部設置要綱	(令和 3 年 7 月 12 日告示)
大野市脱炭素推進会議設置要綱	(令和 5 年 4 月 26 日告示)

5. 公害苦情処理件数

公害苦情処理件数

年度	総数	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他
S 59	30	3	8		9	1		3	6
60	34	3	5	1	2	1		6	16
61	20		4	1	7			6	2
62	23	6	3	1	6			1	6
63	24		4		2			3	15
H元	25	1	2		5			11	6
2	16		3		5			3	5
3	11		1		3			1	6
4	16		2		2			1	11
5	14	2	6		3			1	2
6	11		2		3			2	4
7	12		3		2	1		3	3
8	11		1		1	1		4	4
9	8		1		1			5	1
10	20	13	1					3	3
11	22	1	3		4			11	3
12	17	15						2	
13	16	10	2					2	2
14	15	9	1		3			1	1
15	18	11	4					2	1
16	8	4	1	1					2
17	20		9		2	1		3	5
18	28	4	9	2	4	1		7	1
19	42	19	12		3			3	5
20	97	30	20	2	7			2	36
21	83	38	14	3	3	1		4	20
22	42	23	11		2			4	2
23	44	20	10		2			2	10
24	38	17	8	1	1			3	8
25	19	12	4					1	2
26	13	7						2	4
27	26	12	1		2			1	10
28	29	16	3						10
29	44	18	4	1	3			2	16
30	48	21	6		1			6	14

年度	総数	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他
R 元	14	5	5					1	3
2	36	23	2		1			1	9
3	25	20	1					1	3
4	12	6	2					1	3
5	14	2		1	2			5	4

6. 公害防止協定締結状況

公害防止協定締結状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

No.	事業所名	業種	所在地	締結年月日
1	浜田モータース	解体業	中 挟	昭和 49 年 4 月 1 日
2	富田酪農生産組合	酪 農 業	下 麻 生 嶋	昭和 53 年 2 月 1 日
3	中竜鉱業(株) (日本亜鉛鉱業(株)中竜鉱業所)	鉱 業	上 大 納	昭和 60 年 7 月 4 日
4	永野家具工業(株)	家 具 製 造 業	中 据	平成 8 年 9 月 9 日
5	(株)ジェフティ	ニ ッ ト 製 造 業	中野 1 丁目	平成 9 年 7 月 7 日
6	(株)アサヒニット (株)トリネックス	印 刷 業	中野 1 丁目	平成 9 年 7 月 16 日
7	ニチコン(株)富田工場	コンデンサ製造業	土 布 子	平成 11 年 2 月 10 日
8	ニチコン福井(株)	コンデンサ製造業	土 布 子	平成 12 年 5 月 23 日
9	(株)エツミ工学	レンズコーティング	中 据	平成 13 年 2 月 15 日
10	六呂師堆肥センター	堆 肥 製 造 業	南 六 呂 師	平成 15 年 9 月 8 日
11	ファーストウッド(株)大野工場	木 材 加 工 業	七 板	平成 22 年 8 月 31 日
12	(株)福井グリーンパワー	木質バイオマス発電所	七 板	平成 26 年 6 月 20 日
13	タニコー(株)大野流通センター	業務用厨房機器製造業	上 荒 井	平成 29 年 4 月 12 日
14	(株)ミズホ	自動車等精密部品製造業	中野 1 丁目	令和元年 7 月 24 日
15	株式会社モンベル	物 流 セ ン タ ー	七 板	令和 4 年 3 月 1 日

第三期大野市環境基本計画 重点施策の推進状況

第三期大野市環境基本計画の重点施策ごとの、取組状況とその成果、
数値目標の達成状況を取りまとめます。

基本目標 1 自然との共生社会の形成

令和12年（2030年）に向けた目標

- 先人から受け継がれてきた、生活に安らぎと彩りを与えてくれる豊かな自然環境を次世代に伝えるため、市民一人一人の力を合わせて守ります。
- 大野市の魅力の一つでもある豊かな自然に、世代を問わずふれあうことのできる場と機会を創出します。
- 豊かな自然を地域資源と捉え、道の駅「越前おおの 荒島の郷(さと)」を活用したアウトドアの推進や体験型の観光プログラムによる都市との交流などにより地域振興を図ります。
- 多様な生き物が生息する自然環境を保全するため、生態系の基盤である水循環の健全化に向け、流域マネジメントを推進します。

令和5年度の取組状況

施策の基本方針 生物の多様性の確保

重点施策① 身近な自然とふれあう活動の推進

取組状況と成果

（1）自然環境に対する関心を高める取り組みの推進

- ・ 自然に触れ、水に親しむ心を育むことを目的に、自然体験型の環境学習イベント「自然ふれあい探検隊」を3回開催し、延べ82人が参加した。
- ・ 阪谷公民館が活動を支援する桃木峠の大杉保全協議会が「桃木峠の大杉」の内容と協議会の活動をまとめたチラシやポスターを作成し各所に配布した。
- ・ 本市の自然環境の魅力を発信するため、道の駅「越前おおの 荒島の郷」で観光客等にカヌー体験やクライミング体験を提供した。（カヌー体験 623 人、クライミング体験 269 人）
- ・ 星空と天空の城を表紙にした新しいデザインの総合観光パンフレット（4万部）を製作した。

（2）身近な自然の保全・再生とふれあいの場の提供

- ・ 本願清水イトヨの里の施設内で上映するイトヨ説明動画の更新を行った。
- ・ 各公民館で子どもが地域の自然を体験する講座等を実施した。（全24回・延べ458人参加）
- ・ 化石発掘体験センターHOROSSA!で化石発掘体験を実施し、年間で延べ4,983人が体験した。

- ・和泉郷土資料館を和泉地区で発見された恐竜や化石の展示に特化した施設「くずりゅう化石ラボ ガ・オーノ」としてリニューアルオープンした。
- ・市化石保護規則に基づき、保護区域での化石採取届出 31 件について管理し、監視員 10 人を置き、化石及び化石産出地の保護を行った。
- ・日本古生物学会において「手取層群下部の層序と植物化石群」について研究発表を行った。
- ・県立恐竜博物館と共同で、中部縦貫自動車道工事で排出された岩石を対象に化石発掘集中調査を実施し、201 点の化石を収集した。

（３）自然や生き物とふれあう機会の提供

- ・イトヨの観察会を 3 回開催し、延べ 114 人が参加した。
- ・自然に触れ、水に親しむ心を育むことを目的に、自然体験型の環境学習イベント「自然ふれあい探検隊」を 3 回開催し、延べ 82 人が参加した。（再掲）
- ・公民館リレー講座で「冬のごちそう」と銘打って地域の食材を使った郷土料理講座を開催し、5 人が参加した。
- ・健康食守フェスタを開催し、地産地消や食育を啓発した。
- ・阪谷公民館が活動を支援する「阪谷をよくする会」が部員対象に地域の食材を使った郷土料理調理実習を 3 回開催し、延べ 47 人が参加した。

（４）自然とのふれあい活動を行う人材育成の推進

- ・開成中学校の生徒 10 人で「イトヨ守り隊」を結成し、大野の水について考えながら、イトヨを保護する活動を行った。
- ・水循環に関わる人材の育成などを目的に「越前おおの水のがっこう」で水に関する講座などを 7 回開催し、延べ 138 人が参加した。
- ・和泉公民館で小学生向けに季節の草花等にふれあう講座を 2 回開催し、延べ 27 人が参加した。
- ・森づくり関係 5 団体に対し活動費を補助した。

重点施策② 野生動植物の保全

取組状況と成果

（１）生物多様性の保全

- ・大野市水循環推進協議会において、市水循環基本計画に基づくそれぞれの取組み（流域マネジメントの実施主体による生息地の保全など）について情報共有した。
- ・開成中学校の生徒 10 人で「イトヨ守り隊」を結成し、大野の水について考えながら、イトヨを保護する活動を行った。（再掲）
- ・希少生物保護に関する講演とイトヨ守り隊の活動報告を行う「イトヨの里市民講座」を開催し、55 人が参加した。
- ・ホームページで天然記念物に関する情報を発信した。

（２）地域ぐるみによる有害鳥獣対策の促進

- ・ 猟友会の活動を支援するとともに、集落が取り組む電気柵整備への補助や狩猟免許新規取得者への補助を行った。

（３）市民協働による外来生物の防除対策

- ・ 本願清水イトヨの里で、外来生物の種類や取り扱いに関する講座（イトヨ観察会の一環）を開催し、41 人が参加した。
- ・ 県水産課主催による九頭竜ダムのコクチバス駆除活動に職員が参加した。
- ・ 本願清水イトヨの里で外来生物の駆除を行ったほか、カメラと職員の目視による生息池の監視活動を行った。

重点施策③ 地域資源の活用

取組状況と成果

（１）魅力ある自然環境の観光活用

- ・ 本市の自然環境の魅力を発信するため、道の駅「越前おおの 荒島の郷」で観光客等にカヌー体験やクライミング体験を提供した。（カヌー体験 623 人、クライミング体験 269 人）（再掲）
- ・ サイクルツーリズムを推進するため、道の駅「越前おおの 荒島の郷」、城下町東広場にレンタサイクル「九頭竜ぐるっとペダル」を４月から 11 月まで設置し、44 件の利用があった。また、大野市、勝山市、永平寺町の観光施設などにバイクラックを設置した。
- ・ 新たな観光体験メニューを開発した市内事業者に対してメニュー開発経費を補助した。（実績 1 件）
- ・ 南六呂師エリアの夜空の暗さ、光害への取組みなどが評価され、8 月に「星空保護区®」に認定（アーバン・ナйтスカイプレイス部門ではアジア初認定）された。10 月には第 35 回「星空の街・あおぞらの街」全国大会を文化会館で開催した。

（２）豊かな自然の恵みの経済活用

- ・ 山林の適切な管理を進めるため、木質バイオマス発電所への間伐材 5,917 m³の搬出に要する経費を補助した。
- ・ 道の駅「越前おおの 荒島の郷」や道の駅「九頭竜」での販売、ふるさと納税などを活用して農林水産物の多様な販売活動を展開した。越前おおの農林楽舎へ出荷され、同施設等で販売された売上高は 5,080 万円となり、過去最高となった。
- ・ 農林水産物のブランド力の向上と販路拡大に取り組むため、越前おおの農林楽舎や株式会社平成大野屋に委託し、実店舗での販売のほか、市外、県外のイベントや EC サイトなどのウェブを活用した情報発信、PR 活動に取り組んだ。

数値目標の達成状況

①生物多様性の認知度（生物多様性について意味を知っている市民の割合）（％）

R元年度 (基準値)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度 (中間目標)	R12年度 (最終目標)
—	—	—	—	—	55	60

【参考】令和6年度10月末時点の認知度 53%

（環境教室及び環境関連イベントの参加者 279 人にアンケート）

②イトヨの里の入館者数（人）

R元年度 (基準値)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度 (中間目標)	R12年度 (最終目標)
9,688	5,814	6,132	6,490	7,643	10,650	11,600

環境管理項目の実績

項 目	R3年度		R4年度		R5年度	
里地の環境保全活動に取り組む集落数 多面的機能維持支払交付金制度の対象となる環境保全活動に取り組む集落の数	79 集落		78 集落		79 集落	
希少生物の確認種数 環境省レッドデータブック等により希少性が認められている生物について、市内で確認された種の総数	哺乳類 8 種 鳥類 46 種 爬虫類 5 種 両生類 7 種 淡水魚類 13 種 昆虫類 140 種 陸産貝類 32 種 淡水産貝類 6 種 (福井県レッドデータブック2016年より)		哺乳類 8 種 鳥類 46 種 爬虫類 5 種 両生類 7 種 淡水魚類 13 種 昆虫類 140 種 陸産貝類 32 種 淡水産貝類 6 種 (福井県レッドデータブック2016年より)		哺乳類 8 種 鳥類 46 種 爬虫類 5 種 両生類 7 種 淡水魚類 13 種 昆虫類 140 種 陸産貝類 32 種 淡水産貝類 6 種 (福井県レッドデータブック2016年より)	
有害鳥獣捕獲頭数 鳥獣被害防止のため市内で捕獲された鳥獣の種類別頭数	イノシシ 110 頭 ニホンジカ 848 頭		イノシシ 148 頭 ニホンジカ 979 頭		イノシシ 234 頭 ニホンジカ 727 頭	
郊外における観光入込客数 1 年間の観光入込客数のうち、郊外を訪れた観光客数	1,330,600 人		1,449,800 人		1,416,400 人	

令和5年度の取組状況

施策の基本方針

自然環境の体系的保全

重点施策① 農地（里地）の保全と活用

取組状況と成果

（１）地域による農地の保全

- ・農地集積に協力した個人（18人）及び地域（4地区）に協力金を交付した。
- ・耕作放棄地の増加を防止するため、農業委員会による農地パトロール等を実施した。また、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積を進め、集積率は75.8%となった。
- ・新規就農者や後継者の確保と育成を図るため、国の補助を活用し新規就農者を補助金により支援した（実績4件）
- ・女性や高齢者など、誰もが生き生きと農業経営に参画できるよう、新たな園芸作物にチャレンジする生産者に対し種苗の購入や機械の購入を補助金により支援した。（実績8件）

（２）環境調和型農業の促進

- ・環境保全型農業に取り組む団体を補助金により支援した。（実績6件）

重点施策② 山林（里山）の保全と活用

取組状況と成果

（１）森林の保全

- ・森林経営管理制度（森林所有者と民間事業者をつなぐ制度）の活用を促進するため、森林経営が実施されていない森林の所有者88人に対して意向調査を実施した。
- ・林業従事者の確保と育成に向け、ふくい林業カレッジが行うフォレストワーカー研修を受講しながら働く1年目から3年目までの就労者を雇用する林業事業体に対し、雇用に係る経費を補助した。（実績1件）
- ・林業機械のレンタルを受けた林業事業体のレンタル料を補助した。（実績1件）
- ・水源涵養機能などの維持を図るため、ブナの森環境保全林の保護・保全管理を行った。

（２）森林資源の利活用促進

- ・山林の適切な管理を進めるため、木質バイオマス発電所への間伐材5,917 m³の搬出に要する経費を補助した。（再掲）
- ・森林資源を持続的かつ効率的に利用し、どのように森林管理をしていくかなど、森林整備や森づくりの方向性を示めした「おおの森づくりプラン」を策定した。

- ・子どもの頃から木製品に触れる機会を提供し森林資源の循環を図るため、保育園やこども園などが行う、国産材のおもちゃ（13 件）、大型遊具（5 件）及び什器（9 件）の購入にかかる費用をそれぞれ支援した。
- ・越前おおのエコフィールド管理・運営協議会（令和 5 年度末加盟団体数 34 団体）の活動を通じて、森林の大切さなどについて意識啓発を図った。

数値目標の達成状況

①耕作放棄地の面積（ha）

R 元年度 (基準値)	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 7 年度 (中間目標)	R 1 2 年度 (最終目標)
3.0	4.0	1.3	2.5	2.5	3.6 以下	4.1 以下

②森林整備面積（間伐）（ha）

R 元年度 (基準値)	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 7 年度 (中間目標)	R 1 2 年度 (最終目標)
341	405	294	225	236	358	375

環境管理項目の実績

項 目	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
農用地面積 「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく、農用地区域内の農地面積	4, 176. 0ha	4, 174. 6ha	4, 174. 6ha
形態別森林面積 市内の森林について、人工林（針葉樹、広葉樹）、天然林（針葉樹、広葉樹）、竹林、無立木地などの区分による森林面積（累計）	75, 825ha 人工林 19, 715ha 天然林 52, 418ha その他 3, 692ha ※総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため	75, 825ha 人工林 19, 726ha 天然林 52, 405ha その他 3, 692ha ※総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため	— (引用データ公表未済)
広葉樹の植林面積 市内において、1 年間に広葉樹を植林した面積の総数	0ha	0ha	0ha
森林経営計画認定面積 森林経営計画の認定を受けている市内の森林面積	26, 434ha (カバー率 47. 9%)	27, 766ha (カバー率 50. 3%)	— (引用データ公表未済)

基本目標 2 低炭素社会の実現

令和12年（2030年）に向けた目標

- 温室効果ガス削減成果の見える化や削減対策を楽しく学ぶ取り組みなど、地球温暖化防止の啓発を推進し、低炭素型のエコライフや事業活動の定着を目指します。
- 木質バイオマスや水力など、地域資源を活用しつつ、周囲の自然や環境との調和のとれた再生可能エネルギーの利用を推進します。
- 既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を予測し備える「適応策」を推進します。

令和5年度の実施状況

施策の基本方針 地球環境の保全

重点施策① 脱炭素に向けた行動の促進

取組状況と成果

（1）低炭素型エコライフや事業活動の促進

- ・国の温室効果ガス削減目標や市脱炭素ビジョンの内容を踏まえ、第三期大野市環境基本計画の一部を改訂した。
- ・子どもの省エネに関する理解を深めるため、小学生を対象としたエネルギー教室を2回開催し、27組58人が参加した。
- ・「省エネ住宅でより健康で快適な暮らしを」をテーマに関係団体、事業者、大学等の関係者の参加を得て、「脱炭素ビジョンシンポジウム」を開催し、71人が参加した。
- ・子どもから大人まで地球温暖化対策の重要性を啓発するため、Eco落語、Eco遊園地、Eco紙芝居、親子エネルギー教室とエコドライブ体験会を開催し、延べ925人が参加した。Eco遊園地では、リサイクルへの理解を促すため、廃プラスチックを利用したストラップづくりを2日間開催し、延べ431人が参加した。
- ・年間を通してアンケートを行い、550人から温暖化対策につながる賢い選択を促す運動「COOL CHOICE」の賛同を得た。
- ・カーボンニュートラル達成と市民のハッピーな暮らしの同時実現を目指し、多様な主体が連携・協働し、官民一丸となり脱炭素に向けた取り組みを推進するため「大野市脱炭素推進会議」を立ち上げ、会合を2回開催した。

重点施策② 脱炭素型のまちづくりの推進

取組状況と成果

(1) 公共施設等の脱炭素化の推進

- ・国の地球温暖化対策計画に即して、市が実施する事務事業に関し、省エネルギーや廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に「大野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定した。
- ・北陸電力株式会社と連携し、市内の家庭や事業所における太陽光発電設備で発電された卒FIT電力を市公共施設（越前大野城、トロン温浴施設うらら館、本願清水イトヨの里）に供給した。
- ・職員共用の公用車として電気自動車2台を導入した。
- ・あっ宝んど、結とぴあなどの施設で照明器具（一部）のLED化を行った。
- ・市所管の防犯灯のLED化を行い、LED化率が87%（655灯/全753灯）となった。
- ・トロン温浴施設うらら館の重油ボイラーを市内で加工した木質ペレットを燃料とする木質バイオマスボイラーに更新した。

(2) 公共交通等の利用促進

- ・大野市にとって望ましい交通・移動サービスを実現するため、大野市地域公共交通活性化協議会において地域の実情や利用者ニーズを共有し、「大野市地域公共交通計画」を策定した。
- ・サイクルツーリズムを推進するため、道の駅「越前おおの 荒島の郷」、城下町東広場にレンタサイクル「九頭竜ぐるっとペダル」を4～11月に設置し、44件の利用があった。また、大野市、勝山市、永平寺町の観光施設などにバイクラックを設置した。（再掲）
- ・健康づくりに取り組む人が増えるよう、活動量に応じてポイントを付与する「おおのヘルスウォーキングプログラム」は、前年度からの継続者1,519人に加え、新たに951人の応募があり、合わせて2,470人が参加した。

重点施策③ 気候変動適応策の推進

取組状況と成果

(1) 自然環境に与える影響の把握

- ・気候変動による水循環への影響を調査するため、連携協定を締結する香川大学と共同研究を実施した。研究成果を市民と共有するため、共同研究成果報告会を開催し、36人が参加した。
- ・熱中症の予防や対策についてホームページや広報おおので周知するとともに、イベントなどの機会を捉えて注意喚起を促した。
- ・地域医療協議会を開催し、熱中症対策に関する気候変動適応法の改正内容や市の新たな取組みについて説明を行った。

(2) 自然災害対策の推進

- ・河川監視カメラを2箇所（新堀川、善導寺川）に設置し、ホームページにて画像の配信を行った。
- ・一般社団法人福井県産業資源循環協会と災害時における廃棄物等の協力に関する協定を締結し、市総合防災訓練において災害廃棄物仮置き場設置訓練を実施した。

数値目標の達成状況

①大野市内の温室効果ガス排出量（CO₂換算）（千t-CO₂）

H29年度 (基準値)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度 (中間目標)	R12年度 (最終目標)
302	299	272	237	243	274	231

※実績値は、環境省「部門別CO₂排出量の現況推計」から引用した数値であり、市独自算定による実績値とは一致しない。

②大野市の事務事業におけるエネルギー使用量（原油換算）（kl）

R元年度 (基準値)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度 (中間目標)	R12年度 (最終目標)
4,554	4,144	4,722	4,525	3,909	4,441	4,326

③ゼロカーボン施設の数（公共施設）（施設数）

R元年度 (基準値)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度 (中間目標)	R12年度 (最終目標)
0	0	0	0	0	3	5

環境管理項目の実績

項 目	R3年度	R4年度	R5年度
JR 越美北線利用者数 1年間におけるJR越美北線の利用者数（一般数、定期券利用者数）	261,483人 ※内訳 一般数 60,995人 定期券 200,488人	279,091人 ※内訳 一般数 65,870人 定期券 210,521人	266,583人 ※内訳 一般数 71,121人 定期券 195,462人
バス利用者数 1年間におけるバス利用者数	180,181人 ※内訳 市内路線バス 21,989人 京福バス大野線 119,431人 京福バス勝山大野線 38,761人	190,729人 ※内訳 市内路線バス 24,025人 京福バス大野線 120,293人 京福バス勝山大野線 46,411人	198,461人 ※内訳 市内路線バス 25,994人 京福バス大野線 121,525人 京福バス勝山大野線 50,942人
降雨の水素イオン濃度 福井市地点で計測している雨水中の水素イオン濃度（pH）の年平均值【調査地点：福井市】	平均値 5.0 pH 最小値 4.7 pH 最大値 5.5 pH	平均値 5.0 pH 最小値 4.7 pH 最大値 5.3 pH	平均値 5.0 pH 最小値 4.7 pH 最大値 5.4 pH

令和5年度の取組状況

施策の基本方針

資源及びエネルギーの有効利用

重点施策① 省エネルギーの推進

取組状況と成果

(1) 住宅・建物部門における省エネの推進

- ・「省エネ住宅でより健康で快適な暮らしを」をテーマに関係団体、事業者、大学等の関係者の参加を得て、「脱炭素ビジョンシンポジウム」を開催し、71人が参加した。(再掲)
- ・市民の「CO2削減につながる商品等」の購入をサポートする事業者を「結のEco協賛店」として認定し、リーフレットやホームページ等で紹介した。(令和5年度末登録者数51者)
- ・開成中学校、陽明中学校、下庄小学校の改修工事において、各校の教室等の窓ガラスに断熱性能の高い「ペアガラス」を設置した。

(2) 産業・農業部門における省エネの推進

- ・省エネ設備を導入する事業者に購入及び設置に要する費用の一部を補助した。(実績18件)これにより、補助金活用事業者全体の年間電力は約39,500kWh削減されたとの試算結果が出た。
- ・農業分野における脱炭素化を推進するため、バッテリー式刈払機の購入に対し補助を行った。(実績54件)

(3) 運輸部門における省エネの推進

- ・職員共用の公用車として電気自動車2台を導入した。(再掲)
- ・福祉ふれあいまつり、富田夏まつり、健康・食守フェスタの各イベントで「エコドライブ」の疑似体験ブースを出展し、計83人が体験した。

重点施策② 再生可能エネルギーの利用促進

取組状況と成果

(1) 再生可能エネルギーの利用促進

- ・令和6年度からの運用開始を見据え、住宅の太陽光発電設備及び蓄電池の導入を支援する補助制度を設計した。
- ・市内で小水力発電事業を計画する事業者からの相談に対応し、適切に助言・指導を行った。
- ・北陸電力株式会社と連携し、市内の家庭や事業所における太陽光発電設備で発電された卒FIT電力を市公共施設(越前大野城、トロン温浴施設うらら館、本願清水イトヨの里)

に供給した。(再掲)

(2) バイオマスの利用促進

- ・トロン温浴施設うらら館の重油ボイラーを市内で加工した木質ペレットを燃料とする木質バイオマスボイラーに更新した。(再掲)
- ・山林の適切な管理を進めるため、木質バイオマス発電所への間伐材 5,917 m³の搬出に要する経費を補助した。(再掲)
- ・森林資源を持続的かつ効率的に利用し、どのように森林管理をしていくかなど、森林整備や森づくりの方向性を示めた「おおの森づくりプラン」を策定した。(再掲)

数値目標の達成状況

①木質バイオマス発電に活用した間伐材の量(補助数)(m³)

R元年度 (基準値)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度 (中間目標)	R12年度 (最終目標)
7,595	9,259	6,660	7,070	5,917	7,975	8,355

環境管理項目の実績

項 目	R3年度	R4年度	R5年度
電気自動車等の普及台数 市内の自動車登録台数において、電気自動車等クリーンエネルギー車の登録台数の総数	4,009 台 ※内訳 ハイブリット車 3,968 台 電気自動車 40 台 天然ガス自動車 1 台	4,234 台 ※内訳 ハイブリット車 4,188 台 電気自動車 45 台 天然ガス自動車 1 台	4,530 台 ※内訳 ハイブリット車 4,478 台 電気自動車 51 台 天然ガス自動車 1 台
公用車における電気自動車等台数 市が所有する電気自動車等の台数	5 台	5 台	7 台
自動車登録台数 市内において登録されている自動車台数の総数	29,732 台 ※内訳 普通車 6,789 台 小型車 7,465 台 被索引車 12 台 軽自動車 14,066 台 その他 1,400 台 ※軽二輪除く	29,465 台 ※内訳 普通車 6,813 台 小型車 7,218 台 被索引車 12 台 軽自動車 14,005 台 その他 1,417 台 ※軽二輪除く	29,352 台 ※内訳 普通車 6,920 台 小型車 6,980 台 被索引車 13 台 軽自動車 13,998 台 その他 1,441 台 ※軽二輪除く
太陽光発電による買電件数 年度中に太陽光発電による電力を電力会社に売却(売電)した太陽光発電設置件数(住宅・非住宅)	342 件	354 件	369 件
太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電施設数 年度中に太陽光発電以外による再生可能エネルギー由来の電力を電力会社に売却(売電)した再エネ発電施設件数	5 件	6 件	8 件

基本目標 3 資源循環型社会の構築

令和12年（2030年）に向けた目標

- 市内量販店及び地区と連携した資源ごみの回収や市民団体による啓発活動など、官民協働による3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再利用）が推進される資源循環型社会を構築します。
- 特に、燃やせるごみに占める割合が大きい紙ごみ（雑がみ）の分別徹底や、食品ロス削減の取り組みを強化するとともに、「脱プラスチック」を促進し、廃棄物の発生と処理費用を抑制します。

令和5年度の取組状況

施策の基本方針 廃棄物の減量及びリサイクルの推進

重点施策① 3Rによるごみ排出量削減の推進

取組状況と成果

（1）ごみ発生抑制の促進（リデュース）

- ・ごみの削減に向けた理解を促進するため、わく湧くお届け講座（88回・延べ2,842人）や小学生向けの環境教室（6回・延べ115人）、外国人技能実習生向けのごみ分別研修会（11回・延べ177人）をそれぞれ実施した。
- ・電子決裁の徹底、庁内会議などのペーパーレス化、業務用アプリの作成など行政事務のデジタル化の取り組みを強化し、全庁の印刷枚数を前年度比で約13%削減した。

（2）「モノ」を大切にする生活様式の定着化（リユース）

- ・「ものを大切にする」意識を啓発するため、県が進める「まちの修理屋さん情報」をホームページに掲載した。
- ・地域子育て支援センター及び子育て交流広場ちつくたつくで、子供服や子育て用品の「リサイクル市」を開催した。
- ・壊れたおもちゃの修理を通じて子どものものを大切にする気持ちを育むため、県と連携し、西部児童センターで「おくえつおもちゃ病院」を3回開催した。

（3）分別回収の推進（リサイクル）

- ・ごみの分別などを分かりやすく市民に伝えるため、ごみの分別早見表（冊子）を6年ぶりに改訂し、全戸配布した。
- ・リサイクルを促進するため、リネットジャパンリサイクル株式会社が提供する「宅配便によるパソコン無料回収サービス」をごみ収集カレンダーなどで周知し、115件の利用があった。

- ・資源（新聞紙・雑誌など）の分別回収活動を実施した自治会や育成会など 40 団体に對し資源の回収量に応じ補助金を交付した。
- ・公共工事において、特記仕様書にリサイクル資材の使用やグリーン購入調達記録表の提出などの条件を明示した。

重点施策② 食品ロス削減の推進

取組状況と成果

（１）発生抑制のための普及啓発

- ・健康食守フェスタを開催し、地産地消や食育を啓発した。（再掲）
- ・エシカル消費の理解を促進するため、地域福祉団体と連携し、高齢者を対象にエシカル消費者講座を 14 回開催し、延べ 223 人が参加した。
- ・放課後子ども教室及び児童センターなど 6 か所で、児童向けに食品ロス削減の啓発紙芝居を行った。

（２）協働による削減推進

- ・食品ロスの削減と生活困窮家庭の支援を目的に、家庭で余った食材を寄附する「フードドライブ」を福井県民生活協同組合と連携して 3 回実施し、食品等 1,700kg を回収した。
- ・大野高校生と連携し、健康食守フェスタで食品ロスに関するクイズや捨てられる食材を使った料理のレシピの配布などを行った。
- ・年末の忘年会シーズンに向け、県が進める「おいしいふくい食べきり運動」協力店を訪問し、協力依頼を行った。

重点施策③ プラスチックごみ削減の推進

取組状況と成果

（１）プラスチック使用量削減の普及啓発

- ・令和 6 年度開始のプラスチック資源分別回収に向けて、市民説明会（50 回・延べ 1,738 人）、及び各地区でのわく湧くお届け講座（88 回・延べ 2,842 人）を開催し、新たな分別方法やごみの減量化などについて説明した。
- ・プラスチック分別回収やごみの減量化に関する説明動画を作成し、ホームページや公式 LINE で情報発信した。
- ・マイボトル運動による脱プラスチックを促すため、会議の開催案内通知でマイボトル持参を促した。

（２）プラスチックごみの分別回収方法の検討

- ・大野・勝山地区広域行政事務組合ごみの諸課題検討運営委員会ワーキンググループを 4

回開催し、令和6年4月からの新たな分別回収に向けて協議を行った。

- ・ごみの減量化及び資源循環の促進を図るため、廃棄物減量等推進審議会を開催し、プラスチック資源の適正な処理について審議した。

(3) 再生材・バイオプラスチック の利用促進

- ・公共工事において、特記仕様書にリサイクル資材の使用やグリーン購入調達記録表の提出などの条件を明示した。(再掲)

数値目標の達成状況

①市民1人1日当たりのごみ排出 (g)

R元年度 (基準値)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度 (中間目標)	R12年度 (最終目標)
950	952	941	931	885	939	919

②ごみの資源化率 (%)

R元年度 (基準値)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度 (中間目標)	R12年度 (最終目標)
21.9	20.1	23.0	20.8	20.1	25.9	31.0

③食品ロスの発生量 (t)

R元年度 (基準値)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度 (中間目標)	R12年度 (最終目標)
898.5	865.6	1,212.8	1,064.4	1,078.6	762.9	627.2

環境管理項目の実績

項 目	R3年度	R4年度	R5年度
一般廃棄物処理量 広域ごみ処理施設「ビュー クリーンおくえつ」で処理 する1年間の市内の一般 廃棄物処理量	10,919 t	10,580 t	9,881 t
集団回収量 (スーパー 回収量等を含む) 団体が古紙類等資源化を 目的に回収した量【	660 t	657 t	612 t
資源化量 ビュークリーンおくえつ 等で資源化されるごみの 量	2,664t	2,338t	2,106t
再生資源を活用した市 発注工事の件数 市発注工事において、建設 資材等について利用した 1年間の工事件数 (工事施 工者等の自主的利用含 む。)	92 件	117 件	125 件

「おいしいふくい食べ きり運動」協力店の数 「おいしいふくい食べ きり運動」協力店として登録 している店舗数	55 件	55 件	55 件
ごみ減量や分別方法な どに関する講座等の実 施回数（参加人数） 3 R やプラスチックごみ、 食品ロス等に関する講座 や研修会の実施回数（参加 人数）	7 回 (126 人)	14 回 (314 人)	155 回 (4,872 人)

基本目標 4 快適な生活環境の保全

令和12年（2030年）に向けた目標

- 法令に定められた排出基準や規制基準の遵守を徹底するとともに、市内河川における水質検査などのモニタリングを継続実施し、安全で安心な市民生活を守ります。
- 地域の草刈りや清掃など地域住民による活動を支援するとともに、市民が楽しみながら参加できる取り組みを通じて、環境美化を推進します。
- 城下町大野にふさわしい歴史を感じる街並み景観の保全と形成に取り組むとともに、大野らしい景観を育む里地里山の美しい自然景観の保全に取り組みます。

令和5年度の取組状況

施策の基本方針 公害の防止

重点施策① 公害発生の防止

取組状況と成果

（1）法令遵守の徹底

- ・ 野外焼却や悪臭、雑草繁茂などの公害苦情（全14件）に応じて出場し、発生源となった者に対し、法令順守について指導を行った。
- ・ 工場及び事業所（4事業所等）からの工場排水について水質検査を実施した。
- ・ 公害防止協定に基づき、市内企業10社に「令和5年度公害防止計画書」、市内企業9社に「令和4年度公害防止対策実績報告書」の提出を求め、基準の遵守徹底を依頼した。

（2）監視体制の強化と情報提供

- ・ 11河川において水質検査を実施し、1河川において市の基準値を超える数値となった。
（市の基準値は超えたものの、国の基準値の範囲内であるため経過観察とした。）
- ・ 市内41か所の地下水を採取し、水道法における飲料水基準に準拠して40項目の検査項目について水質検査を実施した。このうち、飲用エリア内の1か所で1項目が基準値を超えたため、管理者に対し改善を促した。（令和6年度には改善）

（3）生活雑排水対策の推進

- ・ 公共下水道の整備を進め、整備済み面積は前年度より11.7ha増え750.6haとなった。
- ・ 公共下水道への加入促進を図るため、戸別訪問（637件）や下水道の日のパネル展示、下水道接続に係る経費への補助（ご近所接続奨励金2件4人など）を行った。
- ・ 汚水処理施設最適化計画に基づく農業集落排水施設の最適化を進めるため、庁内協議を行い、統合方針を決定するとともに、15処理区の維持管理組合、関係区長会や住民を対象に説明会を59回開催した。

- ・汚水処理を進め公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽設置整備事業補助により合併処理浄化槽の整備を支援し、合併処理浄化槽の設置数は、前年度より9基増の1,694基となった。

(4) 化学物質の適正管理の促進

- ・環境保全型農業に取り組む団体を補助金により支援した。(実績6件)(再掲)
- ・県主催の農薬安全使用講習会や農薬管理指導士、JAを通じて農薬や肥料などの適正管理や適正使用の周知啓発を行った。

重点施策② 環境美化活動の促進

取組状況と成果

(1) 市民協働による清掃活動の促進

- ・環境美化活動の促進のため、4月に和泉地区一斉清掃(クリーンアップ大作戦)を実施し、27団体からの参加者が廃棄物1,100kgを回収した。
- ・環境月間の6月に、県が実施するクリーンアップふくい大作戦に協力し、住民・市が一体となり、真名川憩いの島の環境美化活動を行い、廃棄物60kgを回収した。
- ・市民協働による環境美化を推進するため、用水路清掃や草刈り、ごみ拾いなど各地区が実施する社会奉仕活動を補助金等により支援した(79地区延べ123回実施)。
- ・乾側地区女性の会による牛ヶ原駅の清掃活動や、阪谷よくする会による城の下公園の清掃活動を支援した。

重点施策③ 野外焼却、不法投棄の防止

取組状況と成果

(1) 普及啓発の促進

- ・基準を満たしていない野外焼却炉の使用者や野外焼却炉の間違った使用をしている者に対し、指導を行った。(産業廃棄物の場合は県と合同で指導)
- ・環境月間の6月に不法投棄及び野外焼却について広報おおのに啓発記事を掲載した。
- ・野焼きの防止を図るため、火災気象通報発令時に消防車両により警戒広報(パトロール)を65回実施した。

(2) 早期発見、再発防止

- ・地区から推薦を受けた住民を環境監視員に委嘱し、不法投棄物などの早期発見を目的としたパトロールを行った。(延べ135回)
- ・毎月1回程度、県奥越健康福祉センターと合同でパトロールを行った。(全12回)
- ・野外焼却や不法投棄の行為者が判明した場合に、警察や消防と連携して指導等を行った。(市出場8回)

数値目標の達成状況

①水質基準を達成した河川の数（河川数）

（県及び市が実施する 11 河川の水質検査結果において、環境基本計画で設定した水質基準を満たした河川数）

R元年度 (基準値)	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 7 年度 (中間目標)	R 1 2 年度 (最終目標)
11	11	11	10	10	11	11

②水洗化率（％）

（公共下水道、農業集落排水処理施設の加入人口、合併処理浄化槽設置人口（それぞれの区域内人口））/人口

R元年度 (基準値)	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 7 年度 (中間目標)	R 1 2 年度 (最終目標)
44. 1	45. 8	46. 8	47. 9	49. 4	52. 4	60. 7

環境管理項目の実績

項 目	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
大気汚染に係る環境基準の達成率 1 年間の大気汚染測定結果について、地点及び項目ごとの測定結果が環境基準を満足した回数の全測定回数に占める割合（％） ※福井県大気汚染総合情報より	二酸化いおう 100 一酸化炭素 — 浮遊粒子状物質 100 二酸化窒素 100 光化学オキシダント 91. 0(332/365 日) 97. 8(5, 333/5, 454 時間)	二酸化いおう 100 一酸化炭素 — 浮遊粒子状物質 100 二酸化窒素 100 光化学オキシダント 91. 0(332/365 日) 96. 6(5, 241/5, 450 時間)	二酸化いおう 100 一酸化炭素 — 浮遊粒子状物質 100 二酸化窒素 100 光化学オキシダント 89. 9(329/366 日) 97. 3(5, 318/5, 465 時間)
大気汚染防止法に基づく特定施設等の設置数 大気汚染防止法に基づき、特定施設等として届出された工場又は事業場の数（件）	0 件	1 件	1 件
水質汚濁に係る環境基準の達成率（河川） 1 年間の水質汚濁測定結果について、地点及び項目ごとの測定結果が環境基準を満足した回数の全測定回数に占める割合（％）	生活環境 有害物質 九頭竜川 89% 100% (4 項目) (26 項目) 真名川 100% 100% (4 項目) (21 項目) 清滝川 100% 100% (4 項目) (21 項目) 赤根川 100% 100% (4 項目) (27 項目)	生活環境 有害物質 九頭竜川 93% 100% (4 項目) (26 項目) 真名川 100% 100% (4 項目) (21 項目) 清滝川 100% 100% (4 項目) (21 項目) 赤根川 100% 100% (4 項目) (27 項目)	生活環境 有害物質 九頭竜川 98% 100% (4 項目) (26 項目) 真名川 100% 100% (4 項目) (21 項目) 清滝川 100% 100% (4 項目) (21 項目) 赤根川 100% 100% (4 項目) (27 項目)
水質汚濁防止法に基づく特定施設等の設置数 水質汚濁防止法に基づき、特定施設等として届出された工場又は事業場の数（件）	5 件	3 件	4 件
公共下水道加入人口 公共下水道に接続し、使用している人口（人）	6, 937 人	7, 191 人	7, 474 人

農業集落排水事業加入人口 農業集落排水に接続し、使用している人口（人）	5,755 人	5,609 人	5,534 人
合併浄化槽設置人口 合併浄化槽を設置し、使用している人口（人）	5,487 人	5,365 人	5,289 人
地盤沈下量 水準測量結果に基づく市内各地の地盤沈下変動量	城北町 ▲4.4mm	城北町 ▲2.3mm	城北町 ▲1.5mm
騒音規制法に基づく特定工場・特定建設作業届出の件数 騒音規制法に基づき、特定工場及び特定建設作業として届出された件数	5 件	0 件	0 件
振動規制法に基づく特定工場・特定建設作業届出の件数 振動規制法に基づき、特定工場及び特定建設作業として届出された件数	4 件	0 件	0 件
悪臭に係る特定施設届出の件数 悪臭防止法に基づき、悪臭に係る特定施設として届出された件数（累計）	11 件	11 件	11 件
公害防止協定の締結数 福井県公害防止条例及び大野市環境保全条例等に基づき、大野市と公害防止協定を締結した工場、事業場数（累計）	15 事業所	15 事業所	15 事業所
典型 7 公害に関する苦情処理の件数 1 年間の公害苦情処理件数の中で、典型 7 公害の公害に関する処理件数（年度別）	22 件 ※内訳 大気汚染：20 件 水質汚濁：1 件 地盤沈下：0 件 土壌汚染：0 件 騒音：0 件 振動：0 件 悪臭：1 件	9 件 ※内訳 大気汚染：6 件 水質汚濁：2 件 地盤沈下：0 件 土壌汚染：0 件 騒音：0 件 振動：0 件 悪臭：1 件	10 件 ※内訳 大気汚染：2 件 水質汚濁：0 件 地盤沈下：0 件 土壌汚染：1 件 騒音：2 件 振動：0 件 悪臭：5 件
典型 7 公害以外の公害に関する苦情処理の件数 1 年間の公害苦情処理件数の中で、典型 7 公害以外の公害に関する処理件数（年度別）	3 件	3 件	4 件
P R T R 届出事業所数・届出排出量 P R T R 制度に基づき、第一種指定化学物質の排出量について、市内で届出をした事業所数（累計）と、その 1 年間の排出量	12 件 13,238kg	10 件 12,865 kg	— (公表未済)
社会奉仕活動の実施件数 地区や市民団体等による社会奉仕活動の回数（延べ数）	98 回	99 回	123 回

環境パトロールの実施日数 不法投棄の発見などを目的に市内を巡回した年間実施日数（延べ数）	県合同パトロール 11 日 環境監視員 106 日	県合同パトロール 12 日 環境監視員 107 日	県合同パトロール 12 日 環境監視員 135 日
---	------------------------------	------------------------------	------------------------------

令和 5 年度の取組状況

施策の基本方針

良好な景観形成及び歴史的、文化的遺産の保存

重点施策① 良好な景観形成

取組状況と成果

（１）街並み景観の保全と形成

- ・七間通り、五番通り、寺町通りを景観形成地区に指定し、構築物の設置や家屋の改修に対して補助を行った。（実績 1 件）

（２）自然景観の保全

- ・市民協働による環境美化を推進するため、用水路清掃や草刈り、ごみ拾いなど各地区が実施する社会奉仕活動を補助金等により支援した（79 地区・延べ 123 回実施）。
- ・広報おおの 10 月号に南六呂師エリアの星空保護区の認定をテーマにした特集記事を掲載した。
- ・星空と天空の城を表紙にした新しいデザインの総合観光パンフレット（4 万部）を製作した。（再掲）

（３）星空景観の保全

- ・南六呂師エリアの夜空の暗さ、光害への取組みなどが評価され、8 月に「星空保護区®」に認定（アーバン・ナйтスカイプレイス部門ではアジア初認定）された。10 月には第 35 回「星空の街・あおぞらの街」全国大会を文化会館で開催した。（再掲）
- ・9 月に市民向けの光害対策講座を開催した。
- ・美しい星空を通じ環境問題について学ぶ機会を創出することを目的に、市民及び事業者の協力の下、ライトダウンキャンペーンを実施した。例年の 7 月の開催に加え、星空保護区認定を受け、2 月に 2 回目を開催した。（協力事業者 65 社 前年比 10 社増）
- ・2 月のライトダウンキャンペーンに合わせて、「光害対策」「脱炭素」「星空学び」の 3 つの視点から、阪谷小学校児童が星空を美しく見るための具体的な行動を示したポイントカードを作成し、市が全戸配布した。

（４）公共施設の景観整備

- ・市有地において草刈りや樹木剪定などを適切に実施した。
- ・市所管の防犯灯の LED 化を行い、LED 化率が 87%（655 灯/全 753 灯）となった。（再掲）

重点施策② 歴史的、文化的遺産の保存

取組状況と成果

(1) 文化財とその周辺の保全対策の実施

- ・国指定天然記念物「専福寺の大ケヤキ」の樹勢回復について、所有者への補助金支援を念頭に、文化庁との調整や所有者への助言を行った。
- ・市内の無形民俗文化財保存を行う4団体に対して補助金を交付した。
- ・文化財保存活用地域計画推進協議会を1回開催し、取組み状況の確認や情報交換を行い事業の方向性について協議した。計画の取組みについては、順調及びおおむね順調が98%であった。
- ・神像仏像調査について、一次（現地）調査を20件行い、新たな文化財の発掘に努めた。また、「下打波のトチノキ・ケヤキ・イタヤカエデ群生林」について、県指定を目指し、県と所有者との間で調整を行った。

(2) 伝統文化の継承の推進

- ・おおの遺産について、新たに阿難祖領家区・阿難祖地頭方区の「阿難祖八坂神社の祭礼」と、中荒井町区の「鉛筆供養」を認証し、累計認証数25件となった。
- ・3つの公民館で踊りの伝承教室を21回開催し、延べ122人が参加した。また、放課後子ども教室において民謡教室を開催し、伝統文化体験の機会を作った。
- ・穴馬紙大すきの会の会員を講師に依頼し、穴馬紙の原料の調達から紙すきまでを体験する講座を行った。和泉小学校5・6年生は自分で漉いた穴馬紙で卒業証書を作った。

(3) 郷土の歴史や文化の魅力の発信

- ・博物館の企画展を2回（延べ2,101人参加）、「博物館講座」を6回（延べ139人参加）、各種団体の講座への学芸員の派遣を16回（延べ428人参加）、学芸員による出前事業を17回（延べ435人参加）、それぞれ実施した。
- ・市制施行70周年記念事業のプレイベントとして、文化財を楽しむ対談会「春風亭昇太・千田嘉博 越前大野城を語る」を開催し、600人が来場した。
- ・茨城県古河市と姉妹都市連携のルーツである土井家をテーマとした講演会を開催し、市内外から77人が参加した。
- ・SNSによる文化施設への集客効果を狙い、武家屋敷旧内山家に夏障子や絵障子を、武家屋敷旧田村家に風車棚を設置した。
- ・文化施設の誘客及び周遊性の向上などを目的に「クイズビンゴ」を実施し、2,312人が参加した。

重点施策③ 公園や空き家、空き地の適正管理の促進

取組状況と成果

(1) 空き家対策の推進

- ・都市機能誘導区域内の空き家等を活用し、にぎわい創出を行う事業者に対し支援する店舗形成事業について、2者に店舗形成に必要な経費の一部を補助した。
- ・有効活用できる空き家の空き家情報バンクへの登録を促し、22件の登録と13件の成約があった。(累計登録数117件、累計成約数74件)
- ・空き家の利活用を促進するため、空き家相談会を2回開催した。(相談件数47件)
- ・空き家所有者に適正な空き家管理を周知するため、空き家リーフレットやホームページによる啓発を行った。
- ・老朽化した危険な空き家は、市の解体補助を紹介して、除却を促した。(実績6件)

(2) 空き地の適正管理の促進

- ・樹木、雑草が繁茂している空き地の所有者に対して、指導等を実施した。(苦情件数4件)

(3) 公園の適正管理

- ・長寿命化計画等に基づき、公園施設の補修や撤去を実施した。(危険な施設の撤去1箇所・補修2箇所)
- ・地元地区に公園草刈等の清掃活動を依頼し、28公園で地元地区民が清掃活動を実施した。

数値目標の達成状況

- ・①存在する特定空家等の件数(件)

R元年度 (基準値)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度 (中間目標)	R12年度 (最終目標)
16	16	15	17	14	0	0

環境管理項目の実績

項 目	R3年度	R4年度	R5年度
景観形成地区の指定面積 大野市都市景観条例に基づき指定された景観形成地区の面積の総数(累計)	8.2ha	8.2ha	8.2ha
景観誘導の件数 大野市都市景観条例に基づく都市景観形成地区内の届出行為や、大規模建築物等の届出行為について、良好な景観の保全あるいは創造に向けて誘導を行った件数	16件	12件	8件

指定文化財等の点数 国、県、市により指定された文化財の総数（累計）	143 点 (令和 3 年度 0 点)	144 点 (令和 4 年度 1 点)	144 点 (令和 5 年度 0 点)
埋蔵文化財の確認件数 市内で確認された埋蔵文化財件数の総数（累計）	161 件 (令和 3 年度 0 件)	161 件 (令和 4 年度 0 件)	161 件 (令和 5 年度 0 件)
おおの遺産の認証件数 おおの遺産に認証された文化遺産の総数（累計）	21 件 (令和 3 年度 2 件)	23 件 (令和 4 年度 2 件)	25 件 (令和 5 年度 2 件)
都市公園の整備面積 都市計画法に基づき整備された公園において供用が開始されている公園の総面積（累計）	41. 57ha	41. 57ha	41. 57ha

基本目標 5 総合的な取り組みの推進

令和12年（2030年）に向けた目標

- 持続可能な社会の担い手を育む教育を学校だけでなく、地域や社会、職場など幅広い場において推進し、あらゆる世代による環境学習を促進します。
- 人口減少や少子化、高齢化を踏まえ、学校や市民、団体、行政など環境教育や環境学習を担う各主体との連携強化を図るとともに、市民協働により自然環境の保全や地域の特性を生かした取り組みを進めます。
- 環境に関する情報を収集するとともに、SNSなどを活用し、市民や団体、事業者との情報共有を図ります。

令和5年度の取組状況

施策の基本方針 総合的な環境対策

重点施策① 持続可能な社会の担い手を育む教育の推進

取組状況と成果

（1）学校教育における環境教育の推進

- ・ すべての小中学校で、環境教育計画を作成し、環境に関する学習を実施した。（ゴミの分別回収、資源回収、ビオトープの保全、地区の清掃活動、花壇・鉢の花植、地域学習における自然や環境の学習、野菜作りなど）
- ・ 令和5年度から国型コミュニティ・スクールに移行し、学校ごとの学校運営協議会を設置した。阪谷小学校では、ふるさとの学び（星空の街・あおぞらの学び）を実施した。

（2）社会教育における環境教育の推進

- ・ おおの城まつり開催期間中、越前おおの水のがっこうで子ども向けの「水まつり」を初めて開催し、45人が来館した。
- ・ 体験農園や草刈り、花の苗植など、各公民館で子どもを対象とした地域における自然体験活動を実施した。

（3）環境学習の機会の充実

- ・ 2月のライトダウンキャンペーンに合わせて、「光害対策」「脱炭素」「星空学び」の3つの視点から、阪谷小学校児童が星空を美しく見るための具体的な行動を示したポイントカードを作成し、市が全戸配布した。（再掲）
- ・ 開成中学校及び陽明中学校、上庄中学校で食品ロスをテーマにした「ECO落語」を各校1回ずつ実施した。
- ・ 小学校での自前講座を6回実施した。

- ・小中学校に出向き、大野市の地下水や水循環について学習する講座を実施した。（上庄小学校 17 人・チャレンジ教室の開催 81 人）

重点施策② 市民協働の取り組みの推進

取組状況と成果

（１）市民等との協働推進

- ・環境美化活動や自然体験活動など、地域の活性化や地域活力の維持、課題解決に効果が期待できる取組みを支援するとともに、コミュニティ会館などを利用してさまざまな世代の方が交流できる 8 事業に対して助成し、388 人が交流を深めた。
- ・開成中学校の生徒 10 人で「イトヨ守り隊」を結成し、大野の水について考えながら、イトヨを保護する活動を行った。（再掲）
- ・大野高校生と連携し、健康食守フェスタで、食品ロスに関するクイズや食品ロスレシピの配布などを行った。（再掲）
- ・市民協働による環境美化を推進するため、用水路清掃や草刈り、ごみ拾いなど各地区が実施する社会奉仕活動を補助金等により支援した（79 地区延べ 123 回実施）。（再掲）
- ・関西大学との連携事業の一環で、年間を通じて「関西大学 横町スタジオ」にミミズコンポストを設置し、生ごみの資源化に取り組むとともに、地域住民の交流を促した。また、資源循環を学ぶ一環として、有終西小学校にミミズコンポストを設置し、7～10 月の 4 か月間で 40 kg 以上の生ごみを処理した。

（２）環境に配慮できる人材、企業の育成

- ・小中学校及び公民館に、県及び広域連携の環境アドバイザー制度を周知し、専門的な学習機会の実施を促した。
- ・地区から推薦を受けた住民を環境監視員に委嘱し、不法投棄物などの早期発見を目的としたパトロールを行った。（再掲）（延べ 135 回）
- ・市民の「CO2 削減につながる商品等」の購入をサポートする事業者（結の Eco 協賛店）を募集し、賛同した店舗をリーフレットやホームページ等で紹介した。（R6.3 時点 登録者数 51 者）（再掲）

重点施策③ 環境情報の収集と共有化

取組状況と成果

（１）環境情報の充実化

- ・環境基本計画及び水循環基本計画に基づく令和 4 年度年次報告書を取りまとめ、ホームページに掲載した。
- ・市内 16 地点の観測井の日別及び月別の地下水位や、飲料水基準項目検査の結果についてホームページにて公表した。

- ・図書館にて星・環境関連の図書を展示するとともに、自然学習の場を提供した。
- ・気候変動による水循環への影響を調査するため、連携協定を締結する香川大学と共同研究を実施した。その成果を市民へ情報共有するため、共同研究成果報告会を開催し、36 人が参加した。（再掲）

（２）創意工夫による情報発信

- ・環境月間の６月に不法投棄及び野外焼却について広報おおのに啓発記事を掲載した。（再掲）
- ・８月に「省エネ住宅でより健康で快適な暮らしを」をテーマに関係団体、事業者、大学等の関係者の参加を得て、「脱炭素ビジョンシンポジウム」を開催し、71 人が参加した。（再掲）
- ・星空と天空の城を表紙にした新しいデザインの総合観光パンフレット（４万部）を製作した。（再掲）
- ・SNS による文化施設への集客効果を狙い、武家屋敷旧内山家に夏障子や絵障子を、武家屋敷旧田村家に風車棚を設置した。（再掲）

数値目標の達成状況

①環境に関する出前講座等の受講者数（人）

R元年度 (基準値)	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度	R７年度 (中間目標)	R１２年度 (最終目標)
281	295	161	353	3,134	330	385

②環境アドバイザー等の派遣回数（回）

R元年度 (基準値)	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度	R７年度 (中間目標)	R１２年度 (最終目標)
6	5	5	4	10	14	22

環境管理項目の実績

項 目	R３年度	R４年度	R５年度
社会教育における環境に関する学習会の開催数 地域活動等の社会活動において、環境に関する事項について実施した１年間における学習会の開催数	14 回 ※内訳 大野公民館 8 回 下庄公民館 5 回 乾側公民館 2 回 小山公民館 2 回 上庄公民館 1 回 富田公民館 1 回 阪谷公民館 1 回 五箇公民館 1 回 和泉公民館 1 回	14 回 ※内訳 大野公民館 2 回 下庄公民館 2 回 乾側公民館 1 回 小山公民館 1 回 上庄公民館 2 回 富田公民館 2 回 阪谷公民館 1 回 五箇公民館 1 回 和泉公民館 1 回	14 回 ※内訳 大野公民館 2 回 下庄公民館 1 回 乾側公民館 3 回 小山公民館 1 回 上庄公民館 0 回 富田公民館 2 回 阪谷公民館 1 回 五箇公民館 2 回 和泉公民館 2 回
環境アドバイザーの登録者数 市環境アドバイザーに登録している人数（３月末時点）	8 人	8 人	8 人

広報紙等の紙面を利用した環境情報提供の件数 市が発行する広報紙等において、環境基本計画に関連する事項の内容を掲載した1年間の件数	12 件	11 件	11 件
市ホームページを利用した環境情報提供の件数 1年間に市公式ホームページを利用して、環境基本計画に関連する事項の内容を提供した総件数	1, 154, 398 件	981, 479 件	873, 074 件
市LINEを利用して環境情報を収集している登録者数 市のSNSサイト等に登録している人のうち、環境関連を知りたい情報として登録している件数	992 件	1, 605 件	1, 950 件

公害に係る環境基準と現況

公害の種類ごとに環境基準と現況を示します。

1 大気汚染

大気汚染について

大気汚染とは、産業活動などの人の活動に伴って様々な有害物質が大気中に排出され、人や動物体内の細胞、組織、器官へ悪影響を与えたり、植物の成育障害・収穫量が減少したり、人の健康や生活環境、また自然のバランスに良くない影響が生じてくる状態をいいます。

その主な原因物質としては、工場、事業場等の煙突から排出されるいおう酸化物、ばいじん、自動車等から排出される窒素酸化物等があります。この他、窒素酸化物と炭化水素が共存し、太陽光の作用を受けて光化学反応を起こすことにより、二次的に生成される光化学オキシダントがあります。

大気汚染に係る環境基準

「大気汚染に係る環境基準」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準をいいます。

大気汚染に係る環境基準

（令和6年3月現在）

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の一日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の一日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の一日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	年平均値が15μg/m ³ 以下かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考	1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

二酸化窒素に係る環境基準

(令和 6 年 3 月現在)

二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
-------	---

有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

(令和 6 年 3 月現在)

ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

ダイオキシン類に係る環境基準

(令和 6 年 3 月現在)

ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
---------	---

※各物質に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しません。

大気汚染物質の説明

物質	発 生 機 構	性 状	有 害 作 用
二酸化窒素	いおう分を含有する燃料・原料の過熱・燃焼によって生じます。施設としてはボイラー・加熱炉などがあります。	無色の刺激性腐食性ガスで比重は空気の 2.3 倍です。	目・鼻・のどをひどく刺激し呼吸困難、さらに進むと肺気腫・肺浮腫・肺炎などを起こさせます。また、植物を枯らし、金属を腐食させます。
一酸化炭素	炭化水素系の燃料などが不完全燃焼したときに発生します。都市では多くが自動車排出ガスにより発生します。	空気よりわずかに軽い無色・無臭・無刺激性の気体です。	血液中のヘモグロビンと結合し、体内の酸素供給を妨げ、中枢神経を麻痺させます。
微小粒子状物質	物の燃焼などによって直接排出されるほか大気中での化学反応により粒子化したものがあります。	粒径が 2.5 μm 以下の粒子状物質をいいます。	呼吸器の疾患のほか、循環器系への影響も考えられます。

物質	発 生 機 構	性 状	有 害 作 用
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が強い紫外線を受けて、光化学反応をおこし、発生します。	光化学スモッグの原因物質はオゾンやペルオキシアシルナイトレート (PAN)、アルデヒドなどがあります。	鼻やのどに刺激を与え、目まい・吐き気・発汗やぜんそくを起こさせます。
二酸化窒素	物を高温で焼却すると空気中の窒素 (N ₂) がその熱により酸化されて発生します。工場や自動車など広範囲的に発生します。	赤褐色で特異な刺激臭をもっています。	目と呼吸器に刺激を与え、せき・咽頭痛を起こさせます。光化学スモッグの原因物質です。
一酸化窒素	物を高温で焼却すると空気中の窒素 (N ₂) がその熱により酸化されて発生します。工場や自動車など広範囲的に発生します。	空気よりやや重い無色・無臭の気体です。 大気中に放出された一酸化窒素は、二酸化窒素に酸化されます。	光化学スモッグの原因物質です。
全炭化水素	有機溶剤を使用する工場や石油貯蔵設備から排出されます。自動車排出ガスにも含まれています。	炭素 (C) と水素 (H) からなる各種の炭化水素全体をいいます。光化学反応が強い非メタン炭化水素 (NMHC) と光化学反応性を無視できるメタン (CH ₄) の濃度で表されます。	非メタン炭化水素については、光化学スモッグの原因物質です。
メタン	自然界では、湿地や湖沼の有機物が腐敗・発酵して発生します。	常温、常圧で無色無臭の気体で、可燃性ガスです。	光化学スモッグの原因物質ではありませんが、地球温暖化の要因である温室効果ガスの一つです。
非メタン炭化水素	有機溶剤を使用する工場や石油貯蔵設備から排出されます。自動車排出ガスにも含まれています。	大気中に存在するメタン以外 (脂肪族飽和炭化水素、不飽和炭化水素、芳香族炭化水素) の炭化水素の総称をいいます。	光化学スモッグの原因物質です。

大気汚染に係る規制基準

大気汚染防止法に定める規制対象物質は、次のとおりです。

大気汚染防止法に基づく規制対象物質

規制対象物質	ばい煙
	一揮発性有機化合物（VOC）
	一粉じん
	一自動車排出ガス
	一特定物質
	一有害大気汚染物質

（１）ばい煙

ばい煙とは、大気汚染防止法第２条に定める次の物質をいい、それぞれに排出基準が定められ規制されています。

ばい煙排出基準

（大気汚染防止法施行規則第３条～第５条）

ばい煙	いおう酸化物	大気汚染防止法施行規則第３条
		$q = K \times 10^{-3} He^2$
		q : いおう酸化物の許容排出量 ($m^3 N/h$)
		K : 地域ごとに定められる定数 (同規則別表１)
		(大野市 : 17.5)
		He : 排出口の高さ (m)
一 ばいじん	→	大気汚染防止法施行規則第４条 (別表２)
一 有害物質	→	大気汚染防止法施行規則第５条 (別表３・別表３の２)
		カドミウム及びその化合物
		塩素及び塩化水素
		フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素
		鉛及びその化合物
		窒素酸化物
		(大気汚染防止法施行令第１条)

（２）揮発性有機化合物（VOC）

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因の一つで、一定規模以上の施設を「揮発性有機化合物排出施設」として定め、施設の規模要件ごとに排出基準を定めています。

（大気汚染防止法施行規則第１５条（別表５の２））

（３）粉じん

粉じんについては、粉じん発生施設ごとに、構造並びに使用及び管理に関する基準を定め規制されています。（大気汚染防止法施行規則第１６条（別表６））

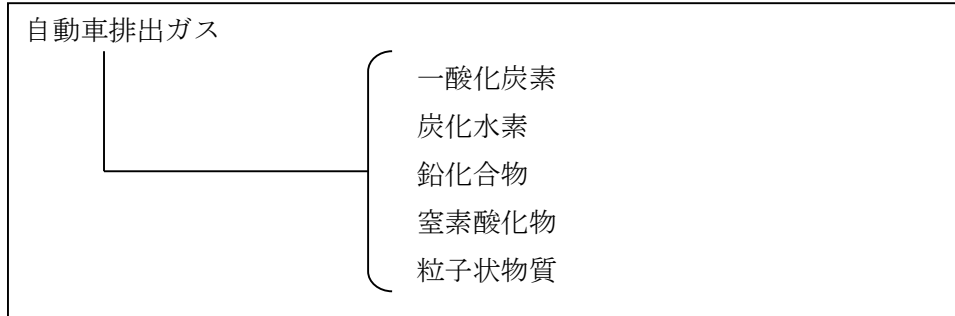
(4) 自動車排出ガス

自動車排出ガスについては、物質ごとに量の許容限度を定めています。

(昭和 49 年 1 月 21 日環告 1)

自動車排出ガス規制物質

(大気汚染防止法施行令第 4 条)



(5) 特定物質

特定物質とは、化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境にかかる被害を生ずるものをいいます。

特定物質を発生する施設から事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに応急措置を講じ、かつ、速やかに復旧しなければなりません。

(大気汚染防止法第 17 条)

大気汚染防止法に基づく特定物質

(大気汚染防止法施行令第 10 条)

アンモニア	ベンゼン	フッ化水素
ピリジン	シアン化水素	フェノール
一酸化炭素	硫酸（三酸化いおうを含む。）	ホルムアルデヒド
フッ化珪素	メタノール	ホスゲン
硫化水素	二酸化セレン	燐化水素
クロルスルホン酸	塩化水素	黄燐
二酸化窒素	三塩化燐	アクロレイン
臭素	二酸化いおう	ニッケルカルボニル
塩素	五塩化燐	二硫化炭素
メルカプタン		

(6) 有害大気汚染物質

低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質として 248 種類、そのうち特に優先的に対策に取り組むべき物質（優先取組物質）として 23 種類を指定し、対策の実施に当たり、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務を定めています。（大気汚染防止法第 18 条の 41～第 18 条の 45）

大気汚染測定結果

物質名	年度	平均値	最高値	最低値	物質名	年度	平均値	最高値	最低値
二酸化いおう (ppm) 【基準値】 日平均値 0.04ppm 時間最高値 0.1ppm	26	0.000	0.015		全炭化水素 (ppmC)	26	1.96	2.26	1.77
	27	0.000	0.003			27	1.98	2.24	1.78
	28	0.000	0.008			28	1.97	2.21	1.81
	29	0.000	0.005			29	2.00	2.31	1.79
	30	0.000	0.009			30	2.01	2.31	1.80
	R 元	0.000	0.011			R 元	2.03	2.46	1.85
	2	0.000	0.007			2	2.02	2.38	1.84
	3	0.000	0.008			3	2.04	2.28	1.87
	4	0.000	0.009			4	2.05	2.30	1.88
	5	0.000	0.002			5	1.99	2.36	0.00
浮遊粒子状物質 (mg/m³) 【基準値】 日平均値 0.10 mg/m³ 時間最高値 0.20 mg/m³ 【緊急時】 時間最高値 2.0 mg/m³	26	0.013	0.096		非メタン 炭化水素 (ppmC)	26	0.06	0.34	0.00
	27	0.013	0.091			27	0.06	0.26	0.00
	28	0.012	0.075			28	0.05	0.23	0.00
	29	0.011	0.070			29	0.07	0.26	0.00
	30	0.009	0.063			30	0.07	0.30	0.00
	R 元	0.009	0.169			R 元	0.07	0.30	0.01
	2	0.008	0.117			2	0.06	0.30	0.00
	3	0.008	0.088			3	0.06	0.23	0.01
	4	0.009	0.097			4	0.06	0.22	0.00
	5	0.011	0.081			5	0.05	0.21	0.00
一酸化窒素 (ppm)	26	0.001	0.050		メタン (ppmC)	26	1.91	2.17	1.76
	27	0.001	0.031			27	1.92	2.15	1.77
	28	0.000	0.031			28	1.91	2.09	1.80
	29	0.001	0.048			29	1.93	2.21	1.79
	30	0.001	0.022			30	1.94	2.18	1.78
	R 元	0.001	0.028			R 元	1.96	2.37	1.80
	2	0.001	0.083			2	1.96	2.25	1.82
	3	0.001	0.060			3	1.98	2.10	1.85
	4	0.001	0.022			4	1.99	2.14	1.85
	5	0.002	0.032			5	1.94	2.23	0.00
二酸化窒素 (ppm) 【基準値】 日平均値 0.06 ppm 【緊急時】 時間最高値 0.5 ppm	26	0.004	0.033		光化学 オキシダント (ppm) 【基準値】 時間最高値 0.06 ppm 【注意報発令】 時間最高値 0.12 ppm 【警報発令】 時間最高値 0.24 ppm 【重大警報発令】 時間最高値 0.4 ppm	26	0.036	0.102	
	27	0.004	0.036			27	0.035	0.098	
	28	0.003	0.038			28	0.034	0.109	
	29	0.005	0.048			29	0.034	0.108	
	30	0.003	0.025			30	0.034	0.087	
	R 元	0.003	0.024			R 元	0.034	0.121	
	2	0.004	0.046			2	0.032	0.096	
	3	0.004	0.034			3	0.034	0.093	
	4	0.003	0.033			4	0.032	0.093	
	5	0.003	0.029			5	0.033	0.093	

(資料：福井県 大気汚染情報)

【測定期日】 常時監視

大気汚染の現況

大野市における大気汚染の状況は、県が設置した一般環境大気測定局（水落町）により常時監視されており、年間の測定結果は、良好な値で推移しています。

大気汚染防止対策については、大気汚染防止法により工場、事業場の事業活動に伴って発生する「ばい煙」や「粉じん」について規制措置がとられています。近年、中部縦貫自動車道関連の臨時的な事業所において、規制対象となる設備の設置がみられます。

ばい煙の中のいおう酸化物については、その排出基準が排出口の高さに応じて個々の施設について定められています。県では、いおう酸化物や窒素酸化物の排出量が多い工場などと公害防止協定を締結するなどし、排出抑制を図っています。

光化学オキシダントについては、特に紫外線の強い春夏に環境基準を超えることがあります。光化学オキシダントが高濃度になると健康被害を及ぼすおそれがあるため、県と市町、学校などとの間で高濃度観測時の連絡体制が構築されていますが、注意報を発令するまでには至っていません。

窒素酸化物については、本市の場合、環境基準のゾーン内 0.04ppm を上回ることがないように努めることとされており、その排出源であるボイラー等固定発生源については、小規模施設を含め、その種類、規模ごとに排出基準が定められています。

また、移動発生源である自動車等についても、排出ガス規制が段階的に強化されています。

以上のように、ばい煙及び粉じん発生施設については個々の施設に排出基準が定められており、本市の良好な大気の現状を維持していくためには、県と市が一体となり、これらの施設に対する行政指導の充実、大気汚染実態調査の継続を行っていく必要があると考えられます。

大気汚染に関する令和5年度苦情申立は2件ありました。全て野焼き等の違法焼却によるものです。前年度に比べて苦情件数は減少しましたが、今後も市民に対する啓発を繰り返し、野外焼却が違法な行為であることを周知します。

2 水質汚濁

水質汚濁について

水質汚濁とは、公共用水域及び地下に種々の汚濁物質、有害物質が流入又は浸透し、その結果、水質が悪化することをいいます。これらの汚濁の原因は、自然界から生ずる汚濁と、工場等からの排水や、生活形態が都市化していることにより増大した排水が河川、地下等に流入し、水域自身が持っている自然浄化作用を超えることにより生ずる汚濁が考えられます。

このうち、工場排水については、企業の公害防止意識の向上のため、引き続き啓発が必要です。また、家庭からの生活排水による汚濁負荷が増大し、水質汚濁の進行もみられるため、この抜本的対策として、公共下水道の整備や合併浄化槽の設置拡大が望まれますが、生活雑排水による汚染は家庭で気を付けることによりかなり防ぐことができるため、一人一人が心がけることが望ましいものです。

水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質の保全を図るため、昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 により告示された水質に係る環境基準では、「人の健康の保護に関する環境基準」並びに「生活環境の保全に関する環境基準」として河川等の公共用水域についてそれぞれの基準が定められています。

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全ての公共用水域に適用されます。

人の健康の保護に関する環境基準

(令和 6 年 3 月現在)

有 害 物 質 の 種 類	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/l 以下
全 シ ア ン	検出されないこと
鉛	0.01mg/l 以下
六 価 ク ロ ム	0.02mg/l 以下
砒 素	0.01mg/l 以下
総 水 銀	0.0005mg/l 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/l 以下
四 塩 化 炭 素	0.002mg/l 以下
1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004mg/l 以下
1 , 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1mg/l 以下
シス - 1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.04mg/l 以下
1 , 1 , 1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1mg/l 以下
1 , 1 , 2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	0.006mg/l 以下
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01mg/l 以下
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01mg/l 以下
1 , 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.002mg/l 以下
チ ウ ラ ム	0.006mg/l 以下
シ マ ジ ン	0.003mg/l 以下
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/l 以下
ベ ン ゼ ン	0.01mg/l 以下
セ レ ン	0.01mg/l 以下
硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	10mg/l 以下
ふ つ 素	0.8mg/l 以下
ほ う 素	1mg/l 以下
1 , 4 - ジ オ キ サ ン	0.05mg/l 以下
<備考> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	

人の健康の保護に関連する物質ではありますが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものについては、「要監視項目」と位置づけられています。

なお、その指針値は、長期間摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であり、一時的にある程度この値を超えるようなことがあっても直ちに健康上の問題に結びつくものではないとされています。

要監視項目及び指針値

(令和6年3月現在)

項 目	基 準 値
クロロホルム	0.06mg/1 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/1 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/1 以下
イソキサチオン	0.008mg/1 以下
ダイアジノン	0.005mg/1 以下
フェニトロチオン	0.003mg/1 以下
イソプロチオラン	0.04mg/1 以下
オキシシン銅	0.04mg/1 以下
クロロタロニル	0.05mg/1 以下
プロピザミド	0.008mg/1 以下
E P N	0.006mg/1 以下
ジクロルボス	0.008mg/1 以下
フェノブカルブ	0.03mg/1 以下
イプロベンホス	0.008mg/1 以下
クロルニトロフェン	— 注1
トルエン	0.6mg/1 以下
キシレン	0.4mg/1 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/1 以下
ニッケル	— 注2
モリブデン	0.07mg/1 以下
アンチモン	0.02mg/1 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/1 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/1 以下
全マング	0.2mg/1 以下
ウラン	0.002mg/1 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオktan酸 (PFOA)	0.00005mg/1 以下 (暫定) 注3

注1 胆のうがんと因果関係が明らかになるまで指針値は設定しない。

注2 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

注3 PFOS 及び PFOA の合計値

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

「生活環境の保全に関する環境基準」は河川、湖沼及び海域の公共用水域ごとに利水上の目的に応じた水質の類型指定方式がとられ、都道府県知事が行うことになっています。本市の場合、昭和47年3月31日福井県告示209によって九頭竜川、昭和53年3月31日福井県告示316によって真名川、平成14年3月29日福井県告示310によって清滝川、赤根川が指定されています。

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

（令和6年3月現在）

類型	利用目的の 適 応 性	水素イオン 濃 度 (p H)	生物化学的 酸素要求量 (B O D)	浮 遊 物 質 量 (S S)	溶 存 酸 素 量 (D O)	大腸菌数	該当 水域
AA	水道1級 自然環境保全 等	6.5以上 8.5以下	1mg/1 以下	25 mg/1 以下	7.5mg/1 以上	20CFU/ 100ml 以下	九頭竜川 (九頭竜ダム より上流)
A	水道2級 水産1級 水浴 等	6.5以上 8.5以下	2mg/1 以下	25 mg/1 以下	7.5mg/1 以上	300CFU/ 100ml 以下	九頭竜川 (九頭竜ダム より下流) 真名川 清滝川 赤根川
B	水道3級 水産2級 等	6.5以上 8.5以下	3mg/1 以下	25 mg/1 以下	5mg/1 以上	1,000CFU/ 100ml 以下	
C	水産3級 工業用水1級 等	6.5以上 8.5以下	5mg/1 以下	50 mg/1 以下	5mg/1 以上		
D	工業用水2級 農業用水 等	6.0以上 8.5以下	8mg/1 以下	100mg/1 以下	2mg/1 以上		
E	工業用水3級 環境保全 等	6.0以上 8.5以下	10mg/1 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/1 以上		
備考	1. 基準値は、日間平均値とする。大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。 2. 農業用水利点については、pH6.0～7.5、DO5mg/1以上とする。 3. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。 4. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。						

（注）自然環境保全 自然探勝等の環境保全
 水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級	前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
水産 1 級	ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級	サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級	コイ、フナ等、 β —中腐水性水域の水産生物用
工業用水 1 級	沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級	薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級	特殊の浄水作業を行うもの
環境保全	国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

水質汚濁に係る環境基準に係る各項目の説明

項目	発生源	有害作用
カドミウム	- メッキ工場(カドミウムメッキ) - 化学工場(顔料、触媒、塩化ビニール安定剤) - 亜鉛精錬所	腎、尿細胞の再吸収作用が阻害され、カルシウムが失われ体内カルシウムの不均衡が起こり、ついで骨軟化症を起こします。(イタイイタイ病の原因)
シアン	- 電気メッキ工場 - 製鉄所、ガス工場、コークス工場、化学工場、(アクリルニトリル製造工場)など	目、咽頭上部気道を刺激し吸入が続けば頭痛、目まい耳なり、嘔吐などが起こり、さらに呼吸困難となります。高濃度のときは脳の呼吸中枢をまひさせ、呼吸停止を起こします。
鉛	- 化学工場(顔料、塗料) - ガラス工場 - 鉛蓄電池製造業 - 活字製造業・鉛管製造業	大量の鉛が体内に入ると急性中毒を起こし腹痛、下痢、尿閉が現れ激しい胃腸炎とその結果、起こるショックのため死亡することがあります。少量の鉛が長期にわたって体内に入ると食欲不振、便秘、頭痛、四肢のまひ、けいれん、昏睡などを起こします。
六価クロム	- クロムメッキ工場 - 化学工場(顔料、触媒等) - 合金製造工業 - 皮革工場(クロムなめし)	大量のクロムを摂取すると、嘔吐、腹痛、尿閉、けいれん等が起こり死亡します。その他、皮膚炎、浮腫潰瘍等を起こします。
砒素	- 化学工場(無機製品、触媒、農薬等の製造工場) - 硫酸製造工場 - 肥料工場(アンモニア製造工場)	大量に砒素を摂取すると 1 時間以内に悪心、嘔吐、下痢、脱水症状をきたし、さらに量が多いと激しい胃腸炎症状、血便、けいれん昏睡により死亡します。少量ずつ長期にわたって摂取すると手や足の知覚障害、皮膚は青銅色となり手のひらや足の裏は角化します。悪心、嘔吐、腹痛、よだれ、さらに肝臓肥大、腎炎を起こし循環障害で死亡します。
総水銀	- 化学工場(活性アルミナ昇こう、硫化水銀、リン酸水銀等製造業) - 水銀計器、乾電池、水銀灯製造業 - 水銀製造業	大量に摂取すると歯ぐきが腐り、血便が出ます。(加機水銀中毒)

項目	発生源	有害作用
アルキル水銀	水銀電解法苛性ソーダ製造業、アセチレン法塩化ビニルモノマー製造業	大量に摂取すると吐き気、嘔吐、腹痛、下痢などの徴候をきたし、長期にわたって摂取すると記憶力不良、意思集中不能、頭痛、不眠、味臭の異常、神経痛、よだれなど（水俣病の原因）を起こします。
P C B (ポリ塩化ビフェニル)	- 電気機器製造業 - 化学工場 - 印刷業	皮膚に色素が黒く沈着し、全身の皮膚にニキビ様の吹き出物ができ、食欲不振、倦怠感、肝臓障害を起こします。
ジクロロメタン	セルロース、樹脂、油脂やゴム製造業	高濃度で暴露すると嘔吐、四肢の知覚異常等を起こします。
四塩化炭素	フロン類の原料、溶剤、洗浄剤等	皮膚、呼吸器を通して取り込まれ、麻酔作用、頭痛、嘔吐等の症状を起こします。
1,2 - ジクロロエタン	塩化ビニルモノマー、ポリアミノ樹脂の原料等	頭痛、目まい、嘔吐、神経系統への影響等があります。
1,1 - ジクロロエチレン	塩化ビニリデン樹脂の原料	頭痛、視覚障害疲労、知覚神経障害があります。
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	染料抽出剤、合成中間体等	麻酔作用、肝障害等の影響があります。
1,1,1 - トリクロロエタン	- 金属の洗浄剤 - ドライクリーニング業	麻酔性、粘膜刺激性があります。
1,1,2 - トリクロロエタン	塩化ビニリデン原料、粘着剤、ラッカー、テフロンチューブ製造業	中枢神経障害、肝障害等の影響があります。
トリクロロエチレン	- 金属の洗浄剤 - 接着剤の塗料の溶剤	目、鼻、のどを刺激します。蒸気を吸引すると、頭痛、目まい、吐き気及び貧血、肝臓障害を起こします。発ガン性の疑いがあります。
テトラクロロエチレン	- ドライクリーニング業 - 金属の洗浄剤 - 繊維の精錬加工業	高濃度の場合、目、鼻、のどを刺激します。蒸気を吸引すると、麻酔作用があり、頭痛、目まい、意識喪失を起こします。発ガン性の疑いがあります。
1,3 - ジクロロプロペン	農薬(土壌くん蒸剤、殺線虫剤)	皮膚や眼球が刺激されます。
チウラム	ゴルフ場(いおう殺菌剤)	咽頭痛、咳、痰皮膚発疹、腎障害などの影響があります。
シマジン (C A T)	ゴルフ場(芝以外の除草剤)	コイ、ミジンコを試験動物として、L ₅₀ 値を測定した魚毒性A類に分類されます。
チオベンカルブ	農薬(チオールカーバメート系除草剤)	魚毒性B類に分類されます。
ベンゼン	染料、溶剤、合成ゴム等	頭痛、目まい、意識喪失等の症状があります。

項目	発生源	有害作用
セレン	ガラス、窯業、半導体材料、光電池、コピー感光体等	蒸気の状態では強毒性隔膜壊死、熱症等があります。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	- 電気メッキ、希土類精鉱 - 化学肥料	高濃度の場合、特に乳幼児がメトヘモグロビン血症を発症します。
フッ素	- 金属研磨・ステンレス洗浄 - 鉄鋼業	高濃度の場合、斑状歯やフッ素沈着症が生じます。
ほう素	- 電気メッキ - ガラス・医薬品	高濃度の場合、嘔吐や腹痛、下痢及び吐き気が生じます。
1,4 - ジオキサン	溶剤・安定剤・洗浄溶剤等	肝臓・腎臓への影響、白血球の減少や赤血球の増加、発ガン性があります。

項目	説明
pH (水素イオン濃度)	水が酸性であるか、アルカリ性であるかを示す尺度です。pH 7 が中性、それ以下で酸性、それ以上でアルカリ性です。水道水としては pH6.5～8.5 までの範囲が望ましいとされています。
BOD (生物化学的酸素要求量)	水中の有機物を好気性微生物が分解するときに消費する酸素の量です。これが多いほど河川が汚れているといえます。3 mg/ℓ以下が望ましいとされています。
COD (化学的酸素要求量)	酸化剤により水中の有機物及び無機性被酸化物を酸化分解するのに要する酸素の量です。5 mg/ℓ以下が望ましいとされています。
SS (浮遊物質)	粒径 2 mm 以下の水に溶けない懸濁性物質の量をいいます。浮遊物質は魚類のえら呼吸を妨げ、また光の透過量を少なくします。25 mg/ℓ以下が望ましいとされています。
DO (溶存酸素量)	水中に溶けている酸素の量です。魚類の生存には 6 mg/ℓ以上、水稲で 5 mg/ℓ以上要求され、臭気限界は 2 mg/ℓといわれています。
大腸菌数	大腸菌はそれらが水中に存在する否かによって、その水が人畜の糞便により汚染されているかどうかを示します。水浴には 300CFU/100ml以下が快適とされています。

水質汚濁に係る排水基準

特定事業場から公共用水域に排出される水については、排水基準を定める総理府令により全国一律に適用される排水基準が設定されています。この一般排水基準には、カドミウム、シアンなどの有害物質を対象とした健康項目と、pH、BODなどの生活環境項目があります。

(1) 健康項目に係る一般排水基準

健康項目に係る排水基準については、排出量の多少を問わず全特定事業場に適用されます。

健康項目に関する一律基準

(令和6年3月現在)

有 害 物 質 の 種 類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l
シアン化合物	1 mg/l
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/l
鉛及びその化合物	0.1 mg/l
六価クロム化合物	0.5 mg/l
砒素及びその化合物	0.1 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003 mg/l
トリクロロエチレン	0.1 mg/l
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l
ジクロロメタン	0.2 mg/l
四塩化炭素	0.02 mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l
チウラム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
ベンゼン	0.1 mg/l
セレン及びその化合物	0.1 mg/l
ほう素及びその化合物	10 mg/l (海域以外)
ふっ素及びその化合物	8 mg/l (海域以外)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/l
1,4-ジオキサン	0.5 mg/l

＜備考＞

- 1 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

（２）生活環境項目に係る一般排水基準

生活環境項目に係る排水基準については、排水量が 50 m³/日以上 の特定事業場のみに適用されます。

生活環境項目に関する一律基準

（令和 6 年 3 月現在）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度(pH)	5.8 以上 8.6 以下（海域以外）
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/l(日間平均 120 mg/l)
化学的酸素要求量(COD)	160 mg/l（日間平均 120 mg/l)
浮遊物質	200 mg/l（日間平均 150 mg/l)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂含有量)	30 mg/l
フェノール類含有量	5 mg/l
銅含有量	3 mg/l
亜鉛含有量	2 mg/l
溶解性鉄含有量	10 mg/l
溶解性マンガン含有量	10 mg/l
クロム含有量	2 mg/l
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/ c m ³
窒素含有量	120 mg/l（日間平均 60 mg/l)
磷含有量	16 mg/l（日間平均 8 mg/l)

＜備考＞

- 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水水の量が 50 m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、いおう鉱業（いおうと共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。

- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000 mg/l を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 7 磷（りん）含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

(3) 都道府県条例による上乗せ基準

一般排水基準では、水質汚濁防止が十分でないと認められる水域に排出される特定事業場の排水については、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、都道府県の条例により厳しい排水基準（上乗せ排水基準）が設定されます。本市については県の条例である「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年6月30日条例32、以下「排水基準条例」という。）により九頭竜川水域に設定されています。

九頭竜川水域に係る上乗せ排水基準（排水基準条例）

項目	業 種 区 分		水質汚濁 防止法に 基づく一 律基準	上乗せ排水基準			
				単位：mg/ 1 ・ （ ）：日間平均			
				九 頭 竜 川 水 域			
				新 設		既 設	
				排水量 3,000m ³ （下水道終末処理施設を設置する特定事業場にあつては 50,000m ³ ）			
				未 満		以 上	
B O D ・ C O D	1 食料品製造業		160 (120)	80 (60)	70 (50)	120 (100)	100 (85)
	2 繊維工業・染色整理業			60 (50)	50 (40)	100 (80)	85 (70)
	3 紙・パルプ・ 紙加工品製造業	中芯用セミケミカルパルプ製造業		120 (100)	100 (85)	150 (110)	130 (100)
		その他		70 (55)	60 (45)	120 (100)	100 (85)
	4 化学工業	医薬品製造業		80 (60)	70 (50)	150 (120)	130 (100)
		その他		50 (40)	45 (35)	80 (60)	70 (50)
	5 旅館業			80 (60)		—	
	6 し尿処理施設			— (30)		— (30)	
	7 下水道終末処理施設			— (20)		— (60)	— (40)
	8 その他			60 (50)	50 (40)	120 (90)	100 (75)
S S	1 食品製造業・染色整理業		200 (150)	120 (100)		150 (120)	
	2 紙・パルプ・ 紙加工品製造業	中芯用セミケミカルパルプ製造業		120 (100)		160 (120)	
		その他		120 (100)		150 (120)	
	3 旅館業			120 (100)		—	
	4 非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎等 処理業			150 (120)		—	
	5 し尿処理施設			— (70)		— (70)	
	6 下水道終末処理施設			— (70)		— (120)	
	7 その他			90 (70)		120 (100)	

〈備考〉

- 1 「特定事業場」とは、昭和 53 年 3 月 31 日現在において水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げられている特定施設（以下「特定施設」という。）を設置する工場又は事業場をいう。
- 2 「新設」とは、昭和 53 年 8 月 1 日以後において特定施設を設置（下水道終末処理施設にあつては増設を含む。以下この項において同じ。）する工場又は事業場（同日において特定施設の設置の工事をしているものを除く。）をいう。
- 3 「排水量」とは、一日あたりの平均的な排水の量をいう。
- 4 この表の数値は、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 2 条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものである。
- 5 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 6 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水量が 50 m³以上である特定事業場に係る排水について適用する。
- 7 この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる特定事業場の種類に属する特定事業場が同時に他の特定事業場の種類に属する場合において、同表によりその特定事業場の種類につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。

水道により供給される水の水質基準

水質基準に関する省令では、水道により供給される水の水質基準を定めています。

当市では、地下水が飲料水として利用されているので、この水質基準に適合することが求められます。

水道水の水質基準

(令和 6 年 3 月現在)

項目	基準値
一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること
大腸菌	検出されないこと
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して 0.003 mg/1 以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して 0.0005 mg/1 以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して 0.01 mg/1 以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して 0.01 mg/1 以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して 0.01 mg/1 以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して 0.02 mg/1 以下
亜硝酸性窒素	0.04mg/1 以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して 0.01 mg/1 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/1 以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して 0.8 mg/1 以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して 1.0 mg/1 以下
四塩化炭素	0.002 mg/1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/1 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/1 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/1 以下
ベンゼン	0.01 mg/1 以下
塩素酸	0.6 mg/1 以下
クロロ酢酸	0.02 mg/1 以下
クロロホルム	0.06 mg/1 以下
ジクロロ酢酸	0.03 mg/1 以下

項目	基準値
ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1 以下
臭素酸	0.01 mg/1 以下
総トリハロメタン	0.1 mg/1 以下
トリクロロ酢酸	0.03 mg/1 以下
ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1 以下
ブロモホルム	0.09 mg/1 以下
ホルムアルデヒド	0.08 mg/1 以下
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して 1.0 mg/1 以下
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0.2 mg/1 以下
鉄及びその化合物	鉄の量に関して 0.3 mg/1 以下
銅及びその化合物	銅の量に関して 1.0 mg/1 以下
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して 200 mg/1 以下
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.05 mg/1 以下
塩化物イオン	200 mg/1 以下
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/1 以下
蒸発残留物	500 mg/1 以下
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1 以下
ジェオスミン	0.00001 mg/1 以下
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/1 以下
非イオン界面活性剤	0.02 mg/1 以下
フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005 mg/1 以下
有機物（全有機炭素の量）	3 mg/1 以下
pH 値	5.8 以上 8.6 以下
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5 度以下
濁度	2 度以下

水質汚濁の現況

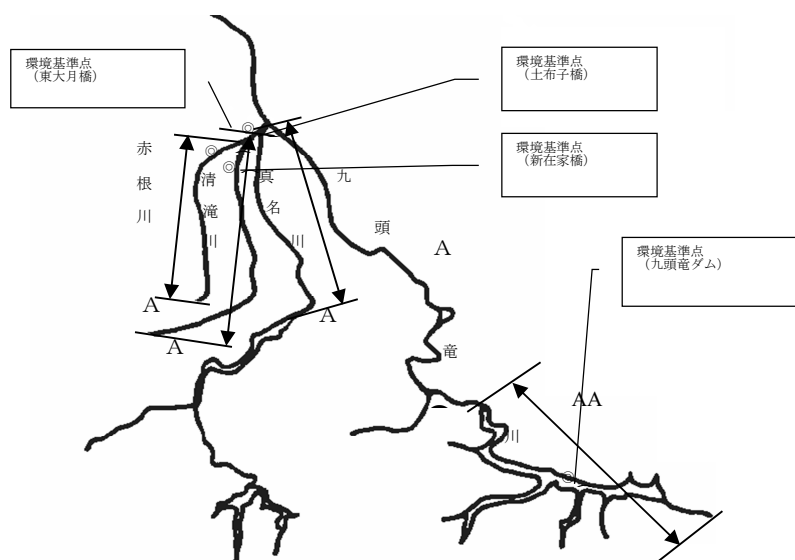
(1) 河川の水質

河川等の公共用水域において現状を把握し、環境基準との適合状況を判定し、今後の水質保全対策に資するため、本市においては県の定めた環境基準点4地点、市の自主測定等により河川の水質測定を定期的に実施しています。

市では、河川の水質は、環境基準の類型指定がなされている九頭竜川、真名川、清滝川及び赤根川のほか、新堀川などの水質検査を行っています。令和5年度において、大野市環境基本計画で定めている目標値を達成したのは、11河川のうち10河川でした。

また、水質汚濁に関する令和5年度の苦情申立はありませんでした。

油漏れ事案があった場合は、事業所等からの流出については厳重に指導するほか、流出を事前に防止するための啓発が必要です。



【環境基準の水域類型の指定】

九頭竜川（九頭竜ダムより下流）、真名川、清滝川、赤根川

A類型 基準値＝pH 6.5以上8.5以下、BOD 2mg/1以下、DO 7.5mg/1以上
SS 25mg/1以下、大腸菌数 300CFU/100ml以下

九頭竜川（九頭竜ダムより上流）

AA類型 基準値＝pH 6.5以上8.5以下、BOD 1mg/1以下、DO 7.5mg/1以上
SS 25mg/1以下、大腸菌数 20CFU/100ml以下

〔指 定〕

九頭竜川 （昭和47年3月31日福井県告示209）

真名川 （昭和53年3月31日福井県告示316）

清滝川 （平成14年3月29日福井県告示310）

赤根川 （平成14年3月29日福井県告示310）

〔一部改正〕

真名川 （平成14年3月29日福井県告示311） 格上げ、指定範囲の変更

福井県では、水質汚濁防止法に基づき、県下における公共用水域の水域の水質汚濁の状況把握を目的として、公共用水域の水質検査を実施しています。

本市においては、県が定めた環境基準点4地点（上図参照）で行われています。

水質の測定結果については、以下のとおりです。

九頭竜川水域の県が定めた環境基準点の測定結果（令和5年度）

河川名	測定地点名	類型	pH			DO				BOD					SS			
			最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
九頭竜川	九頭竜ダム	AA	7.1	8.8	1/10	8.4	11.4	0/10	9.6	<0.5	1.0	0/10	0.6	0.6	<1.0	4.0	0/10	1.7
真名川	土布子橋	A	7.4	7.6	0/6	9.0	13.0	0/6	10.5	<0.5	0.6	0/6	0.5	<0.5	1.0	3.0	0/6	2.0
清滝川	新在家橋	A	7.2	7.6	0/6	8.1	13.0	0/6	10.1	<0.5	0.9	0/6	0.6	0.6	<1.0	6.0	0/6	2.8
赤根川	東大月橋	A	7.1	7.4	0/6	9.0	12.0	0/6	10.3	<0.5	0.5	0/6	0.5	<0.5	1.0	12.0	0/6	3.8

（備考）m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

- ① 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、検出下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して検出下限値の桁までとする。
- ② 検出下限値未満の数値については、検出下限値の数値として取扱い、平均値を算出する。

市環境基本計画で設定する河川水質の目標値

◆九頭竜川の水質目標値（目標類型AA類型）

- ・BOD 1 mg/l 以下
- ・DO 7.5 mg/l 以上

◆真名川の水質目標値（目標類型AA類型）

- ・BOD 1 mg/l 以下
- ・DO 7.5 mg/l 以上

◆清滝川、赤根川の水質目標値（目標類型AA類型）

- ・BOD 1 mg/l 以下
- ・DO 7.5 mg/l 以上

◆大納川、石徹白川の水質目標値（目標類型A A類型）

- ・BOD 1 mg/1 以下
- ・DO 7.5 mg/1 以上

◆木瓜川、善導寺川、新堀川の水質目標値（目標類型A A類型）

- ・BOD 2 mg/1 以下
- ・DO 7.5 mg/1 以上

◆市内の小川、用水路（縁橋川、中野用水）の水質目標値（目標類型B 類型）

- ・BOD 3 mg/1 以下
- ・DO 5 mg/1 以上

市内各河川の水質検査結果

単位：mg/1 (BOD, SS, DO)

河川	採水地点	検査項目	目標値	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
				秋	秋	秋	秋	秋	秋	秋	秋	秋	秋
九頭竜川	① 阪谷新橋	pH	6.5～8.5	7.6	7.4	7.9	7.6	7.9	7.7	8.3	7.8	7.9	7.9
		BOD	≤1	<0.5	1.0	0.8	<0.5	0.8	0.7	0.6	0.6	<0.5	0.6
		SS	≤25	2.0	2.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
		DO	≥7.5	11.0	10.0	11.0	12.0	10.0	12.0	11.0	10.0	10.0	11.0
真名川	② 富田大橋	pH	6.5～8.5	8.1	7.6	7.9	7.7	7.6	7.8	8.3	7.7	8.1	7.7
		BOD	≤1	<0.5	0.8	0.6	<0.5	0.7	0.6	0.7	0.6	<0.5	<0.5
		SS	≤25	<1.0	<1.0	<1.0	2.0	1.0	<1.0	<1.0	<1.0	1.0	<1.0
		DO	≥7.5	11.0	11.0	11.0	11.0	12.0	13.0	10.0	10.0	10.0	10.0
清滝川	③ 新在家橋	pH	6.5～8.5	7.2	7.2	7.5	7.1	7.7	7.7	7.3	6.9	6.8	7.5
		BOD	≤1	<0.5	0.8	0.7	1.0	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5
		SS	≤25	1.0	4.0	4.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0	<1.0	2.0
		DO	≥7.5	11.0	10.0	9.7	10.0	11.0	11.0	11.0	8.4	9.5	8.8
赤根川	④ 亀山橋	pH	6.5～8.5	7.2	6.9	7.2	6.8	7.2	7.4	7.5	7.3	7.4	7.2
		BOD	≤1	<0.5	1.0	0.7	1.0	1.0	0.8	0.7	0.7	0.5	0.8
		SS	≤25	1.0	1.0	2.0	7.0	1.0	3.0	<1.0	1.0	3.0	3.0
		DO	≥7.5	10.0	10.0	11.0	10.0	10.0	11.0	10.0	9.7	10.0	10.0
木瓜川	⑤ 弥生橋(上流)	pH	6.5～8.5	7.1	7.2	7.5	7.0	7.5	7.6	7.8	7.8	7.9	7.5
		BOD	≤2	<0.5	1.6	1.8	0.9	1.4	1.0	1.3	1.6	1.1	0.9
		SS	≤25	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	5.0	<1.0	1.0	<1.0	1.0
		DO	≥7.5	11.0	10.0	10.0	10.0	11.0	11.0	10.0	9.8	10.0	11.0
	⑥ 三角公園(中流)	pH	6.5～8.5	7.7	7.7	8.1	7.5	7.7	7.6	7.9	7.7	7.9	7.5
		BOD	≤2	<0.5	1.6	1.8	1.1	1.7	0.9	1.1	1.4	0.8	1.3
		SS	≤25	1.0	1.0	<1.0	1.0	1.0	5.0	<1.0	<1.0	1.0	2.0
		DO	≥7.5	11.0	10.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	9.7	10.0	11.0
	⑦ 中荒井大橋(下流)	pH	6.5～8.5	7.8	7.3	7.6	7.5	7.6	7.6	7.8	7.0	8.0	7.3
		BOD	≤2	<0.5	1.1	1.4	0.9	1.2	0.6	0.9	1.4	0.5	0.7
		SS	≤25	<1.0	1.0	<1.0	1.0	2	5.0	<1.0	1.0	1.0	1.0
		DO	≥7.5	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	10.0	10.0	11.0

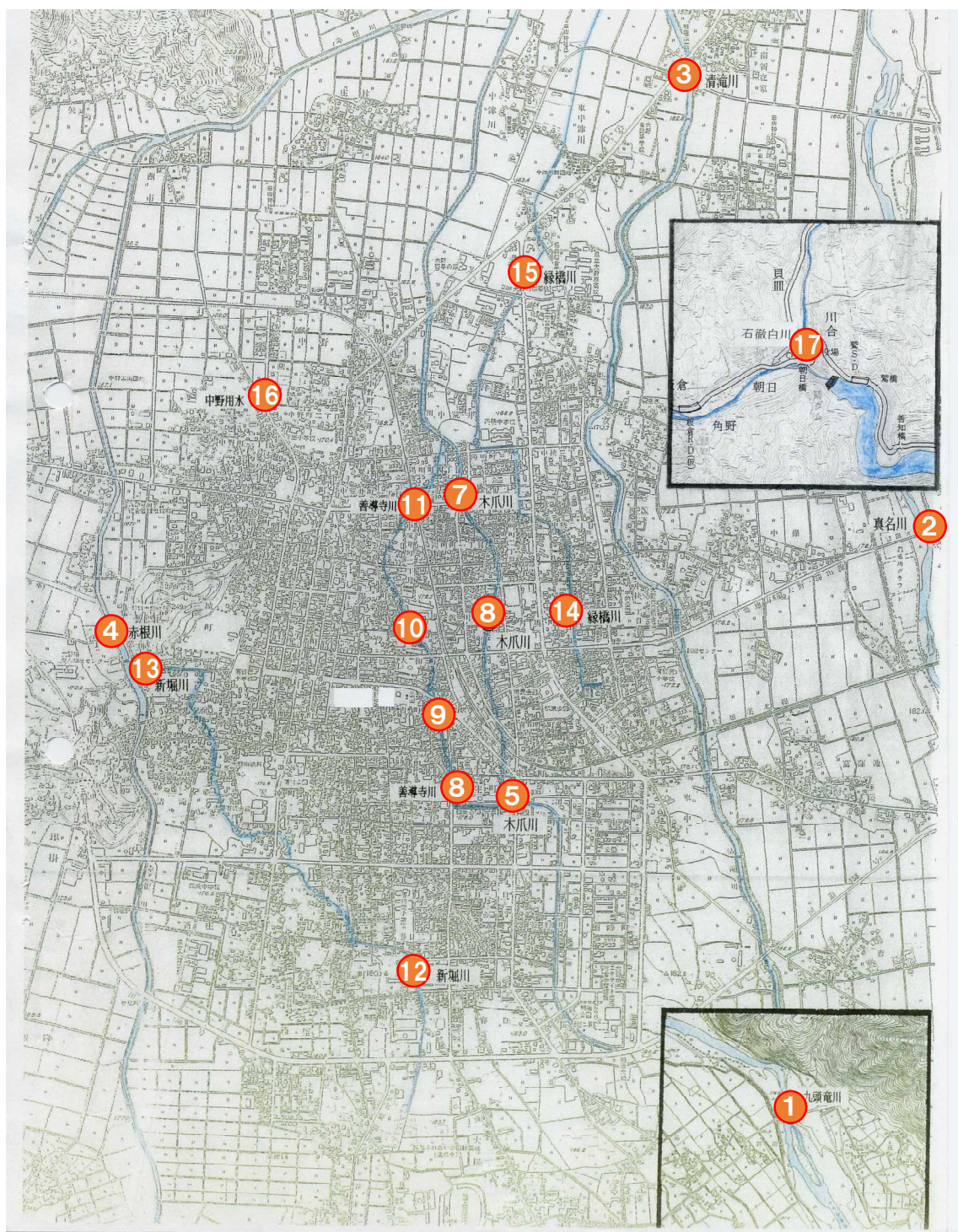
市内各河川の水質検査結果

単位：mg/l (BOD, SS, DO)

河川	採水地点	検査項目	目標値	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
				秋	秋	秋	秋	秋	秋	秋	秋	秋	秋
善導寺川	⑧ 旧M工場横(上流)	pH	6.5~8.5	7.2	7.5	7.6	7.3	7.6	7.5	7.8	7.5	7.9	-
		BOD	≤2	1.1	1.5	1.7	1.9	1.4	1.4	1.3	1.2	0.7	-
		SS	≤25	1.0	3.0	1.0	2.0	2.0	1.0	1.0	2.0	1.0	-
		DO	≥7.5	9.7	10.0	10.0	11.0	11.0	10.0	10.0	9.5	10.0	-
	⑨ 越前大野駅前(中流上)	pH	6.5~8.5	7.5	7.6	7.7	7.4	7.7	7.6	7.8	7.5	7.8	7.6
		BOD	≤2	<0.5	1.7	1.4	1.2	1.1	0.7	1.0	1.6	0.7	1.5
		SS	≤25	2.0	6.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.0
		DO	≥7.5	10.0	10.0	10.0	11.0	11.0	11.0	10.0	9.7	10.0	11.0
	⑩ 旧A工場前(中流下)	pH	6.5~8.5	7.5	7.4	7.7	7.4	7.6	7.6	7.8	7.5	7.9	7.7
		BOD	≤2	0.8	1.7	1.4	1.5	1.5	0.9	0.9	1.6	1.1	1.8
		SS	≤25	2.0	5.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	7.0	2.0	1.0
		DO	≥7.5	10.0	10.0	10.0	10.0	11.0	11.0	8.7	9.5	10.0	11.0
	⑪ 毘沙門橋(下流)	pH	6.5~8.5	6.9	7.4	7.6	6.9	7.7	7.6	7.8	7.4	8.0	7.5
		BOD	≤2	0.7	1.8	1.6	1.4	1.5	0.9	1.1	1.3	1.3	2.1
		SS	≤25	2.0	4.0	2.0	1.0	2.	2.0	1.0	2.0	1.0	4.0
		DO	≥7.5	9.3	10.0	10.0	11.0	11.0	11.0	10.0	9.9	11.0	11.0
新堀川	⑫ I工場前(上流)	pH	6.5~8.5	7.0	6.6	6.9	6.7	7.0	7.0	7.8	7.7	8.0	7.6
		BOD	≤2	<0.5	1.1	1.1	1.3	1.5	1.3	1.1	0.9	0.5	0.8
		SS	≤25	1.0	1.0	7.0	8.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.0
		DO	≥7.5	10.0	8.8	9.8	8.7	9.8	10.0	9.9	9.5	10.0	10.0
	⑬ 赤根川排水先(下流)	pH	6.5~8.5	7.7	7.4	7.8	7.3	7.6	7.8	7.7	7.0	7.3	7.3
		BOD	≤2	<0.5	0.9	1.0	1.6	1.3	1.1	1.3	0.8	0.5	1.0
縁橋川	⑭ 建設会館前(上流)	SS	≤25	1.0	2.0	2.0	3.0	2.0	2.0	1.0	3.0	3.0	4.0
		DO	≥5	11.0	10.0	11.0	11.0	11.0	10.0	9.7	8.3	9.2	10.0
	⑮ N事業所前(下流)	pH	6.5~8.5	7.5	7.2	7.6	7.5	7.5	7.6	7.2	7.3	7.7	7.4
		BOD	≤3	<0.5	1.4	1.8	1.4	1.7	0.7	0.8	2.2	3.1	1.8
		SS	≤25	1.0	2.0	4.0	3.0	2.0	20.0	1.0	2.0	6.0	2.0
		DO	≥5	11.0	10.0	11.0	11.0	11.0	11.0	8.1	8.4	9.6	10.0
中野用水	⑯ S事業所前	pH	6.5~8.5	7.3	7.0	7.5	7.2	7.3	7.3	7.5	7.3	7.6	7.4
		BOD	≤3	2.1	2.0	1.8	1.9	2.7	2.2	1.7	1.9	1.4	2.1
		SS	≤25	<1.0	4.0	2.0	3.0	2.0	4.0	2.0	1.0	1.0	1.0
		DO	≥5	9.6	9.9	10.0	10.0	10.0	10.0	8.6	7.9	9.0	10.0
石徹白川	⑰ 朝日橋	pH	6.5~8.5	7.3	7.4	7.6	7.3	8.0	7.6	7.8	7.9	7.8	7.8
		BOD	≤1	<0.5	0.6	0.6	<0.5	0.8	0.6	<0.5	0.5	0.5	<0.5
		SS	≤25	1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	1.0	<1.0
		DO	≥7.5	11.0	11.0	11.0	12.0	11.0	12.0	10.0	9.8	10.0	11.0

河川	採水地点	検査項目	目標値	R元年		R2年		R3年		R4年		R5年	
				秋	冬	秋	冬	秋	冬	秋	冬	秋	冬
大納川	⑬ 藤倉谷・黒谷合流点より上流	pH	6.5~8.5	7.9	7.7	7.9	7.6	7.9	7.7	7.8	7.4	8.0	7.7
		BOD	≤1	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.8	<0.5	<0.5	<0.5
		SS	≤25	2.0	<1.0	1.0	1.0	2.0	<1.0	<1.0	2.0	<1.0	2.0
		DO	≥7.5	9.3	11.6	9.4	11.4	9.3	11.6	8.0	11.2	8.7	11.3
	⑭ とどろき谷・大納川合流点より上流	pH	6.5~8.5	7.8	7.7	7.9	7.7	7.8	7.7	7.9	7.4	7.9	7.7
		BOD	≤1	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
		SS	≤25	2.0	<1.0	2.0	2.0	2.0	<1.0	1.0	<1.0	1.0	4.0
		DO	≥7.5	9.3	11.3	9.3	11.1	9.3	11.3	8.1	10.4	8.8	11.1
	⑮ 和佐谷・大納川合流点より下流	pH	6.5~8.5	7.8	7.6	7.8	7.6	7.8	7.6	7.9	7.4	7.9	7.6
		BOD	≤1	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5
		SS	≤25	2.0	<1.0	<1.0	3.0	2.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	1.0
		DO	≥7.5	9.4	11.9	9.3	11.8	9.4	11.9	8.3	11.3	8.6	10.8

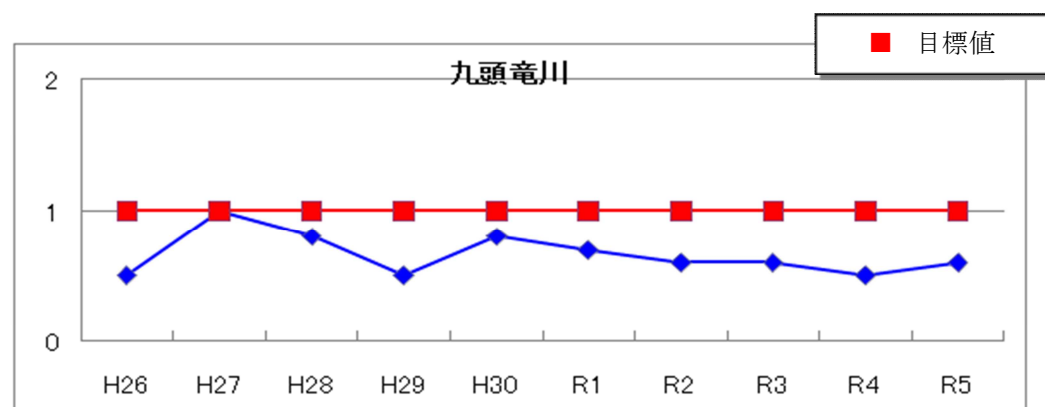
河川水（環境項目）調査箇所図

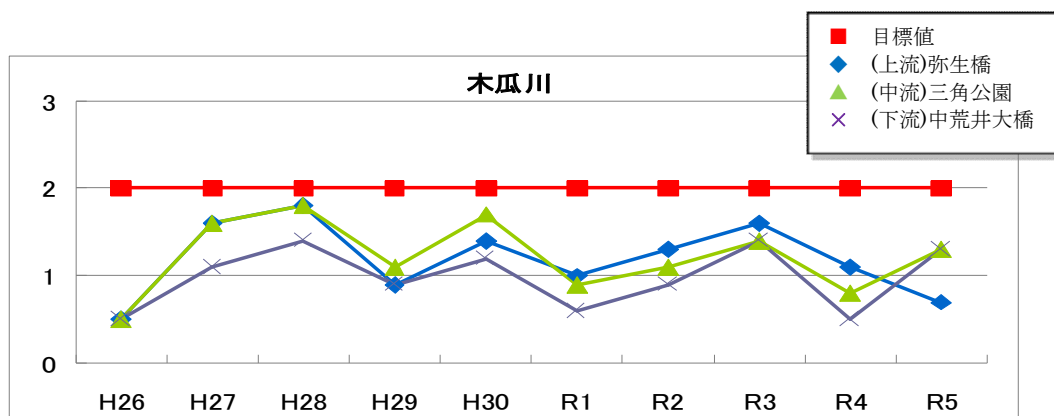
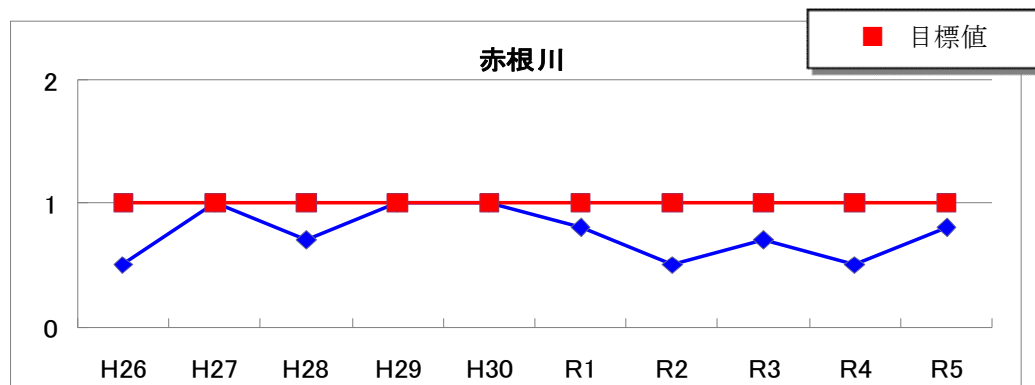
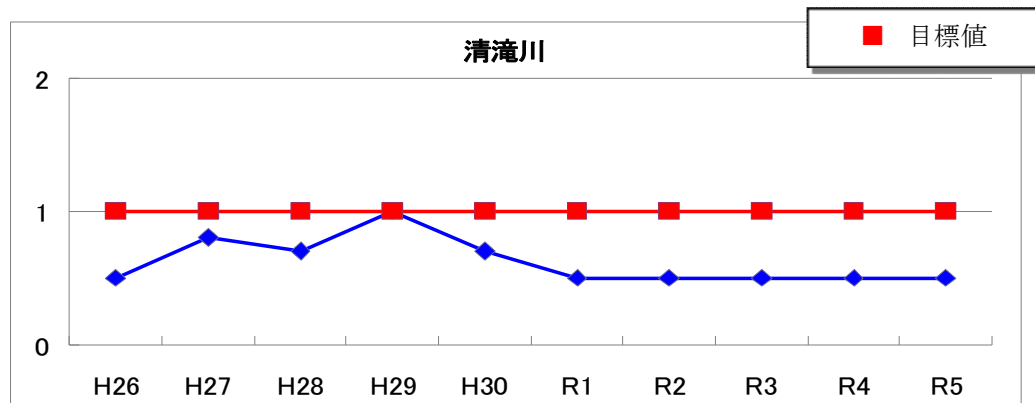
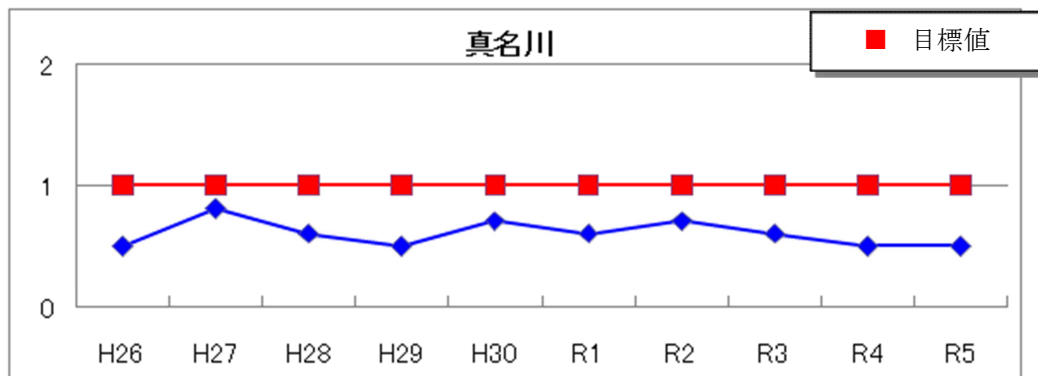


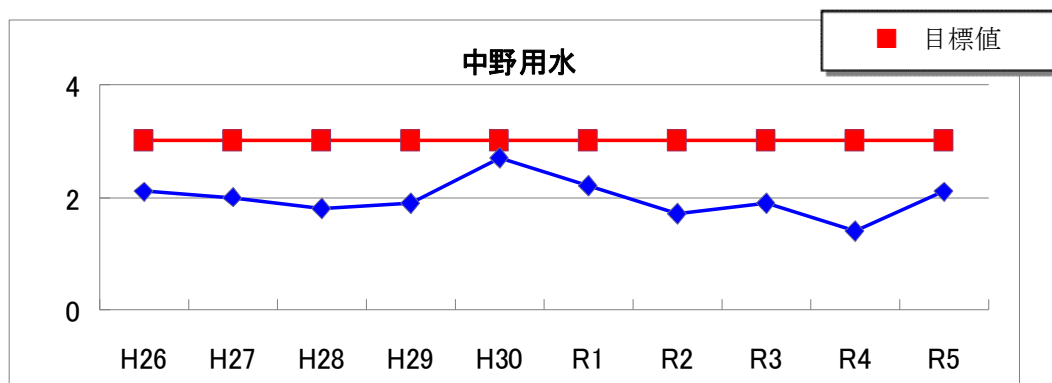
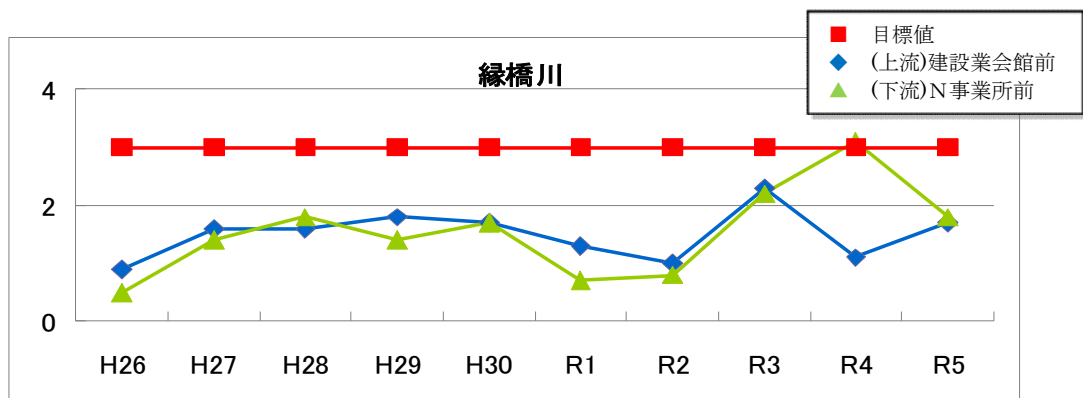
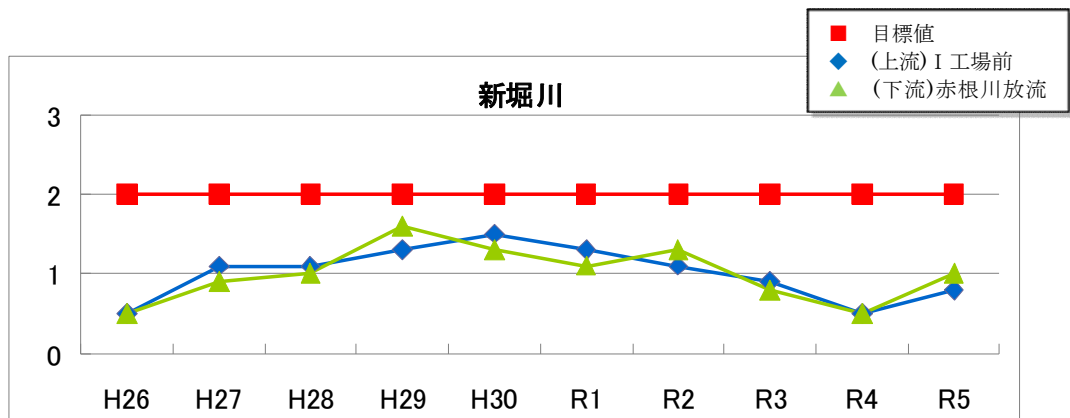
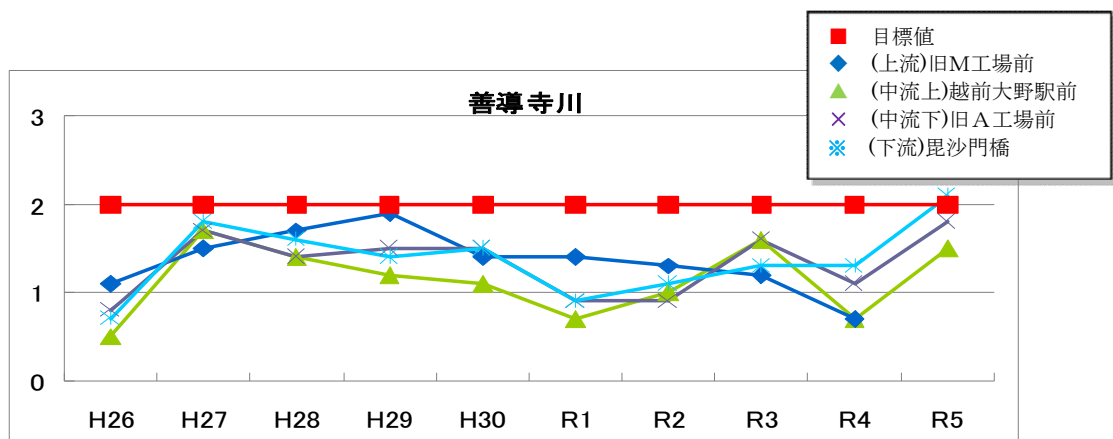
河川水（環境項目）調査箇所図（大納川）

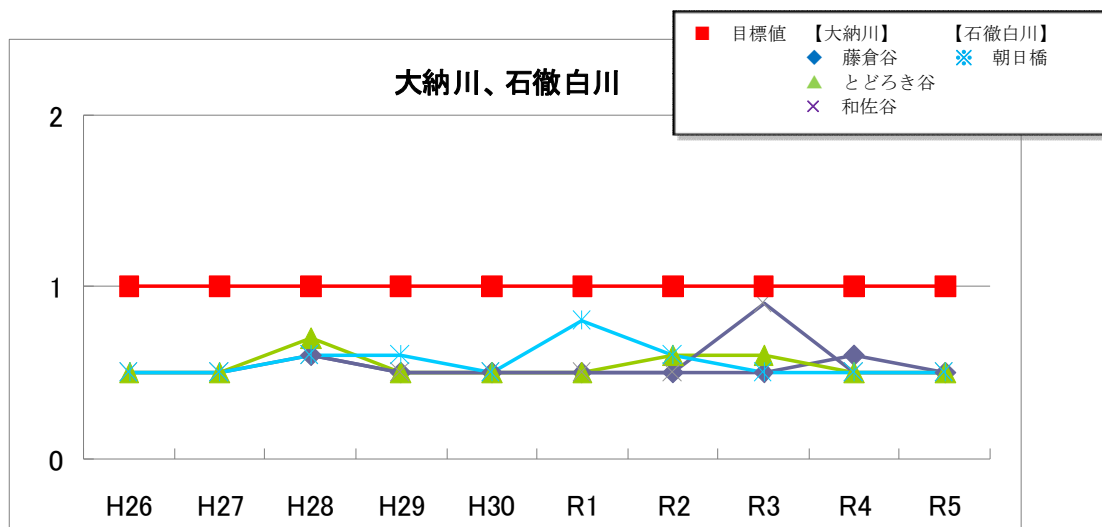


各河川のBOD値検査結果の推移









(2) 中竜鉱山の水質

三市環境保全対策協議会（大野市、勝山市、福井市）の指導を受けて、中竜鉱業株式会社
が、中竜鉱山坑内の一般廃棄物埋立処分場の使用停止に関連して水質分析を実施していま
す。分析した結果、①pHは基準値内、②銅、亜鉛、カドミウム、鉛、シアン、六価クロム
等の30成分は定量限界値に近い値、③ダイオキシン類は低い数値で推移していることか
ら、水質は問題ないと言えます。

中竜鉱山の水質検査結果

採水地点：中山0m坑口

pH以外の単位 mg/l

項目	基準値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
		7/31	7/31	7/27	7/27	7/26	7/23	7/30	7/27	7/28	7/24
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6	7.9	8.0	7.8	7.9	7.9	7.8	8.0	8.1	7.9	8.0
銅	3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01
亜鉛	5	0.14	0.20	0.12	0.16	0.11	0.13	0.13	0.21	0.20	0.01
カドミウム	0.05	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0015	0.0015	<0.0003	0.0011	0.0011
鉛	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シアン化合物	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
有機燐化合物	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
六価クロム化合物	0.5	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素及びその化合物	0.1	0.010	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.011	0.007	0.009	0.009
総水銀	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀化合物	検出され ないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
トリクロロエチレン	0.3	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1,3-ジクロロプロパン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン及びその化合物	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
アンモニア、アンモニウム化 合物、亜硝酸化合物及び硝酸 化合物	100	0.41	0.43	0.42	<0.05	0.34	0.34	0.42	0.46	0.48	0.42
ふっ素及びその化合物	8	0.3	0.33	0.27	0.2	0.28	0.21	0.15	0.24	0.36	0.40
ほう素及びその化合物	10	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	0.02	0.02
1,4-ジオキサン	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

採水地点：日の谷坑口（平成 19～26 年は黒当戸坑口）

p H以外の単位 mg/l

項目	基準値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
		7/31	7/31	7/27	7/27	7/26	7/23	7/30	7/27	7/28	7/24
水素イオン濃度（p H）	5.8～8.6	8.0	8.0	7.9	7.9	8.0	7.9	8.0	8.0	8.1	8.1
銅	3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
亜鉛	5	0.03	0.03	0.026	0.017	0.020	0.019	0.019	0.031	0.023	0.030
カドミウム	0.05	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シアン化合物	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
有機燐化合物	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
六価クロム化合物	0.5	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素及びその化合物	0.1	0.022	0.031	0.026	0.026	0.026	0.026	0.020	0.019	0.023	0.023
総水銀	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀化合物	検出され ないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
トリクロロエチレン	0.3	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1,3-ジクロロプロペン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン及びその化合物	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	0.25	0.26	0.25	<0.05	0.25	0.26	0.29	0.27	0.27	0.29
ふっ素及びその化合物	8	0.56	0.53	0.48	0.33	0.38	0.47	0.41	0.46	0.67	0.57
ほう素及びその化合物	10	0.03	0.02	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03	0.03	0.02
1,4-ジオキサン	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

※平成 19～26 年度は排水経路を日の谷から黒当戸に切替えていたため、黒当戸坑口で採水しています。

排水のダイオキシン類分析結果

単位：pg - TEQ/L

採水年	採水日	基準値	採取地点 中山 0m 坑口	採取地点 日の谷 坑口	採取地点 黒当戸 坑口
平成 23 年度	5 月 27 日	水質 環境基準 1 pg - TEQ/L 排出基準 1 0 pg - TEQ/L	0.063		0.062
	7 月 28 日		0.063		0.062
	9 月 27 日		0.063		0.062
平成 24 年度	5 月 22 日		0.063		0.062
	7 月 24 日		0.063		0.062
	9 月 10 日		0.063		0.062
平成 25 年度	4 月 25 日		0.063		0.062
	7 月 10 日		0.063		0.062
	9 月 11 日		0.063		0.062
平成 26 年度	5 月 14 日		0.063		0.062
	7 月 31 日		0.063		0.062
	9 月 3 日		0.063		0.062
平成 27 年度	5 月 14 日		0.0003	0.000082	
	7 月 31 日		0.00035	0.00006	
	9 月 15 日		0.00028	0.000012	
平成 28 年度	4 月 27 日		0.00033	0.00010	
	7 月 27 日		0.00020	0.00008	
	11 月 11 日		0.000074	0.000011	
平成 29 年度	5 月 11 日		0.00018	0.00012	
	7 月 27 日		0.00014	0.00003	
	10 月 11 日		0.00010	0.000043	
平成 30 年度	5 月 17 日		0.00095	0.000099	
	7 月 26 日		0.00014	0.000020	
	10 月 16 日		0.000091	0.000032	
令和元年度	5 月 8 日		0.000063	0.000011	
	7 月 23 日		0.00012	0.000018	
	10 月 28 日		0.000083	0.000066	
令和 2 年度	5 月 28 日		0.011000	0.000016	
	7 月 30 日		0.000160	0.000024	
	10 月 29 日		0.000089	0.000014	
令和 3 年度	5 月 26 日		0.002700	0.000160	
	7 月 27 日		0.000120	0.000016	
	10 月 30 日		0.000120	0.000089	
令和 4 年度	5 月 26 日		0.000100	0.000025	
	7 月 28 日		0.000100	0.000033	
	10 月 24 日		0.000090	0.000028	
令和 5 年度	5 月 24 日		0.000082	0.000012	
	7 月 24 日		0.000290	0.000026	
	10 月 4 日		0.000130	0.000023	

※平成 1 9 ～ 2 6 年度は排水経路を日の谷から黒当戸に切替えていたため、黒当戸坑口で採水しています。

3 地盤沈下

地盤沈下について

地盤沈下は、公害として住民の生活に著しく被害を与えるようなものではありませんが、地下水位の急激な低下が進むと、徐々に沈下が進行していくことが考えられます。

地盤沈下の進行は地下水やその利用状況に関連するため、地下水の使用については常に節水を心がけ、適正な利用に努める必要があります。

地盤沈下の現況

平成 21 年度に実施した地下水総合調査において、乾側地区及び赤根川沿いの地域に地盤沈下の発生が確認されています。この地域は、低湿地で沖積粘性土が堆積しており、地盤沈下が生じやすい地域といえます。

平成 28 年 10 月から地盤沈下観測井を城北町に設置し、自動計測を実施しており、地下水位の上昇・低下に合わせて地盤膨張・収縮が見られることが分かっています。平成 29 年から令和 5 年度の累計沈下量は 22.5mm に達し、年間平均約 3.2mm の沈下量となっています。

今後も数年間ごとに水準測量を行い、沈下状況を監視していく必要があります。

その他の地域では、大きな変化は確認されていませんが、地下水に急激な変化があれば地盤に対する影響も懸念されるため、今後も冬季間の融雪に地下水を使用することを控えるなど市民一人一人の心がけが必要です。

4 土壌汚染

土壌汚染について

土壌は水、空気とともに環境の重要な構成要素であって、人をはじめとする生物の生存の基盤として、また物質循環の要として重要な役割を持っています。しかし、土壌は水、空気と比べその組成が複雑で有害物質に対する反応も多様であり、一旦汚染されるとその影響が長期にわたり続く特性を持っています。土壌環境を保全するには、関係法令の遵守等による汚染の未然防止が重要であり、また汚染された場合は蓄積性のものとなるため、有害物質の除去、無害化等の必要があります。

土壌汚染に係る環境基準

(令和6年3月現在)

項 目	環 境 上 の 条 件
カ ド ミ ウ ム	検液 10につき 0.003 mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。
有 機 燐 (り ん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 10につき 0.01mg 以下であること。
六 価 ク ロ ム	検液 10につき 0.05 mg以下であること。
砒 (ひ) 素	検液 10につき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総 水 銀	検液 10につき 0.0005 mg以下であること。
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液 10につき 0.02 mg以下であること。
四 塩 化 炭 素	検液 10につき 0.002 mg以下であること。
ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 10につき 0.002 mg以下であること。
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	検液 10につき 0.004 mg以下であること。
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 10につき 0.1 mg以下であること。
シス-1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 10につき 0.04 mg以下であること。
1, 1, 1 - トリ ク ロ ロ エ タ ン	検液 10につき 1 mg以下であること。
1, 1, 2 - トリ ク ロ ロ エ タ ン	検液 10につき 0.006 mg以下であること。
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 10につき 0.01 mg以下であること。
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 10につき 0.01 mg以下であること。
1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	検液 10につき 0.002 mg以下であること。
チ ウ ラ ム	検液 10につき 0.006 mg以下であること。
シ マ ジ ン	検液 10につき 0.003 mg以下であること。
チ オ ベ ン カ ル ブ	検液 10につき 0.02 mg以下であること。
ベ ン ゼ ン	検液 10につき 0.01 mg以下であること。

セ	レ	ン	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であること。	
ふ	っ	素 及 び そ の 化 合 物	検液 1ℓにつきふっ素 0.8 mg以下であること。	
ほ	う	素 及 び そ の 化 合 物	検液 1ℓにつきほう素 1 mg以下であること。	
1	,	4	ー ジ オ キ サ ン	検液 1ℓにつき 0.05 mg以下であること。
〈備考〉				
1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては本基準の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。				
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓにつき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓにつき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。				
3. 「検液中に検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回することをいう。				
4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。				
5. 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、環境大臣が定める方法により測定されたシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。				

土壌汚染の現況

令和 5 年度の土壌汚染に対する苦情は 1 件でした。

大野市では、平成 13 年度から、地下水の水質調査（水道法に定める項目）を大野盆地 41 地点において継続的に実施しています。地下水については、有機塩素化合物などによる汚染を未然に防止し良好な水質を維持するため、福井県では平成元年度から県下全域を対象に地下水調査を実施しています。本市における令和 5 年度調査は、概況調査（通常の調査・年 1 回）2 地点に加えて、平成元年度調査で発見された汚染か所周辺を対象とした継続監視調査（3 地点年 2 回）が実施されています。本市でも、継続監視調査の計測か所付近を市独自で調査を行い、汚染か所の継続的な監視に努めています。調査の結果、継続監視調査か所以外では、新たな汚染は確認されていません。

地下水は、市民の生活に直接関係があるとともに、一旦汚染されるとその回復が非常に困難であるため、良好な水質を維持管理していくためには、今後も監視が必要です。

【テトラクロロエチレンによる地下水汚染について】

平成元年に県が実施した地下水概況調査により、新町地係の井戸から基準値を超える量のテトラクロロエチレンが検出されました。その後の調査から、汚染範囲は七間通りを上流端として四番通りを挟んで下流へ広がり、中野地係に及んでいることが判明しました。

本市は、地下水を生活用水として利用していることから、生活飲料水用として仮設水道を設置するとともに、汚染源の特定、汚染土壌の排出、汚染地下水の排出等の対応策を講じてきました。

また、水質を監視するため、現在 18 地点で年 4 回の追跡調査を行っています。汚染濃度は全体的に減少傾向にあるものの、地下水の水位に連動し値が上下しており、依然として基準値を超えている地点が存在しています。

この地下水汚染事故は、地下水の汚染が長期化することを表しており、地下水汚染の未然防止強化の必要性を改めて示しています。

テトラクロロエチレンの推移 (単位: mg/l)

基準値: 0.01 mg/l

太字は基準値超過

採水地点	No 1 本町	No 2 本町	No 3 本町	No 4 錦町	No 5 要町	No 6 要町	No 7 中荒井	No 8 中荒井	No 9 新町	No10 新町
H1. 12. 05		0.0650	0.0320	0.0240				0.0230	0.0150	0.0130
H2. 01. 22		0.0506	0.0328	0.0252	0.0325			0.0250	0.0180	0.0134
H2. 02. 22		0.0635	0.0288	0.0265				0.0229	0.0182	0.0132
H2. 03. 26		0.0630	0.0268	0.0249	0.0295			0.0219	0.0093	0.0135
H2. 08. 20		0.0418	0.0249	0.0189	0.0280		0.0226	0.0224	0.0179	0.0127
H2. 09. 18	0.0533					0.0158				
H2. 10. 24	0.0586	0.0386	0.0248	0.0175	0.0242	0.0123	0.0224	0.0223	0.0169	0.0130
H2. 11. 27	0.0402	0.0220	0.0213	0.0110	0.0239	0.0140	0.0196	0.0110	0.0157	0.0083
H2. 12. 20	0.0511	0.0374	0.0244	0.0199	0.0249	0.0111	0.0206	0.0204	0.0169	0.0128
H3. 01. 22	0.0790	0.0402	0.0201	0.0152	0.0202	0.0111	0.0175	0.0179	0.0139	0.0104
H3. 02. 20	0.0670	0.0341	0.0232	0.0149	0.0237	0.0107	0.0161	0.0170	0.0134	0.0099
H3. 03. 25	0.0466	0.0217	0.0194	0.0136	0.0208	0.0116	0.0144	0.0137	0.0141	0.0102
H3. 04. 24	0.0540	0.0198	0.0176	0.0116	0.0208	0.0090	0.0160	0.0148	0.0134	0.0102
H3. 05. 27	0.0505	0.0178	0.0142	0.0092	0.0184	0.0110	0.0112	0.0110	0.0070	0.0088
H3. 08. 27	0.0439	0.0172	0.0136	0.0092	0.0157	0.0089	0.0112	0.0120	0.0050	0.0070
H3. 11. 21	0.0222	0.0252	0.0134	0.0127	0.0158	0.0091	0.0113	0.0120	0.0085	0.0065
H4. 02. 20	0.0237	0.0294	0.0112	0.0174	0.0131	0.0086	0.0114	0.0101	0.0080	0.0058
H4. 05. 25	0.0258	0.0197	0.0112	0.0118	0.0133	0.0076	0.0119	0.0086	0.0081	0.0064
H4. 08. 24	0.0385		0.0114	0.0098	0.0110	0.0068	0.0098	0.0098	0.0081	0.0064
H4. 11. 26	0.0141	0.0236	0.0108	0.0189	0.0150	0.0105	0.0127		0.0086	0.0062
H5. 02. 16	0.0387	0.0332	0.0131		0.0154	0.0097	0.0132		0.0085	0.0061
H5. 03. 18	0.0350	0.0178	0.0126	0.0119	0.0156	0.0104	0.0126	0.0078	0.0087	0.0066
H5. 05. 25	0.0267	0.0165	0.0098	0.0098	0.0134	0.0075	0.0104	0.0077	0.0085	0.0066
H5. 08. 30	0.0405	0.0147	0.0121	0.0090	0.0134	0.0064	0.0102	0.0076	0.0081	0.0064
H5. 11. 29	0.0145	0.0170	0.0133	0.0140	0.0151	0.0064	0.0082	0.0084	0.0082	0.0056
H6. 02. 23	0.0169	0.0255	0.0107		0.0149	0.0109	0.0110	0.0085	0.0079	0.0058
H6. 03. 29	0.0171	0.0239	0.0116		0.0166	0.0097	0.0132	0.0079	0.0104	0.0072
H6. 05. 27	0.0229	0.0214	0.0113	0.0143	0.0153	0.0085	0.0117	0.0087	0.0098	0.0069
H6. 08. 30	0.0402	0.0201	0.0110	0.0098	0.0145	0.0082	0.0103	0.0077	0.0090	0.0063
H6. 11. 28		0.0146	0.0075	0.0154	0.0105	0.0078	0.0092	0.0064	0.0065	0.0047
H7. 02. 28			0.0122	0.0174	0.0148		0.0100	0.0071	0.0068	0.0046
H7. 07. 31	0.0470	0.0153	0.0117	0.0116	0.0114	0.0087	0.0131	0.0088	0.0111	0.0065
H7. 08. 29	0.0259	0.0080	0.0112	0.0057	0.0095	0.0065	0.0071	0.0062	0.0051	0.0050
H7. 11. 29	0.0201	0.0217	0.0106	0.0121	0.0149	0.0115	0.0043	0.0081	0.0077	0.0051
H8. 02. 28	0.0202	0.0271	0.0121	0.0206	0.0152	0.0166		0.0087	0.0074	0.0044
H8. 09. 19	0.0389	0.0163	0.0086	0.0070	0.0100	0.0088	0.0066	0.0055	0.0059	0.0054
H8. 11. 25	0.0143	0.0318	0.0113	0.0129	0.0121	0.0114	0.0090	0.0066	0.0072	0.0043

採水地点	No 1 本町	No 2 本町	No 3 本町	No 4 錦町	No 5 要町	No 6 要町	No 7 中荒井	No 8 中荒井	No 9 新町	No10 新町
H9. 01. 28	0.0325	0.0299	0.0126	0.0135	0.0132	0.0118	0. 0100	0. 0076	0. 0069	0. 0045
H9. 03. 12	0.0244	0.0253	0.0108	0.0175	0.0135	0.0111	0. 0100	0. 0070	0. 0064	0. 0041
H9. 05. 28	0.0213	0.0144	0. 0085	0. 0092	0.0106	0. 0063	0. 0079	0. 0055	0. 0056	0. 0041
H9. 08. 26	0.0403	0.0114	0. 0099	0. 0069	0. 0097	0. 0075	0. 0074	0. 0051	0. 0052	0. 0039
H9. 11. 05	0.0215	0.0378	0.0130	0.0210	0.0140	0.0157	0. 0093	0. 0064	0. 0056	0. 0038
H10. 03. 18	0.0171	0.0252	0. 0080	0.0198	0.0166		0.0128	0. 0089	0. 0080	0. 0054
H10. 05. 23	0.0265	0.0216	0.0102		0.0170	0.0132	0. 0061	0. 0080	0. 0081	0. 0062
H10. 08. 27	0.0368	0.0151	0.0118		0.0120	0. 0095	0. 0042	0. 0065	0. 0074	0. 0053
H10. 11. 12	0.0331	0.0234	0.0166	0. 0042	0.0111	0.0104	0. 0058	0. 0069	0. 0082	0. 0059
H11. 03. 29	0.0153		0. 0092	0. 0063	0.0144	0. 0055	0. 0055	0. 0064	0. 0064	0. 0043
H11. 06. 30	0.0191	0.0113	0. 0071	0. 0036	0. 0093	0. 0037	0. 0076	0. 0050	0. 0053	0. 0042
H11. 11. 09		0.0233	0.0108	0. 0059	0.0121	0. 0025	0. 0033	0. 0063	0. 0058	0. 0040
H12. 03. 27	0.0131	0.0183	0. 0090	0. 0093	0.0154	0. 0050	0. 0073	0. 0082	0. 0071	0. 0048
H12. 06. 19	0.0115	0.0132	0. 0070	0. 0050	0.0114	0. 0077	0. 0044	0. 0060	0. 0058	0. 0042
H12. 08. 22	0.0228	0.0168	0. 0081	0. 0043	0.0112	0. 0083	0. 0076	0. 0059	0. 0058	0. 0042
H12. 11. 27	0. 0092	0.0154	0. 0072	0. 0082	0.0143	0. 0097	0. 0088	0. 0052	0. 0063	0. 0041
H13. 03. 22	0.0326	0.0182	0.0104	0. 0071	0.0167	0.0117	0. 0065	0. 0067	0. 0070	0. 0045
H13. 07. 09	0.0185	0. 0090	0. 0074	0. 0031	0. 0080	0. 0070	0. 0060	0. 0053	0. 0052	0. 0038
H13. 08. 27	0.0221	0. 0071	0. 0071	0. 0024	0. 0065	0. 0065	0. 0056	0. 0047	0. 0051	0. 0038
H13. 12. 05			0. 0062	0. 0051	0.0146		0. 0065	0. 0050	0. 0053	0. 0044
H14. 03. 11	0.0352	0.0132	0.0109	0. 0032	0. 0089	0. 0083	0. 0067	0. 0050	0. 0052	0. 0038
H14. 06. 27	0.0185	0. 0083	0. 0071	0. 0018	0. 0057	0. 0060	0. 0048	0. 0045	0. 0045	0. 0035
H14. 08. 26	0.0189	0. 0063	0. 0067	0. 0018	0. 0051	0. 0059	0. 0050	0. 0042	0. 0044	0. 0035
H14. 12. 20	0.0379	0.0139	0. 0083	0. 0025	0. 0071	0. 0070	0. 0058	0. 0042	0. 0046	0. 0036
H15. 03. 04	0.0225	0.0166	0. 0098	0. 0023	0. 0086	0. 0092	0. 0052	0. 0042	0. 0043	0. 0030
H15. 06. 30	0.0163	0. 0081	0. 0066	0. 0014	0. 0050	0. 0054	0. 0045	0. 0040	0. 0044	0. 0031
H15. 09. 29	0.0238	0.0106	0. 0071	0. 0014	0. 0048	0. 0052	0. 0038	0. 0036	0. 0039	0. 0027
H15. 12. 16	0.0121	0.0142	0. 0066	0. 0034	0. 0074	0. 0068	0. 0050	0. 0038	0. 0037	0. 0025
H16. 03. 02	0.0311	0.0146	0. 0100	0. 0022	0. 0071	0. 0072	0. 0049	0. 0039	0. 0032	0. 0026
H16. 06. 28	0.0191	0. 0061	0. 0060	0. 0019	0. 0049	0. 0055	0. 0043	0. 0022	0. 0033	0. 0039
H16. 09. 16	0.0240	0. 0089	0. 0082	0. 0013	0. 0050		0. 0040	0. 0036	0. 0030	0. 0032
H16. 12. 08		0.0121	0. 0079	0. 0019	0. 0056			0. 0034	0. 0041	0. 0025
H17. 03. 17	0.0179	0.0159	0. 0075	0. 0032	0.0104	0. 0068	0. 0005	0. 0041	0. 0043	0. 0029
H17. 06. 29	0.0108	0.0087	0. 0060	0. 0015	0. 0052	0. 0058	0. 0020	0. 0043	0. 0039	0. 0025
H17. 09. 21	0.0239	0. 0091	0. 0035	0. 0014	0. 0045	0. 0062	0. 0016	0. 0038	0. 0041	0. 0026
H17. 12. 19		0. 0153	0. 0050	0. 0024	0. 0060	0. 0052	0. 0013	0. 0046	0. 0032	0. 0019
H18. 03. 08	0.0153	0.0129	0. 0069	0. 0043	0. 0091	0. 0064	0. 0009	0. 0031	0. 0037	0. 0027
H18. 06. 29	0.0140	0. 0049	0. 0052	0. 0015	0. 0040	0. 0047	0. 0015	0. 0037	0. 0036	0. 0027

採水地点	No 1 本町	No 2 本町	No 3 本町	No 4 錦町	No 5 要町	No 6 要町	No 7 中荒井	No 8 中荒井	No 9 新町	No10 新町
H18. 08. 25	0. 0069	0. 0015	0. 0026	0. 0005	0. 0018	0. 0025	0. 0005	0. 0018	0. 0019	0. 0014
H18. 11. 29	0.0274	0.0153	0. 0087	0. 0017	0. 0056	0. 0065	0. 0016	0. 0015	0. 0041	0. 0023
H19. 03. 02	0.0326	0.0219	0.0118	0. 0040	0.0102	0.0114	0. 0029	0. 0057	0. 0050	0. 0032
H19. 06. 28	0.0212	0.0106	0. 0058	0. 0017	0. 0049	0. 0043	0. 0018	0. 0030	0. 0032	0. 0023
H19. 09. 20	0.0325	0. 0063	0. 0085	0. 0009	0. 0044	0. 0060	0. 0009	0. 0029	0. 0030	0. 0020
H19. 12. 20	0.0144	0.0134	0. 0073	0. 0028	0. 0073	0. 0055	0. 0016	0. 0029	0. 0015	0. 0018
H20. 03. 04	0.0224	0.0198	0. 0095	0. 0016	0. 0058		0. 0016	0. 0040	0. 0031	0. 0020
H20. 06. 16	0.0170	0. 0100	0. 0067	0. 0014	0. 0055	0. 0076	0. 0020	0. 0041	0. 0037	0. 0023
H20. 09. 29	0.0420	0.0270	0.0150	0. 0022	0. 0100	0.0120	0. 0026	0. 0073	0. 0077	0. 0048
H20. 12. 16	0.0210	0.0200	0. 0064	0. 0032	0. 0083	0. 0054	0. 0016	0. 0035	0. 0035	0. 0018
H21. 03. 13	0.0140	0.0150	0. 0077	0. 0028	0. 0089	0. 0068	0. 0026	0. 0042	0. 0038	0. 0027
H21. 06. 18	0.0140	0.0110	0. 0064	0. 0014	0. 0069	0. 0067	0. 0014	0. 0032	0. 0036	0. 0023
H21. 09. 04	0. 0024	0. 0100	0. 0080	0. 0018	0. 0065	0. 0067	0. 0022	0. 0039	0. 0041	0. 0028
H21. 11. 11	0. 0069	0.0120	0. 0071	0. 0029	0. 0085	0. 0062	0. 0022	0. 0042	0. 0043	0. 0026
H22. 03. 12	0.0260	0.0120	0. 0098	0. 0037	0. 0100	0. 0078	0. 0033	0. 0041	0. 0046	0. 0033
H22. 06. 09	0.0190	0. 0052	0. 0063	0. 0013	0. 0047	0. 0053	－	0. 0035	0. 0041	0. 0027
H22. 09. 09	0.0170	0. 0050	0. 0080	0. 0018	0. 0052	0. 0059	－	0. 0045	0. 0055	0. 0037
H22. 12. 13	0.0110	0. 0075	0. 0057	0. 0014	0. 0039	0. 0041	－	0. 0030	0. 0026	0. 0018
H23. 03. 10	0.0120	0.0110	0. 0067	0. 0018	0. 0052	0. 0048	－	0. 0031	0. 0031	0. 0019
H23. 06. 13	0.0140	0. 0038	0. 0050	0. 0008	0. 0030	0. 0039	－	0. 0025	0. 0029	0. 0018
H23. 09. 21	0.0130	0. 0041	0. 0048	0. 0008	0. 0029	0. 0036	－	0. 0022	0. 0030	0. 0020
H23. 12. 14	0.0120	0. 0057	0. 0055	0. 0009	0. 0027	0. 0040	－	0. 0027	0. 0030	0. 0020
H24. 03. 14	0.0180	0. 0099	0. 0070	0. 0010	0. 0044	0. 0040	－	0. 0026	0. 0027	0. 0017
H24. 06. 11	0.0140	0. 0035	0. 0064	0. 0008	0. 0027	0. 0039	－	0. 0024	0. 0028	0. 0019
H24. 09. 18	0.0120	0. 0033	0. 0047	0. 0005	0. 0021	0. 0034	－	0. 0020	0. 0026	0. 0018
H24. 12. 13	0.0180	0. 0069	0. 0068	0. 0008	0. 0032	0. 0041	－	0. 0028	0. 0027	0. 0018
H25. 03. 12	0.0180	0. 0046	0. 0058	0. 0006	0. 0022	0. 0043	－	0. 0023	0. 0026	0. 0016
H26. 03. 06	0.0140	0. 0057	0. 0050	0. 0006	0. 0021	0. 0034	－	0. 0024	0. 0024	0. 0015
H27. 03. 05	0.0140	0. 0033	0. 0050	<0. 0005	0. 0037	0. 0022	－	0. 0021	0. 0027	0. 0016
H27. 6. 11	0. 0081	0. 0017	0. 0035	<0. 0005	0. 0054	0. 0027	－	0. 0017	0. 0022	0. 0014
H27. 9. 10	0.0120	0. 0029	0. 0038	<0. 0005	0. 0043	0. 0031	－	0. 0017	0. 0024	0. 0015
H27. 12. 8	0.0150	0. 0055	0. 0040	0. 0005	0. 0042	0. 0029	－	0. 0018	0. 0023	0. 0015
H28. 3. 1	0.0130	0. 0045	0. 0047	<0. 0005	0. 0049	0. 0030	－	0. 0020	0. 0024	0. 0013
H28. 6. 9	0.0140	0. 0044	0. 0040	<0. 0005	0. 0058	0. 0029	－	0. 0018	0. 0018	0. 0011
H28. 9. 1	0.0110	0. 0031	0. 0039	<0. 0005	0. 0041	0. 0030	－	0. 0018	0. 0022	0. 0013
H28. 12. 6	0. 0088	0. 0052	0. 0040	<0. 0005	0. 0045	0. 0031	－	0. 0019	0. 0020	0. 0012
H29. 3. 2	0.0140	0. 0063	0. 0047	0. 0006	0. 0051	0. 0034	－	0. 0021	0. 0025	0. 0014

採水地点	No 1 本町	No 2 本町	No 3 本町	No 4 錦町	No 5 要町	No 6 要町	No 7 中荒井	No 8 中荒井	No 9 新町	No10 新町
H29. 6. 9	0. 0100	0. 0034	0. 0040	<0. 0005	0. 0044	0. 0033	－	0. 0021	0. 0021	0. 0013
H29. 9. 5	0.0120	0. 0026	0. 0037	<0. 0005	0. 0043	0. 0030	－	0. 0017	0. 0019	0. 0015
H29. 12. 5	0.0140	0. 0041	0. 0045	<0. 0005	0. 0054	<0. 0005	－	0. 0018	0. 0020	0. 0015
H30. 3. 1	0.0170	－	0. 0061	<0. 0005	0. 0056	<0. 0005	－	0. 0025	0. 0023	0. 0015
H30. 6. 28	0. 0082	0. 0024	0. 0036	0. 0005	0. 0050	0. 0018	－	0. 0017	0. 0019	0. 0013
H30. 9. 10	0. 0088	0. 0025	0. 0032	<0. 0005	0. 0038	<0. 0005	－	0. 0014	0. 0019	0. 0014
H30. 12. 6	0. 0065	0. 0041	0. 0035	<0. 0005	0. 0040	0. 0026	－	0. 0017	0. 0018	0. 0011
H31. 3. 8	0. 0085	0. 0050	0. 0037	<0. 0005	0. 0041	0. 0028	－	0. 0015	0. 0019	0. 0012
R元. 6. 27	0. 0088	0. 0036	0. 0031	<0. 0005	0. 0034	0. 0028	－	0. 0011	0. 0017	0. 0012
R元. 9. 5	0.0110	0. 0029	0. 0033	<0. 0005	0. 0036	0. 0027	－	0. 0011	0. 0017	0. 0012
R元. 12. 5	0. 0061	0. 0054	0. 0036	0. 0005	0. 0040	0. 0034	－	0. 0015	0. 0019	0. 0014
R2. 3. 3	0.0120	0. 0048	0. 0033	<0. 0005	0. 0039	0. 0028	－	0. 0011	0. 0015	0. 0011
R2. 6. 25	0.0110	0. 0033	0. 0036	<0. 0005	0. 0045	0. 0029	－	0. 0011	0. 0015	0. 0011
R2. 9. 10	0. 0091	0. 0019	0. 0037	<0. 0005	0. 0045	0. 0031	－	0. 0014	0. 0018	0. 0015
R2. 12. 3	0. 0063	0. 0045	0. 0033	<0. 0005	0. 0037	0. 0029	－	0. 0018	0. 0020	0. 0018
R3. 3. 3	0.0190	0. 0048	0. 0057	0. 0005	0. 0052	0. 0034	－	0. 0013	0. 0023	0. 0014
R3. 6. 25	0. 0093	0. 0023	0. 0034	<0. 0005	0. 0040	0. 0031	－	0. 0014	0. 0019	0. 0012
R3. 9. 2	0. 0092	0. 0017	0. 0035	<0. 0005	0. 0046	0. 0033	－	0. 0010	0. 0018	0. 0013
R3. 12. 15	0. 0099	0. 0049	0. 0035	0. 0005	0. 0034	0. 0028	－	0. 0013	0. 0024	0. 0012
R4. 3. 3	0.0130	0. 0054	0. 0042	<0. 0005	0. 0045	0. 0028	－	0. 0015	0. 0018	0. 0011
R4. 6. 29	0. 0063	0. 0020	0. 0028	<0. 0005	0. 0034	0. 0025	－	0. 0014	0. 0018	0. 0013
R4. 9. 12	0. 0074	0. 0021	0. 0030	<0. 0005	0. 0032	0. 0025	－	0. 0011	0. 0018	0. 0013
R4. 12. 12	0. 0048	0. 0038	0. 0030	<0. 0005	0. 0034	0. 0028	－	0. 0012	0. 0020	0. 0013
R5. 3. 6	0.0120	0. 0037	0. 0040	0. 0005	0. 0040	0. 0032	－	0. 0014	0. 0016	0. 0013
R5. 6. 19	0. 0087	0. 0019	0. 0027	<0. 0005	<0. 0005	0. 0023	－	0. 0009	0. 0013	0. 0010
R5. 9. 25	0. 0074	0. 0018	0. 0025	－	0. 0029	0. 0025	－	0. 0010	0. 0014	0. 0010
R5. 12. 15	0.0120	0. 0049	0. 0032	－	0. 0036	0. 0028	－	0. 0015	0. 0013	0. 0010
R6. 3. 7	0. 0098	0. 0035	0. 0035	－	0. 0045	0. 0032	－	0. 0011	0. 0017	0. 0013

5 騒音

騒音について

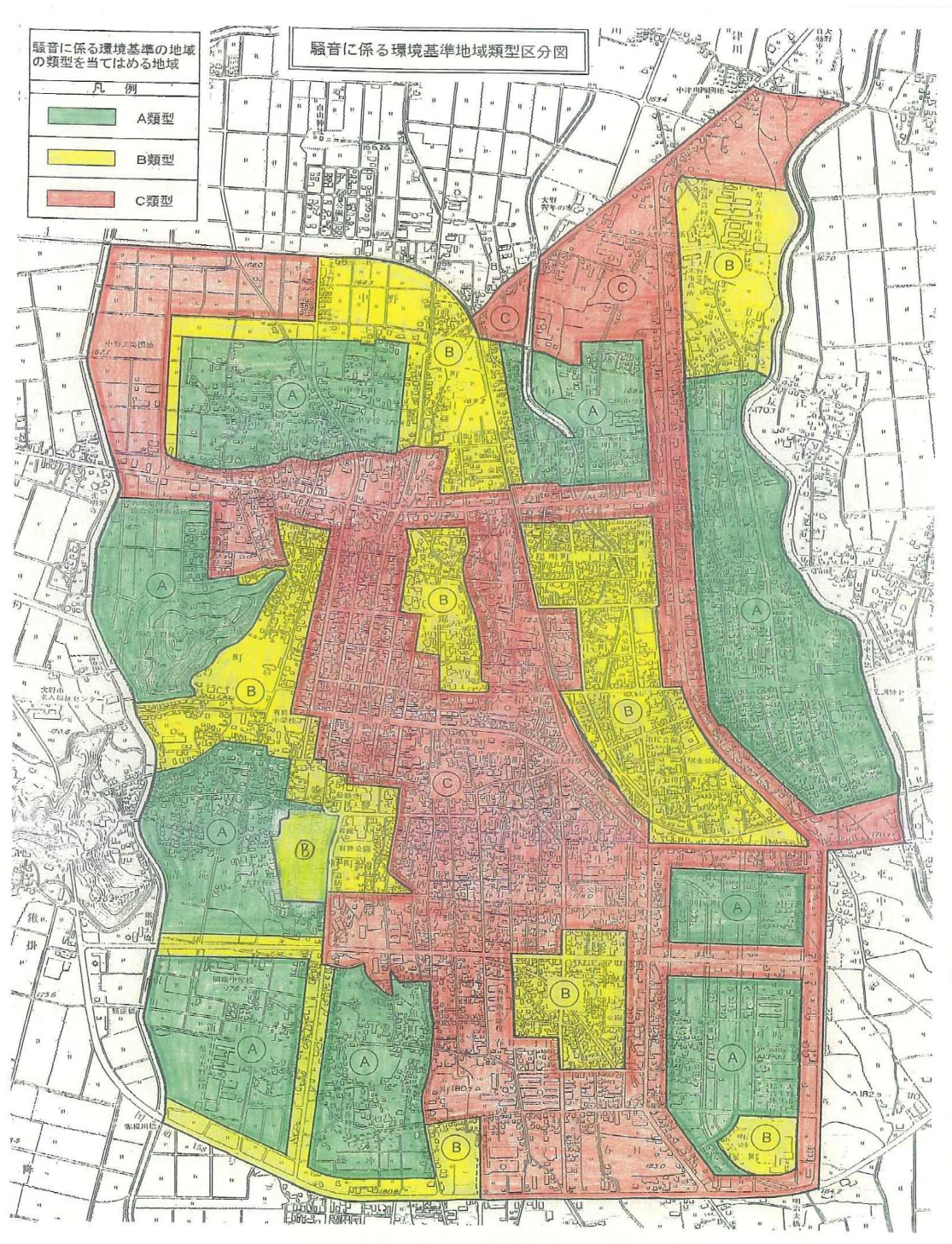
騒音とは、「やかましい音」、「好ましくない音」の総称であり、その影響は感覚的な影響、生理的機能に及ぼす影響、作業能力に及ぼす影響などがあります。また、生活環境への意識の向上により、より静かな環境を求める要求が強くなっています。

騒音の大きさの例

大きさ [デシベル]	具体例
20	木の葉のふれ合う音
30	郊外の深夜
40	市内の深夜・図書館の中
50	静かな事務所・クーラー（屋外・始動時）
60	普通の会話・静かな乗用車
70	電話のベル・騒々しい街頭
80	電車の中・地下鉄の車内
90	犬の鳴き声（正面5m）・カラオケ（店内客席中央）
100	電車通過時のガード下
110	自動車のクラクション（前方2m）
120	飛行機のエンジン付近
130	最大可聴値

騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準における地域の類型を当てはめる地域



(1) 環境基準

環境基準（道路に面する地域以外）

（令和 6 年 3 月現在）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
	午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 翌午前 6 時
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(2) 道路に面する地域に係る環境基準

道路に面する地域に係る環境基準

（令和 6 年 3 月現在）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
	午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 翌午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

特例

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとします。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
	午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 翌午前 6 時
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

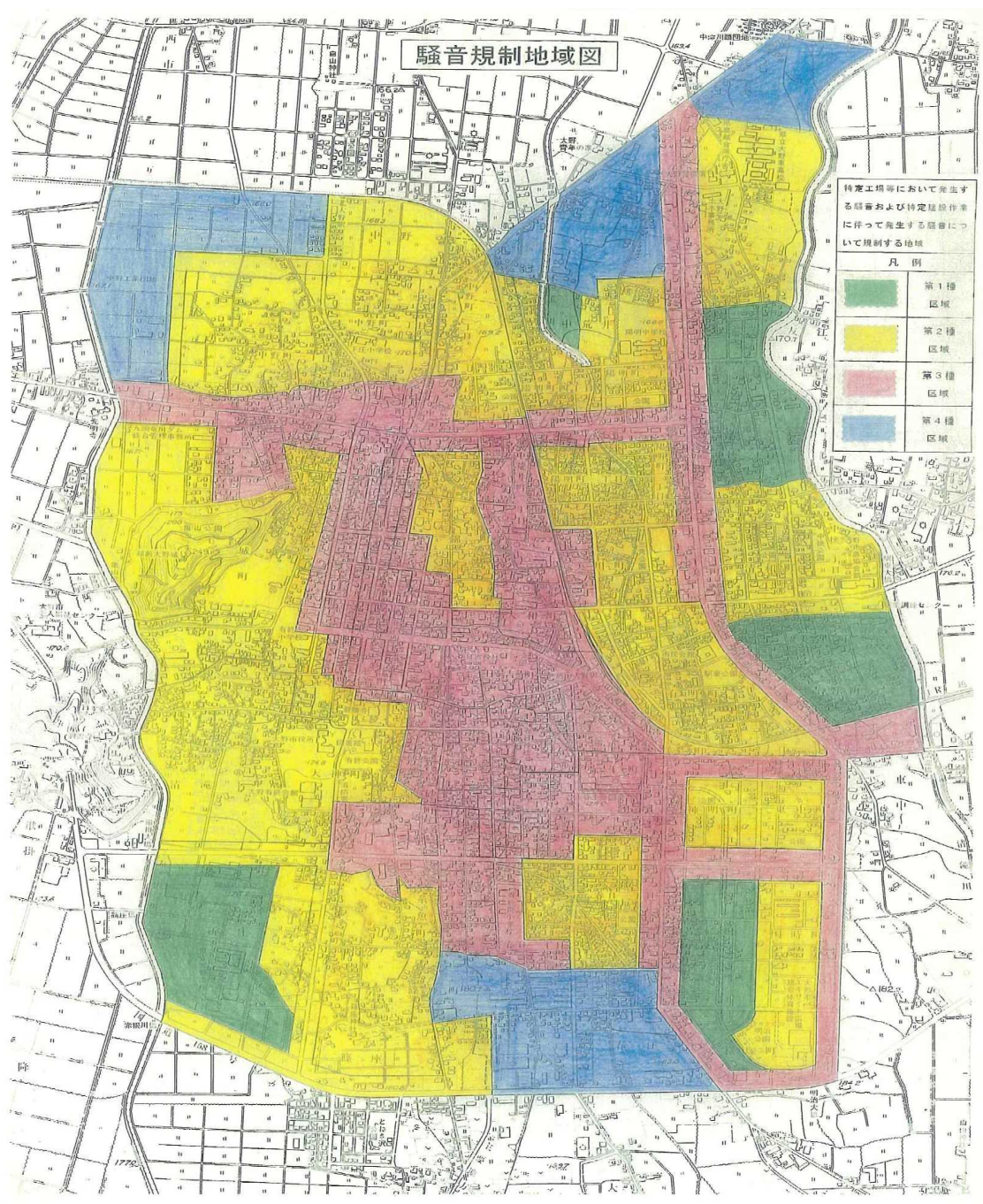
〈備考〉個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

幹線道路を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（4 車線以上の車線を有する区間に限る。）、自動車専用道路

騒音に係る規制地域

騒音による影響は、発生源の周辺地域のみに限られ、広域的に影響を及ぼすおそれがないことから、騒音規制法では工場騒音及び建設騒音等から生活環境を保全する必要がある地域を「騒音規制地域」として指定し、その地域内にある特定の工場及び特定の建設作業から発生する騒音について規制処置が取られています。

騒音規制地域



騒音に係る規制基準

(1) 特定工場における騒音規制

特定工場において発生する騒音の許容限度

(平成 19 年大野市告示第 33 号)

区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前 6 時～ 午前 8 時	午前 8 時～ 午後 7 時	午後 7 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 翌午前 6 時
第 1 種区域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種区域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種区域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種区域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル

※第 2～4 種区域において、学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m 以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から 5 デシベルを減じるものとする。

(2) 自動車に係る騒音規制

自動車騒音対策としては、環境基準を目標としてそれぞれの行政機関が対処することになっていますが、実質的な対策としては測定した結果が総理府令で定める命令による限度を超えていた場合、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができます。

自動車騒音の限度を定める総理府令

(令和 6 年 3 月現在)

区域の区分	昼間 午前 6 時～ 午後 10 時	夜間 午後 10 時～ 翌午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5 デシベル	5 5 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5 デシベル	7 0 デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとされています。

(注)

a 区域 第1種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域

b 区域 第1種住居地域

c 区域 近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域

車線 一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

幹線道路を担う道路 高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（4車線以上の車線を有する区間に限る。）、自動車専用道路

騒音に係る特定施設

騒音規制法に基づく特定施設

(騒音規制法施行令第1条)

施設の種類	規模・能力
(1) 金属加工機械	
イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 kW 以上のものに限る。
ロ 製管機械	すべてのもの。
ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 kW 以上のものに限る。
ニ 液圧プレス	すべてのもの。(矯正プレスを除く。)
ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。
ヘ せん断機	原動機の定格出力が 3.75 kW 以上のものに限る。
ト 鍛造機	すべてのもの。
チ ワイヤフォーミングマシン	すべてのもの。
リ ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
ヌ タンブラー	すべてのもの。
ル 切断機	といしを用いるものに限る。
(2) 空気圧縮機及び送風機	空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。） 送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
(3) 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5 kW 以上のものに限る。
(4) 織機	原動機を用いるものに限る。
(5) 建設用資材製造機械	
イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。
ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。
(6) 穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 kW 以上のものに限る。
(7) 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	すべてのもの。
ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.25 kW 以上のものに限る。
ハ 碎木機	すべてのもの。
ニ 帯のご盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が 15 kW 以上のもの、 木工用のものにあつては、原動機の定格出力が 2.25 kW 以上のものに限る。
ホ 丸のご盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が 15 kW 以上のもの、 木工用のものにあつては、原動機の定格出力が 2.25 kW 以上のものに限る。
ヘ かな盤	原動機の定格出力が 2.25 kW 以上のものに限る。
(8) 抄紙機	すべてのもの。

施設の種類	規模・能力
(9) 印刷機械	原動機を用いるものに限る。
(10) 合成樹脂用射出成形機	すべてのもの。
(11) 鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。

騒音に係る特定建設作業

対 象 指定地域内において特定建設作業を行う建設工事施工者
ただし、1日で作業が終了するもの、災害、非常事態等の特例を除く。

届 出 作業開始の7日前までに作業実施の届出が必要

基 準 特定建設作業の規制基準

(令和6年3月現在)

項目	規制基準
騒音の大きさ	特定建設作業場所の敷地境界線で85デシベル以下
夜間、深夜作業の禁止	第1号区域：午後7時～翌午前7時 第2号区域：午後10時～翌午前6時
1日の作業時間の制限	第1号区域：1日につき10時間 第2号区域：1日につき14時間
作業時間の制限	連続して6日間を超えないこと（同一場所において）
日曜日、休日の作業	禁止

第1号区域：住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域の全ての区域及び
工業地域のうち学校、保育所、病院・診療所、図書館、特別養護老人
ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域

第2号区域：工業地域のうち、第1号区域を除く区域

特定建設作業

(騒音規制法施行令別表第2)

次の機械を使用する作業	適 用
1 くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打くい抜機、くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2 びょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラントは混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。アスファルトプラントは混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6 バックホウを使用する作業	原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。 低騒音型建設機械（環境省指定）を除く。

次の機械を使用する作業	適 用
7 トラクターショベルを使用する作業	原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。 低騒音型建設機械（環境省指定）を除く。
8 ブルドーザーを使用する作業	原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。 低騒音型建設機械（環境省指定）を除く。

近隣騒音について

近隣騒音とは、一般的に住居と飲食店の混在により発生する営業騒音、カラオケによる騒音、ペットの鳴き声など限られた近隣の生活者だけに影響を及ぼすものをいいます。

その特徴としては、騒音発生量は概して小さく、近隣者にだけ影響があることです。その影響として作業能率の低下や睡眠妨害などがあります。

防止対策として、生活騒音についてはちょっとした工夫で足りることが多く、各人が騒音に対して配慮するよう啓蒙を行っていくことが必要です。

深夜騒音の規制に係る営業の種類 （福井県公害防止条例施行規則第 26 条）

食品衛生法施行令第 35 条第 1 号に掲げる飲食店営業
カラオケ装置を使用させて営む営業
ボーリング場営業
車両洗浄装置を使用し、又は使用させて営む営業

深夜騒音の規制に係る基準 （福井県公害防止条例施行規則第 27 条）

区 域	午後 11 時～午前 0 時	午前 0 時～午前 5 時
第 1 種区域 及び 第 2 種区域	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種区域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種区域、第 5 種区域 及び その他の区域	5 5 デシベル	5 0 デシベル

拡声機の使用による放送の制限 （福井県公害防止条例第 41 条）

屋外において拡声機を使用して 放送してはならない時間	午後 9 時から翌日午前 8 時まで
制限の対象とならない場合 （福井県公害防止条例施行規則 第 28 条）	祭礼その他地域の慣習となっている行事において使用する 場合
	移動式の店舗において一時的に拡声器を使用する場合 （住民の平穏な生活を阻害するおそれがないとき）

騒音の現況

令和 5 度の騒音に対する苦情は 2 件でした。年々、住居の密集化や生活様式の変化により発生源の種類が多様化しており、特に生活騒音については、市民一人一人の心掛けで防止することが必要となるため、気をつける必要があります。

6 振動

振動について

振動は、騒音と同様、工場等の施設の増加や大型化、建設工事の増加、自動車社会の進行等により地域的に振動公害が発生しています。

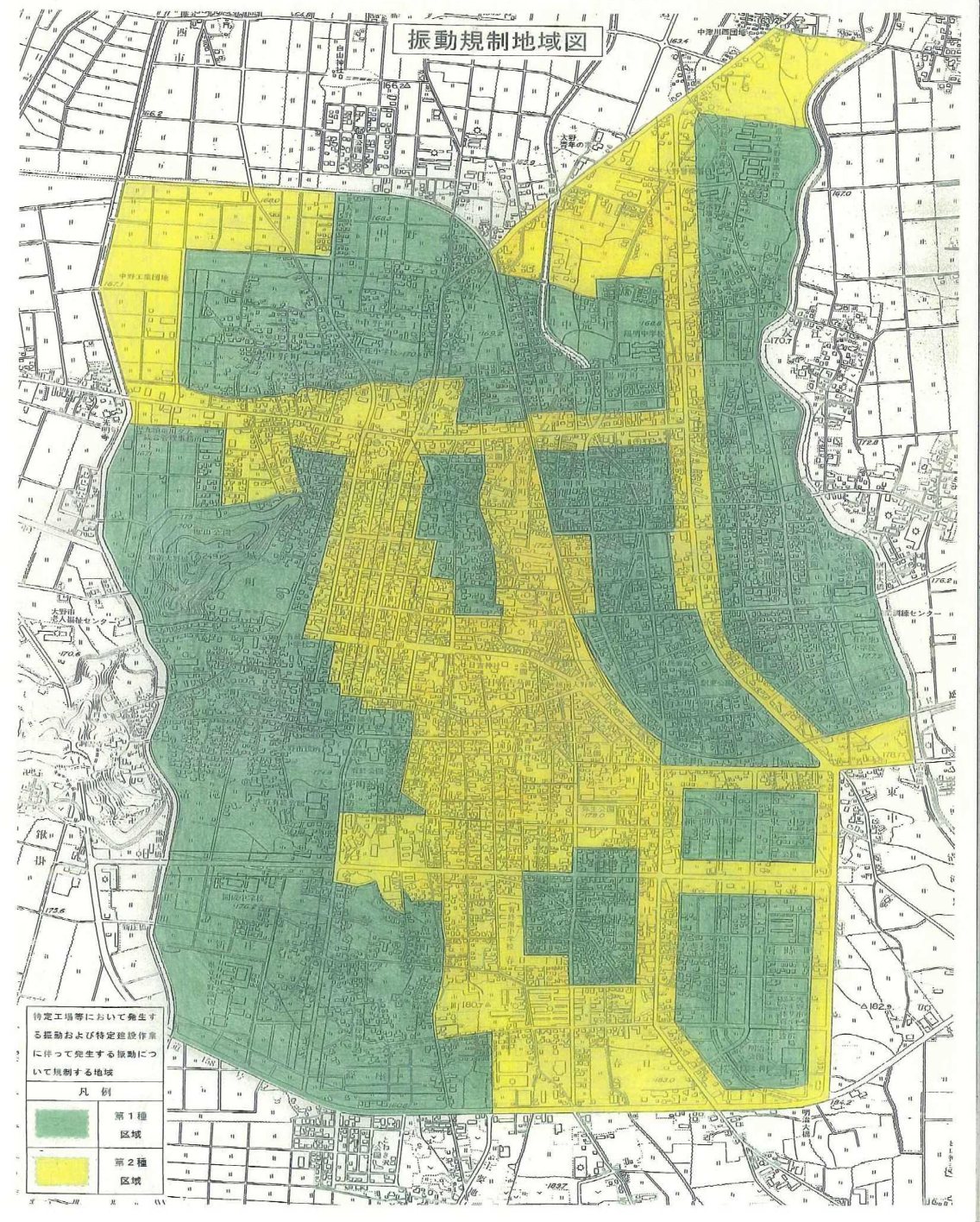
振動とは、振動源である工場、自動車等から地盤振動が発生し、この振動が地表あるいは地中を波動として伝わり、これによって家屋等が振動し、そこに住んでいる人が直接感じたり、戸や障子がガタガタという音や動きによって感じたりするものです。振動による影響は気分がイライラする、不快に感じる、睡眠の妨げになる等の生活妨害を訴えるものが主なものですが、更に振動が大きい場合には壁、タイルのひび割れ、立付けの狂い等の物的障害を訴える例も見られます。

このようなことから、昭和 51 年 6 月 10 日付けで制定された振動規制法では、工場振動、建設振動について規制基準、規制地域等が設けられ、また自動車交通振動についても所要の処置が定められています。

振動の大きさの例

大きさ [デシベル]	人の感覚	屋内状況	震度階級
55以下	揺れを感じない		0
55～65	屋内にいる人の一部が僅かに感じる		1
65～75	屋内にいる人の多くが揺れを感じる	吊り下げた物が僅かに揺れる	2
75～85	屋内にいる人の殆どが揺れを感じる	棚の食器が音を立てることがある	3
85～95	かなりの恐怖感がある	座りの悪い置物が倒れることがある	4
95～105	一部の人は行動に支障を感じる	家具が移動することがある	5弱
	多くの人が行動に支障を感じる	タンスなどの重い家具が倒れることがある	5強
105～110	立っていることが困難になる	重い家具の多くが移動、転倒する	6弱
	はわないと歩くことができない	戸が外れて飛ぶことがある	6強
110以上	自分の意思で行動できない	殆どの家具が大きく移動し、飛ぶものもある	7

振動に係る規制地域
振動規制法に基づく規制地域



振動に係る規制基準

(1) 特定工場に係る規制基準

振動規制法に基づく規制基準

(平成 19 年大野市告示第 35 号)

区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 翌午前 6 時
第 1 種区域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 2 種区域	6 5 デシベル	6 0 デシベル

※ 学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m 以内の区域の規制基準は当該区域の区分に応じて定める値から 5 デシベルを減じるものとする。

(2) 特定建設作業に係る規制基準

対 象 指定地域内において特定建設作業を行う建設工事施工者
ただし、1 日で作業が終了するもの、災害、非常事態等の特例を除く。

届 出 作業開始の 7 日前までに作業実施の届出が必要

基 準 特定建設作業の規制基準

(振動規制法施行規則別表第 1)

振動の大きさ	特定建設作業場所の敷地境界線で 7 5 デシベル以下
夜間、深夜作業の禁止	第 1 号区域：午後 7 時～翌午前 7 時 第 2 号区域：午後 10 時～翌午前 6 時
1 日の作業時間の制限	第 1 号区域：1 日につき 10 時間 第 2 号区域：1 日につき 14 時間
作業時間の制限	連続して 6 日間を超えないこと（同一場所において）
日曜日、休日の作業禁止	日曜日、その他の休日

第 1 号区域：住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域のすべての区域及び工業地域のうち学校、保育所、病院・診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80m 以内の区域

第 2 号区域：工業地域のうち、第 1 号区域を除く区域

特定建設作業

(振動規制法施行令別表第 2)

次の機械を使用する作業	適 用
1 くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く。
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3 舗装版破砕機を使用する作用	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
4 ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く。 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。

振動に係る特定施設

振動規制法に基づく特定施設

(振動規制法施行令第1条)

施設の種類	規模・能力
(1) 金属加工機械	
イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ロ 機械プレス	すべてのもの。
ハ せん断機	原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。
ニ 鍛造機	すべてのもの。
ホ ワイヤフォーマーマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。
(2) 圧縮機	一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。
(3) 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
(4) 織機	原動機を用いるものに限る。
(5) コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。
コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。
(6) 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	すべてのもの。
ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。
(7) 印刷機械	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。
(8) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。
(9) 合成樹脂用射出成形機	すべてのもの。
(10) 鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。

振動の現況

令和5年度は振動に関する苦情はありませんでした。主に振動は、工場、作業場、建設現場から騒音とともに発生することが多く、そのため振動を伴う特定建設作業及び特定工場の新設時には、事業者に対して防振対策をとるよう指導しています。

7 悪臭

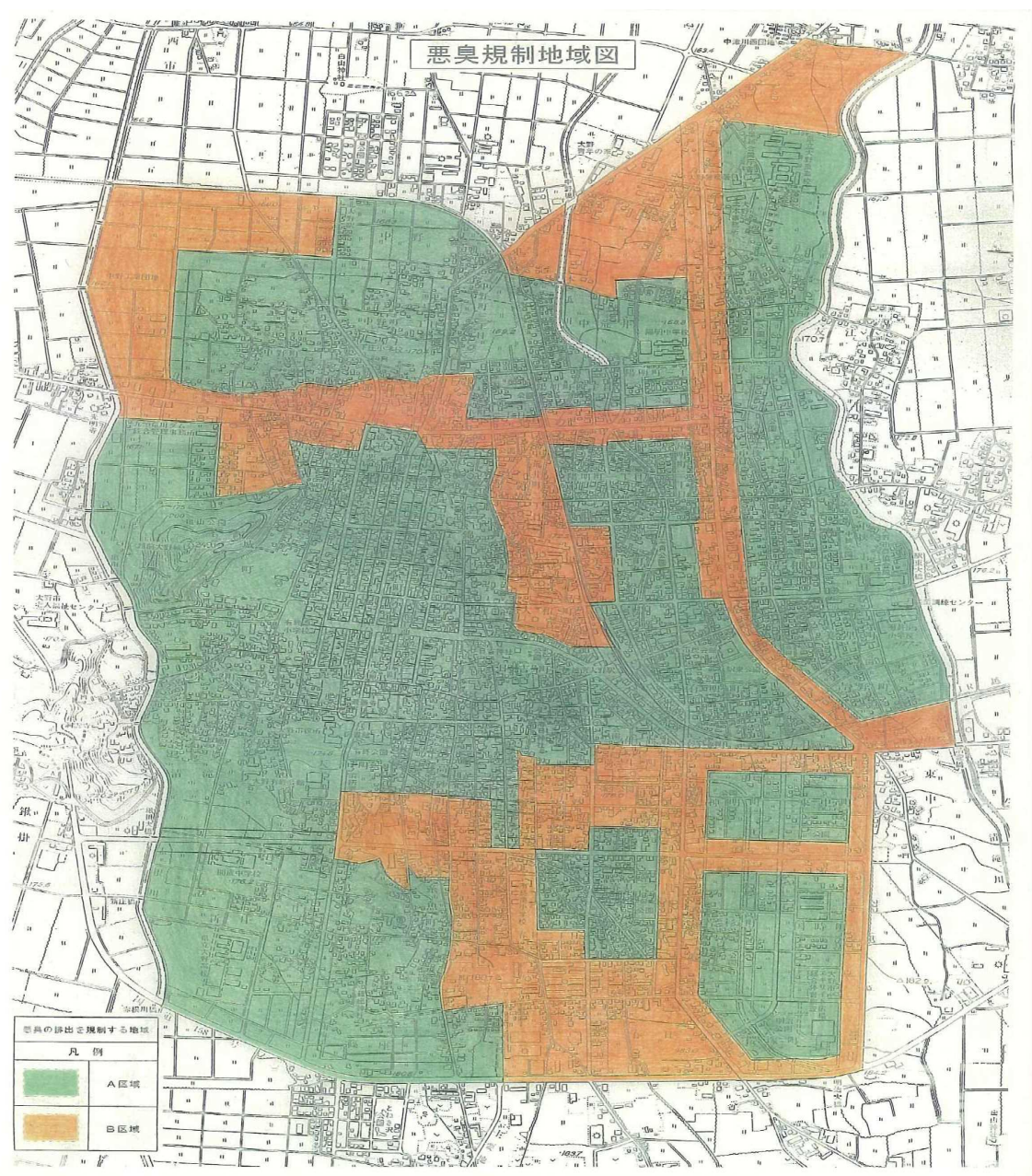
悪臭について

悪臭は、人に不快や嫌悪感等の感覚的な被害を与えるもので、快適な生活環境を損ない、市民生活の向上にあわせ、身近な公害問題として多く発生しています。程度も人により個人差があり、悪臭物質の濃度もほとんどが低濃度でいくつかの物質が複合されているため、その完全な除去は難しく、紛争の解決も困難です。

悪臭による影響は発生源の周辺地域のみに限られ、広域的に影響をおよぼすおそれがないことから、規制地域を指定し、その地域内にある工場や事業場から発生する悪臭の排出について規制し、その事務は政令により市町村長に委任されています。

悪臭に係る規制地域

悪臭防止法に基づく規制地域



悪臭物質の主要発生源

悪臭物質	におい	主要発生源
ア ン モ ニ ア	し尿のような臭い	畜産農業・鶏糞乾燥場・複合肥料製造業・化製場・でん粉製造業・魚腸骨処理場・フェザー処理場・ごみ処理場・し尿処理場・下水処理場等
メチルメルカプ°タン	腐ったたまねぎ臭	クラフトパルプ製造業・化製場・ごみ処理場・魚腸骨処理場・し尿処理場・下水処理場等
硫 化 水 素	腐ったたまご臭	畜産農場・クラフトパルプ製造業・でん粉製造業・化製場・魚腸骨処理場・ごみ処理場・セロハン製造業・し尿処理場等
硫 化 メ チ ル	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造業・化製場・魚腸骨処理場・ごみ処理場・し尿処理場・下水処理場等
二 硫 化 メ チ ル	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造業・化製場・魚腸骨処理場・ごみ処理場・し尿処理場・下水処理場等
トリメチルアミン	腐った魚の臭い	畜産農業・複合肥料製造業・魚腸骨処理場・化製場・水産缶詰製造業
アセトアルデ°ヒト°	青臭い刺激臭	アセトアルデヒド製造業・酢酸製造業・たばこ製造業・酢酸ビニル製造業・魚腸骨処理場・複合肥料製造業
フ°ロヒ°オンアルデ°ヒト°	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	塗装業・金属製品製造業・自動車修理業・魚腸骨処理場・油脂系食料品製造業・輸送用機械器具製造業 (焼き付け塗装工程を有する事業場等)
ノルマルフ°チルアルデ°ヒト°		
イソフ°チルアルデ°ヒト°		
ノルマルハ°レルアルデ°ヒト°		
イソハ°レルアルデ°ヒト°		
イソブタノール	刺激的なシンナー臭	塗装業・金属製品製造業・自動車修理業・木工業・繊維業・機械製造業・印刷業・輸送用機械器具製造業・鋳物製造業
酢 酸 エ チ ル		
メチルイソフ°チルケトン		
ト ル エ ン		
ス チ レ ン	都市ガスのような臭い	スチレン製造業・ポリスチレン製造業・SBR製造業・FRP製造業・化粧合板製造業
キ シ レ ン		
プ ロ ピ オ ン 酸	すっぱいような刺激臭	脂肪酸製造業・染色業・畜産事業場・化製場・でん粉製造業等
ノ ル マ ル 酪 酸	むれたくつ下の臭い	畜産事業場・化製場・魚腸骨処理場・鶏糞乾燥場・畜産食料品製造業・ごみ処理場・し尿処理場・でん粉製造業等
ノ ル マ ル 吉 草 酸		
イ ソ 吉 草 酸		

悪臭に係る規制基準

(1) 敷地境界線における規制基準

大気中の濃度の許容限度

(平成 19 年大野市告示第 38 号)

悪臭物質の種類	A 区域	B 区域
アンモニア	1 ppm	2 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫化水素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	0.05 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	0.03 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm
イソブタノール	0.9 ppm	4 ppm
酢酸エチル	3 ppm	7 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm
トルエン	10 ppm	30 ppm
スチレン	0.4 ppm	0.8 ppm
キシレン	1 ppm	2 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm	0.004 ppm

(2) 煙突等の気体排出口における規制基準

この規制基準は、化学工場などのように煙突その他の気体排出施設から悪臭物質が排出される場合で、悪臭物質の種類ごとに数式により算出して得た流量が基準となっています。

これは、煙突等から悪臭物質が大気中に拡散していく結果、事業場から遠く離れた地域で影響が大きくなるということもあり、これに対処するため、大気中の拡散にかかる最大着地濃度地域における悪臭物質の濃度が、(1)の事業場敷地境界線における規制基準値と等しくなるような算出方法となっています。

ただし、悪臭物質のうち、メチルメルカプタン・硫化メチル・二硫化メチル・アセトアルデヒド・スチレン・プロピオン酸・ノルマル酪酸・ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸は適用されません。

気体排出口に係る規制基準（悪臭防止法施行規則第3条）

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q	流量 (m ³ _N /h)
He	補正後の排出口の高さ (m)
Cm	物質ごとの規制基準 (ppm)

(3) 事業場からの排水における規制基準

排水については、事業場等からの排水に含まれる悪臭物質が、時間の経過とともに気化、蒸散して悪臭を発生することがあります。このため、悪臭物質の排水中からの大気中への拡散を考慮し、(1)の事業場敷地境界線における規制基準値と等しくなるような算出方法となっています。ただし、特定悪臭物質のうち、メチルメルカプタン・硫化水素・硫化メチル・二硫化メチルのみに適用されます。

排水中の規制基準

(悪臭防止法施行規則第4条)

$$CLm = k \times Cm$$

CLm	排水中の濃度 (mg/l)
k	物質の種類及び排水量ごとに定める値 (mg/l)
Cm	物質ごとの規制基準 (ppm)

(4) 臭気指数規制

平成8年4月1日から、複合臭や未規制の悪臭物質に対応するための改正悪臭防止法が施行され、嗅覚測定法を用いて測定される「臭気指数」による規制が導入されました。

自然的、社会的条件から判断して特定悪臭物質規制では生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、「特定悪臭物質」の規制基準に代えて、「臭気指数」の規制基準を定めることができます。

敷地境界線における臭気指数の規制基準

(福井県公害防止条例施行規則第6条)

臭気指数	18
1. 臭気の測定場所は、工場等の敷地境界線とする。 2. 「臭気指数」とは、気体に係る悪臭の程度に関する値であって、臭気指数の算定方法(平成7年環告63)に定めるところにより、人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をした場合に、次の式において算定される値をいう。 $Y=10 \log X$ $\begin{pmatrix} Y & \text{臭気指数} \\ X & \text{人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をしたときのその希釈の倍数} \end{pmatrix}$ 3. この規制基準は、悪臭防止法第3条の規定により指定された規制地域以外の地域における悪臭について適用する。	

悪臭に係る特定施設

福井県公害防止条例に基づく特定施設は規制地域制をとらず、これに係る規制基準を「工場等の周辺の人々の多数が著しく不快を感じないと認められる程度」と定められています。つまり、規制する悪臭物質を定めず、特定施設を有する事業場等から発生する悪臭について規制することになっています。

悪臭に係る特定施設

(福井県公害防止条例施行規則第4条)

用途	施設の名称
1. 牛、豚又は鶏の飼養場において用いるもの。ただし、牛10頭以上、豚50頭以上(生後2ヶ月未満を除く、繁殖豚にあっては5頭。)、鶏1,000羽以上(生後30日未満を除く。)の飼養の用に供するものに限る。	1. 飼養施設 2. 飼料調理施設 (加熱して調理するものに限る。) 3. ふん尿処理施設
2. けいふんの乾燥又は焼却を行う工場において用いるもの	1. 乾燥施設 2. 焼却施設
3. 死亡獣畜取扱場において用いるもの	1. 解体室 2. 汚物処理施設 3. 焼却炉
4. 化製場(魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする飼料等の製造の工場を含む。)において用いるもの	1. 原料処理施設(原料貯蔵室及び化製室を含む。) 2. 煮熟施設 3. 圧搾施設 4. 汚物処理施設 5. 乾燥施設

悪臭の現況

本市における悪臭に係る苦情は、より快適な生活環境を求める市民意識の向上に伴い例年発生しています。

また、県条例に定められている特定施設以外の施設や、悪臭規制地域以外での苦情があり、今後とも特定施設や規制地域にとらわれず、悪臭の防止対策が必要になります。

令和5年度の悪臭に対する苦情申立は5件でした。悪臭被害に対する対策は解決の難しいものが多いのですが、事前の予防に努めるためにも市民各自の注意を喚起していきます。

また、「1 大気汚染」の項目で報告した野焼きによる苦情の中にも悪臭によるものがありますので、悪臭の発生を防止するためにも野外焼却の禁止を訴えていく必要があります。

8 典型 7 公害以外の公害

典型 7 公害以外の公害について

大気汚染、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染、騒音、振動、悪臭は典型 7 公害といわれ、防止や規制に関する法律が制定されていますが、それ以外に市民生活や事業活動に伴い発生する日照障害、電波障害、低周波空気振動、不法投棄、雑草等の繁茂などの典型 7 公害に含まれない公害が問題となっています。

その他の公害の現況

大野市では平成 13 年度より環境監視員を委嘱し、環境汚染の未然防止を中心とした情報の提供や市民への指導及び環境保全活動を積極的に推進するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図り、さまざまな公害問題に対する調査研究と監視、情報提供、指導に取り組んでいます。

令和 5 年度のその他の公害に対する苦情申立は 4 件でした。一部が不法投棄によるもので、空き缶やごみの入った袋を拾ったという環境監視員からの定期報告も多く見られます。

不法投棄に対しては、県と合同で定期パトロールを実施し、不法投棄の頻発するか所で監視カメラを設置するなど防止に努めています。

脱炭素関連施策の 令和 5 年度取組状況

市の脱炭素の取組み

2

市は、**民間における実践行動の促進**と**市役所内での推進**との両面から取り組む

両面から取り組む

民間における実践行動の促進

事業者・団体・市民の実践行動の促進

根拠：・第三期環境基本計画（＝区域施策編）
・脱炭素ビジョン



市役所内での推進

事務事業における実践

根拠：地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

・効果検証
・実践

・環境保全対策審議会
・脱炭素推進会議

・施策推進

・脱炭素推進本部
（庁内組織）

・実践
・施策推進
・効果検証

R3年

R4年

R5年

R6年

今後

3月 7月

脱炭素推進本部設置

ゼロカーボンシティ宣言
第3期環境基本計画策定

3月 6月

脱炭素推進会議設置

脱炭素ビジョン策定

3月

実行計画（事務事業編）策定
第3期環境基本計画改訂

■基本戦略

「Connect 2050 人・自然・エネルギーのつながり」

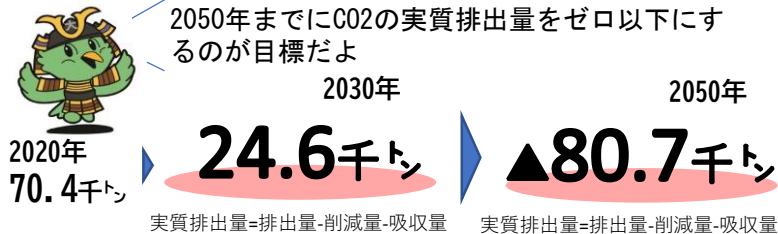
～優(Y)しい心と 美(U)しい自然で 挑(I)む カーボンニュートラル～



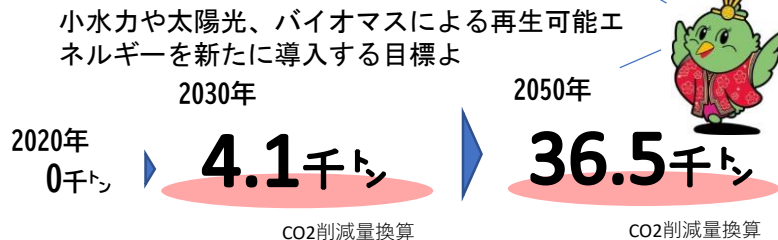
「人・自然・エネルギー」の3つを結び、

「カーボンニュートラル達成」と「市民のハッピーな暮らし」の同時実現を目指す

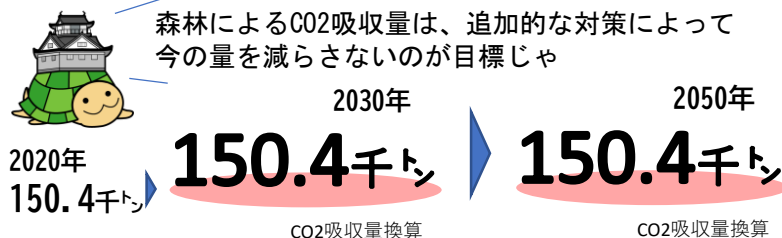
■CO2削減目標



■再エネ導入目標



■森林吸収目標



■取組方針

取組方針A

豊かな森の保全
によるCO2吸収
促進



取組方針B

快適で脱炭素な
ライフスタイル
への転換



取組方針E
結の心
・協働



取組方針C

地域資源を活用
した再エネの導
入



取組方針D

再エネを活用し
た地域経済の成
長・循環



大野市脱炭素推進会議の効果検証（令和6年10月）による脱炭素ビジョンの進捗

○…順調 △…努力が必要 ×…相当の努力が必要



<プロジェクトの進捗（R5年度取組状況から効果検証）>

取組方針		プロジェクト		進捗
A	豊かな森の保全によるCO2吸収促進	①	木質バイオマス発電所への安定供給を核とした森林資源の好循環システムの確立	△
		②	森林吸収分のカーボンオフセット事業の構築	△
B	快適で脱炭素なライフスタイルへの転換	①	健康快適！脱炭素住宅・建築物＆ゼロカーボンドライブの促進	△
		②	共創とITを活用した利便性の向上による公共交通の脱炭素化	△
		③	市街地エリアのスマートコミュニティ整備	×
		④	ごみ減量化の推進	○
C	地域資源を活用した再エネの導入	①	小水力発電の導入拡大	△
		②	バイオマスエネルギーの利活用	○
		③	太陽光発電の導入支援	△
D	再エネを活用した地域経済の成長・循環	①	再エネの地産地消スキーム・ビジネスモデルの構築	○
		②	再エネ供給による産業振興	×
		③	農業系未利用資源を活用した通年型農業の構築	△
E	結の心・協働	①	官民連携による脱炭素プロジェクトの推進	△
		②	脱炭素人材の育成とネットワークづくり	○
集計				○4 △8 ×2

<数値目標の進捗（R3年度実績値から効果検証）>

数値目標	R3年度 実績値	進捗
CO2実質排出量	73.4千t-CO2	○
再生可能エネルギー導入量（新規追加分）	0.2千t-CO2	△
森林吸収量	146.4千t-CO2	△

1 木質バイオマス発電所への安定供給を核とした森林資源の好循環システムの確立

進捗：○順調 △努力が必要 ×相当の努力が必要

【概要】

- 森林、木材による吸収や排出削減の効果を最大限発揮するため、間伐等の森林施業による育林を促進し、既存木質バイオマス発電所への燃料（間伐材等）を安定供給します。
- 利用期を迎え、高齢級化に伴い吸収量が減少傾向にある人工林について、「伐って、使って、植える」という循環利用を確立し、木材利用の拡大を図ります。
- バークやおがくずなど、製材や建築から出る木質系廃棄物はチップやペレットに加工して燃料化するなど資源を余すことなく活用します。

事業者 木質バイオマス発電所の安定稼働

- 未利用原木を中心に製材端材を含めた木質バイオマス資源を最大限に活用し、再生電気を発電

事業者 木質バイオマス燃料の加工

- 木質バイオマス発電の原料となる木材をチップ加工し、貯木場から発電所に搬入

市 間伐材の安定供給支援

- 市内で生じた間伐材を木質バイオマス発電所へ搬出した事業者に対して補助金を交付

市 おおの森づくりプランの策定【R6.3】

- 森林資源を持続的かつ効率的に利用し、どのように森林管理をしていくかなど、森林整備や森づくりの方向性を示した「おおの森づくりプラン」を策定



福井グリーンパワー大野発電所

2 森林吸収分のカーボンオフセット事業の構築

進捗：○順調 △努力が必要 ×相当の努力が必要

【概要】

- 対策によって吸収（削減）したCO2量をJ-クレジット制度におけるプロジェクト登録・クレジット認証を行うことで、市内の豊富なCO2吸収源対策に経済価値を加えます。
- 創出したクレジットを市内企業等に販売するとともに、クレジット購入企業との連携を深め、森づくりに賛同する関係者を増やします。

事業者 水稻の中干し延長によるメタン削減量のJ-クレジット化

- 市内の広域営農組織及び個人農家が、水稻の栽培期間中、水田の水を抜いて田面を乾かす「中干し」の期間を延長することで削減できる温室効果ガス（メタン）の量をクレジット化する取組みを実施

市 J-クレジット制度の調査・研究



水稻栽培における中干し

資料：株式会社クボタ

1 健康快適！脱炭素住宅・建築物 & ゼロカーボンドライブの促進

進捗：○順調 △**努力が必要** ×相当の努力が必要

【概要】

- ・ **快適で豊かな暮らし**と脱炭素を同時に実現するため、省エネ、創エネ、畜エネを積極的に取り入れた住宅や事務所などの建物を普及させます。特に**断熱性能の向上や地域資源を活用した暖房設備の導入促進**により、**冬の厳しい寒さでも快適に過ごすことのできる住環境の整備**を進めます。
- ・ 建材には**地域産木材を活用**し、**炭素貯蔵の促進と林業活性化**に貢献します。
- ・ **ガソリン車から電気自動車や電気バイクなど環境にやさしい車両に転換**するとともに、急速充電器などのインフラ整備を推進します。

市 省エネ住宅をテーマにしたシンポジウムの開催【R5.8】

- ・ 「省エネ住宅でより健康で快適な暮らしを」をテーマに団体、事業者、学識経験者などの協力を得て「脱炭素ビジョンシンポジウム」を開催し、71人が参加

事業者 災害時に電気自動車から避難所に電気を供給【R6.1】

- ・ 市内の建設会社と地域の自主防災会が防災協定を締結し、自然災害などで大規模な停電が起きた際に、同社の電気自動車1台を地域の避難場所に派遣し、電力を供給する取り決めを取り交わし



省エネ住宅をテーマにしたシンポジウム

市 職員共用の電気自動車を2台導入

2 共創とITを活用した利便性の向上による公共交通の脱炭素化

進捗：○順調 △**努力が必要** ×相当の努力が必要

【概要】

- ・ ライドシェア、カーシェアや貨客混載など共創により運輸部門における脱炭素化を目指します。
- ・ 携帯端末で公共バスの現在位置情報を確認するシステムの導入などDXによる利便性向上と省エネ化を図ります。
- ・ 健康づくりにもつながる自転車利用の促進や、**中心市街地や観光地**などで歩きたくなるまちづくりを進めます。

市 大野市地域公共交通計画の策定【R6.3】

- ・ 大野市にとって望ましい交通・移動サービスを実現するため、大野市地域公共交通活性化協議会において地域の実情や利用者ニーズを共有し、「大野市地域公共交通計画」を策定

団体 地域住民による助け合いによる移動支援

- ・ 市内の集落において、住民主体の助け合いによる移動支援を実証的に実施（11月と2月に計16回実施）

市 おおのヘルスウォーキングプログラム

- ・ 2,470人が参加



おおのヘルスウォーキングプログラム
(亀山クリーンアップ)

3 市街地エリアのスマートコミュニティ整備

進捗：○順調 △努力が必要 ×相当の努力が必要

【概要】

- 太陽光発電設備等の導入が困難（景観・積雪対応など）な中心市街地エリア（景観形成地区周辺）に再エネを供給するため、郊外にオフサイト型の地域共同再エネ発電設備を導入することにより、歴史的なまちなみや景観の維持と脱炭素化の同時解決を図ります。
- 大型蓄電池とエネルギーマネジメントシステムを活用し、区域内で再エネ電源を効率的に利用（節電、蓄電、ピークカットなど）します。
- ITによる高齢者見守りなどDX推進により付加サービスを展開し、中心市街地の魅力向上を図ります。

市 都市景観形成に関する支援

- 景観形成地区（七間通り・五番通り・寺町通り）において、まちづくり協定に基づき建築物の外観改修などを行う場合に補助（実績1件）

市 空き家利活用の促進

- 空き家の利活用を促進するため、空き家相談会を2回開催（相談件数47件）
- 有効活用できる空き家の空き家情報バンクへの登録を促し、22件が登録。空き家所有者と空き家を必要とする人との間で13件が成約

4 ごみ減量化の推進

進捗：○順調 △努力が必要 ×相当の努力が必要

【概要】

- 消費者グループと連携し、家庭用生ごみ処理機モニター体験の減量の成果について情報発信し、併せてごみの分別等について啓発活動を行うことで、ごみの減量化と脱炭素の同時解決を図ります。
- ポイント制度の導入など、ナッジやデジタル技術を活用した行動変容策（DX）により、市民の意識向上を促進します。

市 プラスチック資源分別回収に向けた市民説明会

団体 生ごみ処理機の堆肥で育てた野菜を中学校に贈呈

- 市民団体「生ごみ減らし隊」の隊員が、各家庭に設置する生ごみ処理機を使用し、堆肥づくりを実施
- 10月には、この活動で作った堆肥で育てたじゃがいもや玉ねぎを陽明中学校に贈呈

団体 ミミズコンポストによる住民交流の促進

- 「横町編集部」が「横町スタジオ」にミミズコンポストを設置し、生ごみの資源化と住民交流を促進
- 有終西小学校にコンポストを設置し、7～10月の4か月間で40kg以上の生ごみを処理

市 フードドライブの実施



有終西小児童によるミミズコンポスト製作

1 小水力発電の導入拡大

進捗：○順調 △努力が必要 ×相当の努力が必要

【概要】

- ・ 県内有数の発電ポテンシャルを生かし、山間部の河川や農業用水など、流量が豊富で高低差の取れる箇所での小水力発電導入を促進します。
- ・ 発電所建設や管理は、設計や工事（土木、建築）、メンテナンスなどを市内事業者が連携して担うことにより経済効果を高めます。

事業者・団体 小水力発電所の整備・運転

- ・ 市内12か所でFIT認定を受けた小水力発電所が整備又は運転（令和5年度末時点）



木本小水力発電所

2 バイオマスエネルギーの利活用

進捗：○順調 △努力が必要 ×相当の努力が必要

【概要】

- ・ 市域の約87%を占める森林が持つ資源を生かし、すでに稼働している木質バイオマス発電所へのバイオマス燃料安定供給を関係者の協力の下、維持します。
- ・ 間伐材、建築残材のほか、多くを産業廃棄物として処分しているもみ殻などを燃料化し、それらを使ったボイラーやストーブの普及を促進することにより、冬期間の熱利用を石油燃料から再エネに転換します。

市 「うらら館」への木質バイオマスボイラーの導入（R6.3）

- ・ トロン温浴施設「うらら館」に市内で加工した木質ペレットを燃料とする木質バイオマスボイラーを導入。
- ・ 災害時の停電などに備え非常用自家発電機も設置

事業者 木質バイオマス発電所の安定稼働 ※再掲事業者 木質バイオマス燃料の加工 ※再掲市 間伐材の安定供給支援 ※再掲

3 太陽光発電の導入支援

進捗：○順調 △努力が必要 ×相当の努力が必要

【概要】

- ・ 産業、民生業務、民生家庭部門における自家消費を中心とする蓄電池を活用した需給一体型の太陽光発電設備の導入を進めます。
- ・ CO2削減量に加え、光熱費削減や防災機能強化などの効果が見込める公共施設において優先的に導入します。また、積雪を考慮した設置やP P A等の導入手法を検討し、市内事業所等への横展開を目指します。
- ・ 耕作放棄地や空き地など未利用地（低利用含む）への導入や営農型など、オフサイト型の設置を進めます。

市 住宅の太陽光設備導入を支援する補助制度の設計 ※令和6年度より事業化

① 再エネの地産地消スキーム・ビジネスモデルの構築

進捗：○順調 △努力が必要 ×相当の努力が必要

【概要】

- 再エネの地産地消の推進に向けて、官民連携により、市内で発電された再エネ電力（FIT電力や卒FIT電力、それ以外の電力（非FIT電力）を地域内で有効に活用するスキームを構築します。
- PPA事業やエネルギーマネジメント事業など再エネ関連の地域振興につながるビジネスモデルの構築に取り組んでいきます。

事業者・市 卒FIT電力の公共施設への供給（R5.9～）

- 北陸電力株式会社が、卒FIT電力を公共施設で利用することに同意する市民及び事業者を募集し、応募のあった卒FIT電力を公共施設（越前大野城、トロン温浴施設うらら館、本願清水イトヨの里）に供給

② 再エネ供給による産業振興

進捗：○順調 △努力が必要 ×相当の努力が必要

【概要】

- 地産地消スキームを活用した再エネの供給（環境価値のみ含む）や再エネ設備導入支援を、企業誘致につなげます。
- 市内の既存企業と連携し再エネを導入または融通し合うことで、RE100対応やBCP対策などを進め産業振興につなげます

市 積極的な企業誘致活動

- 県と連携し製造業を中心に143社に対し、大野市富田産業団地等への誘致活動を実施（誘致には至らず）

③ 農業系未利用資源を活用した通年型農業の構築

進捗：○順調 △努力が必要 ×相当の努力が必要

【概要】

- 未利用資源であるもみ殻などを燃料とするバイオマスボイラーとその熱源を利用する農業用ハウスを整備し、通年型農業を構築します。
- 通年型農業により、新たな作物の生産を促進し、道の駅などでの販売につなげます。

事業者 もみ殻暖房機の活用

- 一部農業者が県補助金を活用して導入した「もみ殻暖房機」を活用

市 農林水産物の多様な販売活動

- 道の駅での販売、ふるさと納税での提供など、農林水産物の多様な販売活動を展開。越前おおの農林楽舎へ出荷され、道の駅等で販売された売上高は5,080万円となり、過去最高を記録

市 園芸農業の担い手育成

- 初心者向け園芸栽培講座を2回、果樹栽培講座を1回開催し、誰もが農業を学び、農業に触れる機会を提供（延べ58人参加）



もみ殻暖房機

1 官民連携による脱炭素プロジェクトの推進

進捗：○順調 △努力が必要 ×相当の努力が必要

【概要】

- 脱炭素の取り組みはあらゆる主体に関わり、部門を越えた総合的な取り組みを進める必要があることから、市内ステークホルダー（利害関係者）を構成員の中心とする**大野市脱炭素推進会議を新たに組織し、各プロジェクトを推進する体制を構築**します。
- 推進会議を通じ、市民および事業者と**目指すべきゴールを共有**したうえで、それぞれが**主体的に脱炭素プロジェクトを推進**するとともに、**互いに連携しあうこと**でより効果的かつ着実に取り組みを進めています。
- 推進会議では、大野市全体や部門ごとの脱炭素に関する**情報（現状と課題）の共有**や、各プロジェクトの推進に向けた**具体策の検討と役割分担**、各取り組みの**評価と課題解決または発展策の検討**などを行います。

事業者・団体・市 大野市脱炭素推進会議の設置（R5.6～）

- カーボンニュートラル達成と地域課題解決の同時実現に向け、多様な主体が連携・協働し、官民一丸となり脱炭素に向けた取り組みを推進するために設置し、6月と11月に会合を開催

2 脱炭素人材の育成とネットワークづくり

進捗：○順調 △努力が必要 ×相当の努力が必要

【概要】

- 市民や事業者から賛同者を募るなど2050年脱炭素社会の実現に向けて共に挑戦する仲間（パートナー）作りとネットワーク化を進めます。
- ネットワークを通じ、省エネ等促進の担い手となる**事業者に対しては専門性**を高めるセミナーや相互学習の場、**市民には地球温暖化に対しとるべき行動について学ぶ機会**を提供し、需要と供給それぞれの面で脱炭素人材の育成を図ります。
- 事業者がもつ脱炭素に関するノウハウや技術と市民等が抱える脱炭素課題を共有、マッチングさせることで、仲間同士の協力または連携による脱炭素化を促進し、診断・提案、施工・工事、メンテナンス等の一連の業務を市内事業者が実施する形へと発展させていきます。

事業者・市 結のEco協賛店

- 市民の「CO2削減につながる商品等」の購入をサポートする事業者（結のEco協賛店）を募集し、賛同した店舗をリーフレットやホームページ等で紹介（R6.3時点 登録者数51者）

事業者・団体・市 おおのSDGsパートナー連絡協議会の設置（R5.12～）

- 市内でSDGsに取り組む事業者・団体などが業種や分野を超えて連携することを目的に設置（R6.3時点 登録者数47者）

市 オオノ シティ スター ポイント プロジェクト（R6.2）

- 阪谷小児童が、「光害対策」「脱炭素」「星空学び」の3つの視点から、星空を美しく見るために具体的に取り組むべきことを示したポイントカードを作成し、市が全戸配布。取り組んでくれた人には児童からお礼の手紙などを送付



オオノ シティ スター ポイント プロジェクト
ポイントカード

＜数値目標の実績値＞

数値目標	R2年度 基準値	R3年度 実績値	進捗	増減 (R3年度-R2年度)	R12年度 目標値	R32年度 目標値
①CO ₂ 実質排出量	70.4千t-CO ₂	73.4千t-CO ₂	○ (順調)	3.0千t-CO ₂	24.6千t-CO ₂	▲80.7千t-CO ₂
②再生可能エネルギー導入量 (新規追加分)	0千t-CO ₂	0.2千t-CO ₂	△ (努力が必要)	0.2千t-CO ₂	4.1千t-CO ₂	36.5千t-CO ₂
③森林吸収量	150.4千t-CO ₂	146.4千t-CO ₂	△ (努力が必要)	▲4.0千t-CO ₂	150.4千t-CO ₂	150.4千t-CO ₂

(参考) ※脱炭素ビジョンの数値目標に設定していない項目

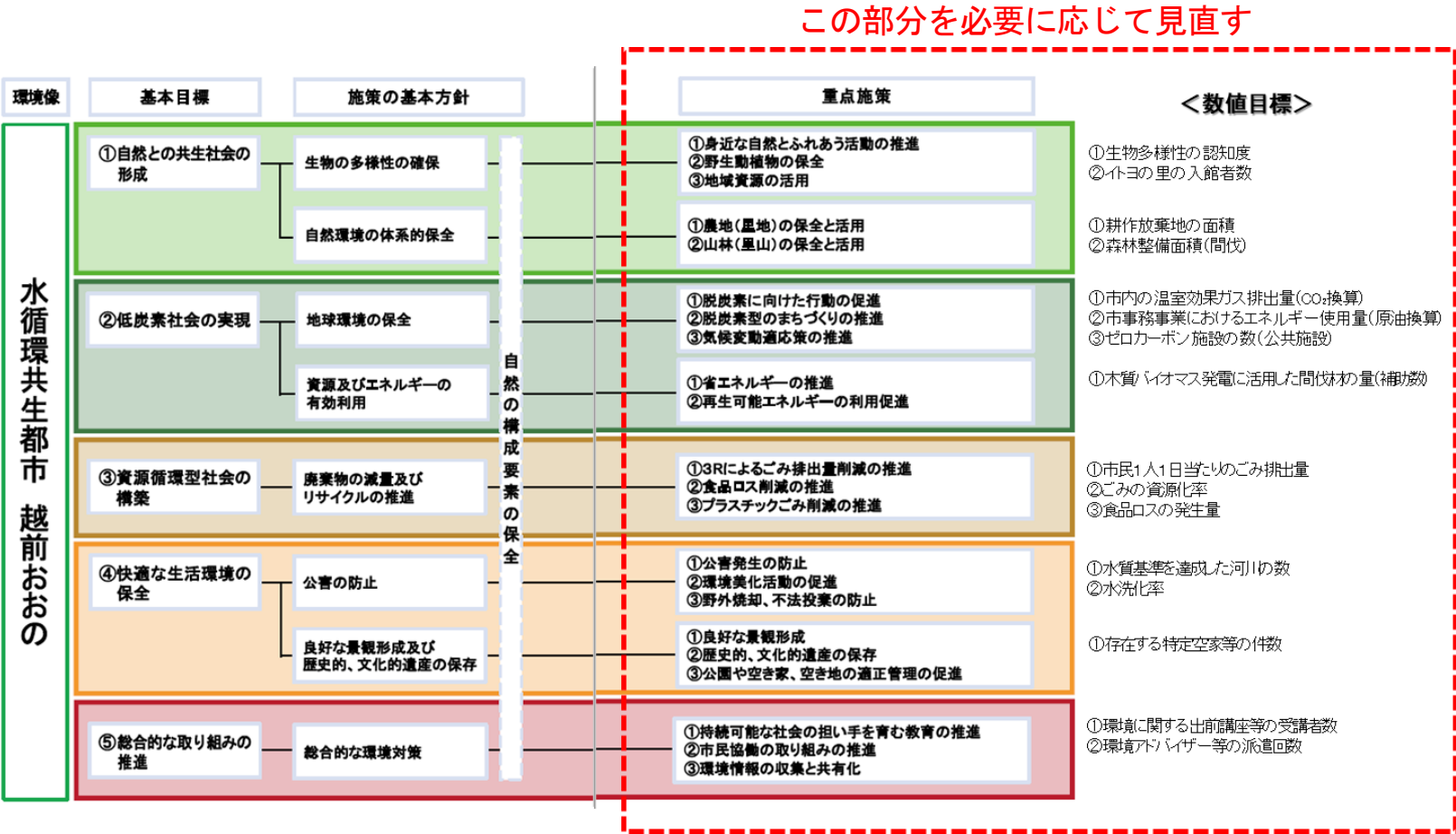
④CO ₂ 排出量 (① + ③)	220.8千t-CO ₂	219.8千t-CO ₂	—	▲1.0千t-CO ₂	175.0千t-CO ₂	▲69.7千t-CO ₂
------------------------------	-------------------------	-------------------------	---	------------------------	-------------------------	-------------------------

＜傾向・要因＞

- 「①CO₂実質排出量」について、「③森林吸収量」の減少が影響し、前年度を上回った。(前年度比：4.3%増)
なお、国全体、県全体においても前年度を上回る結果となっている。(前年度比：国2.0%増、県1.9%増)
- 「②再生可能エネルギー導入量」について、0.2千t-CO₂の新規追加があった。住宅における太陽光発電設備の導入や小水力発電所の整備が進んだことが主な要因と考えられる。
- 「③森林吸収量」について、前年度を下回った(前年度比2.7%減)。森林の高齢化による成長の鈍化が主な要因と考えられる。
- 「④CO₂排出量(森林吸収量を差し引く前の正味排出量)」について、コロナ禍からの経済回復により全国的に前年度を上回る傾向があるなか、当市では「産業」部門で前年度を上回り、「産業」以外の各部門(「民生業務」「民生家庭」「運輸」「廃棄物」)で前年度を下回り、全体として前年度を下回った。(前年度比0.5%減)

環境基本計画見直しの考え方

- 第三期環境基本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度まで（10年間）
- 環境基本計画には、「毎年度ごとの点検・評価結果や社会状況の変化などに適切に対応するため、**令和7年度に中間評価**を行い、第六次大野市総合計画後期基本計画との整合性を図りつつ、市民や審議会などの意見を聴きながら、**重点施策と数値目標または目標値について検討を行い、必要に応じて見直す**」という方針が定められており、この方針に基づいて令和7年度に見直しを行う。



スケジュール（案）

- 令和7年度に、令和3年度～6年度（4年間）の施策の取組状況及び成果を報告書に取りまとめ、環境保全対策審議会を中心に、脱炭素推進会議、廃棄物減量等推進会議の各委員の意見をいただきながら、その意見を踏まえて計画の見直し（改訂）を行う。
- 令和6年度中に第2回会議を開催し、令和7年度は3回の会議を予定

	R6年度		R7年度											
	～2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境保全対策審議会		R6年度第2回 ■ ・環境基本計画見直しの方向性（詳細）について				R7年度第1回 ■ ・R3～R6（4年間）の施策の取組状況報告について			R7年度第2回 ■ ・環境基本計画（素案）の協議		R7年度第3回 ■ ・環境基本計画（案）の協議			
脱炭素推進会議						R7年度第1回 ■			R7年度第2回 ■					
廃棄物減量等推進会議						R7年度第1回 ■								
庁内事務			・R3～R6施策（4年間）の取りまとめ→			環境基本計画（素案）の作成→			環境基本計画（案）の作成→			庁議 ■	策定 ★	

現時点のスケジュール案であり、新年度予算編成などを踏まえて変更となる場合があります